資料１－１

令和５年度の業務の実績に関する評価（ポイント）
（漁業信用保険業務）

漁業信用保険業務は、Ａ評価となった。
項目別の実績と評価の概要については、以下のとおり。

①　社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受け　【重要度：高】【困難度：高】

- 令和５年度の保険引受残高は2,047億円であり、定量的指標（2,000億円の確保）を達成。
- 水産庁等からの情報収集や重点的に引受を推進する対象の明確化とその関係団体への共有、漁業者等への保証保険制度の周知と利用促進等を実施。

⇩

- 主務大臣の評価はＡ（自己評価はＡ）

②　適切な保険料率の設定　【重要度：高】

- 前年度に理論値を算出できなかった料率区分のあり方について、適切に検討・検証を実施。
- 保険料率を検証し、引下げ要件に該当するものについて、適切かつ迅速に引下げを実施。

⇩

- 主務大臣の評価はＢ（自己評価はＡ）

③　保険事故率の低減に向けた取組の実施
【重要度：高】【困難度：高】

- 令和５年度の償還事故率は0.97%であり、年度評価における定量的指標（３%以下）を達成。

・　保険金支払事案の申し送り案件、留意点等を取りまとめ、基金協会へ提示等を実施。
・　関係機関との協議のうえ、融資機関、基金協会の抱える課題について整理し、期中管理の取組の強化に向けた指針を作成したことに加え、関係機関の連携強化等を図った。

⇩

・　主務大臣の評価はＡ（自己評価はＡ）

④　その他事務処理の適正かつ迅速な実施

・　定量的指標（大口引受案件の事前協議等について、標準処理期間内の処理率 80%以上）の達成度合いが120%以上となる実績（同処理率 100%）。
・　省略可能な手続きを特定し廃止するなど事務処理の簡素化を実施。

⇩

・　主務大臣の評価はＡ（自己評価はＡ）

独立行政法人農林漁業信用基金の
令和５年度に係る業務の実績に関する評価書

財務省

農林水産省

様式１－１－１　中期目標管理法人　年度評価　評価の概要様式

１．評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人農林漁業信用基金	
評価対象事業年度	年度評価	令和５年度（第５期）
	中期目標期間	令和５年度～令和９年度

２．評価の実施者に関する事項				
主務大臣		農林水産大臣		
	法人所管部局	経営局	担当課、責任者	金融調整課長　宮田　龍栄
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長　八百屋　市男
主務大臣		財務大臣（農業信用保険事業、林業信用保証事業及び漁業信用保険事業に関する評価を農林水産大臣と共管）		
	法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	政策金融課長　大江　賢造
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	文書課政策評価室長　佐藤　浩一

３．評価の実施に関する事項
・７月２６日：年度実績に係る自己評価について理事長及び監事からのヒアリング ・７月３１日：年度実績に係る自己評価及び大臣評価案について農林水産省独立行政法人評価有識者会議農林漁業信用基金部会からの意見聴取

４．その他評価に関する重要事項
・該当なし

様式１－１－２　農林漁業信用基金　年度評価　総合評定様式

１．全体の評定						
評定 （Ｓ、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ）	A：当該法人の業務向上努力により、年度計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	（参考）本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
		令和５年度	６年度	７年度	８年度	９年度
		A				
評定に至った理由	項目別評定は、小々項目 14 項目中Ａ評価が７項目 B 評価が７項目、小項目８項目中 A 評価が５項目 B 評価が３項目、中項目 21 項目中 A 評価が５項目 B 評価が 12 項目評価対象外が４項目、大項目４項目中 A 評価が１項目 B 評価が３項目となっており、全体として中期の目標を上回る取組を行っている。 また、全体の評定を引き下げる事象もなかったため、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき A とした。					

２．法人全体に対する評価	
法人全体の評価	農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業保険関係業務、漁業災害補償関係業務の実施に当たり、理事長のリーダーシップの下、業務の進捗や予算執行の把握に努め、業務運営の効率化を図りつつ適確に業務運営が遂行されていることに加え、法人が独自に取り組み、一定の成果があったと認められる項目が多数見られることにより、全体として、所期の目標を上回る水準の取組を行っていると評価する。 また、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

３．項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	該当なし
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

４．その他事項	
監事等からの意見	特になし
その他特記事項	（独立行政法人評価有識者会議農林漁業信用基金部会における有識者からの意見） 評価全体について、重要度と困難度の導入によってメリハリを付けた評価となり、以前に比べると改善されているとの意見が出された。

年度評価　項目別評定総括表

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別調書No	備考
	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度		
第１ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	A						
1　農業信用保険業務	A					第1-1	P１
(1) 社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保険の引受け【重要度：高】【困難度：高】	A					第1-1-(1)	P３
(2) 農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保	A					第1-1-(2)	P６
ア 適切な保険料率の設定【重要度：高】	B					第1-1-(2)-ア	P８
イ 保険事故率の低減に向けた取組の実施【重要度：高】【困難度：高】	A					第1-1-(2)-イ	P10
ウ 適切な求償権の管理・回収の取組の促進	B					第1-1-(2)-ウ	P14
エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施	A					第1-1-(2)-エ	P16
2　林業信用保証業務	A					第1-2	P20
(1) 森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進	B					第1-2-(1)	P22
ア 融資機関等に対する普及推進の取組【重要度：高】【困難度：高】	B					第1-2-(1)-ア	P24
イ 社会経済情勢に対応した林業者等の資金調達円滑化の支援	A					第1-2-(1)-イ	P30
(2) 林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営	A					第1-2-(2)	P32
ア 適切な保証料率の設定【重要度：高】	A					第1-2-(2)-ア	P34
イ 代位弁済率の低減に向けた取組の実施【重要度：高】【困難度：高】	B					第1-2-(2)-イ	P36
ウ 求償権の回収の取組の実施	B					第1-2-(2)-ウ	P39
エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施	A					第1-2-(2)-エ	P41
3　漁業信用保険業務	A					第1-3	P45
(1) 社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受け【重要度：高】【困難度：高】	A					第1-3-(1)	P47
(2) 漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保	A					第1-3-(2)	P50
ア 適切な保険料率の設定【重要度：高】	B					第1-3-(2)-ア	P52
イ 保険事故率の低減に向けた取組の実施【重要度：高】【困難度：高】	A					第1-3-(2)-イ	P54
ウ 適切な求償権の管理・回収の取組の促進	B					第1-3-(2)-ウ	P58
エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施	A					第1-3-(2)-エ	P60
4　農業保険関係業務	B					第1-4	P63
5　漁業災害補償関係業務	B					第1-5	P65

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別調書No	備考
	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度		
第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	B						
1　事業の効率化（令和４年度対比５％以上の調査研究費、委託業務費及び業務管理費の削減）	A					第2-1	P67
2　経費支出の抑制（令和４年度対比20%以上の一般管理費の抑制）	B					第2-2	P69
3　デジタル化の推進	B					第2-3	P72
4　調達方式の適正化	B					第2-4	P75
第３　財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	B						
1　健全な業務収支の維持・確保	B					第3-1	P78
2　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	B					第3-2	P81
3　決算情報・セグメント情報の開示	B					第3-3	P84
4　長期借入金の条件						第3-4	P85
5　短期借入金の限度額	B					第3-5	P86
6　不要財産の処分に関する計画						第3-6	P87
7　不要財産以外の重要な財産の譲渡等に関する計画						第3-7	P88
8　剰余金の使途						第3-8	P89
第４　その他主務省令で定める業務運営に関する事項	B						
1　施設及び設備に関する計画	B					第4-1	P90
2　職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	A					第4-2	P92
3　積立金の処分に関する事項	B					第4-3	P96
4　その他中期目標を達成するために必要な事項	B					第4-4	P97
(1) ガバナンスの高度化	B					第4-4-(1)	P98
(2) 情報セキュリティ対策	B					第4-4-(2)	P101

別紙		
1．令和５事業年度予算及び決算	2．令和５事業年度収支計画及び実績
3．令和５事業年度資金計画及び実績	令和５年度業務収支

（注１）「第１-１-(1) 社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保険の引受け」、「第１-１-(2)-イ 保険事故率の低減に向けた取組の実施」、「第１-１-(2)-ウ 適切な求償権の管理・回収の取組の促進」、「第１-１-(2)-エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施」、「第１-２-(1)-ア 融資機関等に対する普及推進の取組」、「第１-２-(2)-イ 代位弁済率の低減に向けた取組の実施」、「第１-２-(2)-エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施」、「第１-３-(1) 社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受け」、「第１-３-(2)-イ 保険事故率の低減に向けた取組の実施」、「第１-３-(2)-エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施」、「第１-４ 農業保険関係業務」、「第１-５ 漁業災害補償関係業務」、「第２-１ 事業の効率化」及び「第２-２ 経費支出の抑制」については、定量評価である。
このうち、「第１-１-(1) 社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保険の引受け」、「第１-１-(2)-ウ 適切な求償権の管理・回収の取組の促進」、「第２-１ 事業の効率化」及び「第２-２ 経費支出の抑制」については、中期目標期間で達成の可否を判断する項目であるため、見込評価、期間実績評価及び５年目の年度評価では定量で評価し、それ以外の場合は定性評価とする。

（注２）第１の評定については、当該大項目を構成する５つの中項目のうち、３項目でA、２項目でBとなり、重要度：高とした小々項目を含む３つの項目のうち、３項目でAとなったため、Aとした。
（３項目×３点＋２項目×２点＋３項目×３点）/（５項目×２点＋３項目×２点）＝137.5%
第２の評定については、当該大項目を構成する４つの中項目のうち、１項目でA、３項目でBとなったため、Bとした。（１項目×３点＋３項目×２点）/（４項目×２点）＝112.5%
第３の評定については、当該大項目を構成する８つの中項目のうち、実績のない４項目を除き、４項目でBとなったため、Bとした。（４項目×２点）/（４項目×２点）＝100%
第４の評定については、当該大項目を構成する４つの中項目のうち、１項目でA、３項目でBとなったため、Bとした。（１項目×３点＋３項目×２点）/（４項目×２点）＝112.5%
法人の総合評価については、大項目４つのうち、１項目でA、３項目でBとなり、重要度：高とした小々項目を含む１つの大項目がAであったため、Aとした。（１項目×３点＋３項目×２点＋１項目×３点）/（４項目×２点＋１項目×２点）＝120%
※評価基準に基づき算出。

年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

１．当事務及び事業に関する基本情報	
第１－１	農業信用保険業務

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

農業信用保険業務
（１）社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保険の引受け
（第１－１－（１）参照）
（２）農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保
（第１－１－（２）参照）

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和５年度（2023 年度）	６年度（2024 年度）	７年度（2025 年度）	８年度（2026 年度）	９年度（2027 年度）
予算額（千円）	25,112,712				
決算額（千円）	22,724,581				
経常費用（千円）	3,997,123				
経常収支（千円）	425,779				
行政コスト（千円）	4,060,587				
従事人員数（人） ※期首の全体数	※102				

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
第３　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 １　農業信用保険業務 （１）社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保険の引受け （第１－１－（１）参照） （２）農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 （第１－１－（２）参照）	第１－１－（１）及び（２）を参照。	同左	同左	評定：Ａ ２項目についてＡとしたことから、中項目「１　農業信用保険業務」についてはＡ評価とする。	評定　Ａ ＜評定に至った理由＞ ２つの小項目のうち、２項目でＡとなった。このうち重要度が高いとされた２項目（（１）社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保険の引受け、（２）農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保）でＡとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「１　農業信用保険業務」についてはＡ評価とする。 （２項目×３点＋２項目×３点）/（２項目×２点＋２項目×２点）＝150.0% ※算定にあたっては、評定毎の

					点数を、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点とし、重要度が高い項目については、ウエイトを2倍としている。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

１．当事務及び事業に関する基本情報	
第１－１－（１）	農業信用保険業務－社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保険の引受け

２．主要な経年データ

主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間 最終年度値　②	令和５年度 （2023 年度）	６年度 （2024 年度）	７年度 （2025 年度）	８年度 （2026 年度）	９年度 （2027 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
農業資金の法人向け新規引受額 （百万円）	－	－	77,180					
農業資金の法人向け新規引受累計額　① （百万円）	－	387,489	77,180					
前期中期目標期間対比 （①÷②）	前中期目標期間実績比５％以上増加	100%	－	－	－	－		

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
第３　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 １　農業信用保険業務 （１）社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保険の引受け 農業分野における脱炭素・グリーン化の取組やスマート農業の実装等に伴い新たに生じる資金需要にも対応し、適切な引受けを進める。あわせて、農業経営の大規模化や法人経営体の増加、生産・経営内容の多様化等が進んでいる中、個々の農業経営の財務状況に基づく	第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 １　農業信用保険業務 （１）社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保険の引受け 農業分野における脱炭素・グリーン化の取組やスマート農業の実装等に伴い新たに生じる資金需要にも対応し、適切な引受けを進める。 あわせて、農業経営の大規模化や法人経営体の増加、生産・経営内容の多様化等が進んでいる中、個々の農業経営の財務状況	第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 １　農業信用保険業務 （１）社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保険の引受け ア　スマート農業等の新技術について、技術ごとの普及状況、導入方法（融資の活用等）、技術導入時の費用、技術導入後の効果、今後の普及の見通し等について主務省等からの情報収集等を行い、その資金需要、保証需要について主務省とともに	＜主な定量的指標＞ ○　中期目標期間における農業資金の法人向け新規引受額（５年間累計）を前中期目標期間実績比で５％以上増加 ＜その他の指標＞ ○　農業信用保証保険サービスに関する利用者のニーズの把握に係る取組状況 ＜評価の視点＞ 農業分野における脱炭素・グリーン化の取組やスマート農業の実装等に伴い新たに生じる資金需要にも対応し、適切な	＜主要な業務実績＞ ア　スマート農業等の新技術 ○　主務省の協力のもと、技術会議事務局や農研機構等を交えた意見交換会や現地訪問（岩手県、石川県）による生産者等との意見交換を通じて、スマート農業のマーケットや実証事例の費用対効果などについて情報収集を実施した。 ○　スマート農業等に係る保証需要について、農業信用基金協会に対し調査を実施したところ、省力化やコスト削減等費用対効果の判断が難しいなどの意見があった。 これを踏まえ、農研機構に対し、スマート農業についての保証審査に資するよう、新技術導入後の経営改善効果、与信評価を簡易的にシミュレーションできるツール（水田作）の開発を依頼するとともに、審査に必要な分析項目や着眼点を提案するなど、農研機構の	＜自己評価＞ 評定：Ａ スマート農業の実装等に伴い新たに生じる資金需要に対応するため、関係機関（技術会議事務局、農研機構）を交えた意見交換会（ＷＥＢ会議）等を通じて資金需要等を把握した。 法人向けを中心とする農業資金の保証需要等については、農業信用基金協会への調査やブロック会議等を通じて把握するとともに、農業保証保険制度を利用するメリットがわかる法人向けパンフレットを新たに作成・配布し、農業者等へ情報提供を実施した。 また、スマート農業及び農業法人向けの引受推進に向けた分析等を業務運営の検証委員会で行うなどの取組を実施した。 加えて、スマート農業において、適切な引受けができるよ	評価　Ａ ＜評定に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、スマート農業の実装等に伴い新たに生じる資金需要に係る保証審査に対応するため、技術会議事務局や農研機構と打ち合わせを行う中で、スマート技術導入後の経営改善効果を簡易的にシミュレーションできるツールの開発を提案するとともに、基金協会が保証審査上必要とする分析項目や着眼点を助言することによりツールの

信用リスクに応じた引受けを進める。 　また、引き続き、農業信用保証保険サービスに関するニーズを適確に把握しつつ、当該サービスを必要とする農業者が適切に利用できるように取り組む。 【指標】 ○　中期目標期間における農業資金の法人向け新規引受額（５年間累計）を前中期目標期間実績比で５％以上増加 ○　農業信用保証保険サービスに関する利用者のニーズの把握に係る取組状況 【重要度：高】 ・　我が国農業において、脱炭素・グリーン化の取組の導入・加速化、スマート農業の実装等が進められていく中、こうした動きに伴い生じる資金需要についても、適切に引受けが行われるようにしていくことが重要であるため。 ・　農業構造について、経営の大規模化が進み、法人経営体も増加し、さらに生産・経営内容の多様化等も進む中、それぞれの信用リスクを踏まえた引受けが行われていくことが重要であるため。 ・　就農や経営規模の拡	に基づく信用リスクを踏まえた引受けを実現できるよう、農業信用基金協会、融資機関と連携して、以下の取組を行う。 ア　新たな技術革新など農業をめぐる内外の環境の変化を踏まえ、現場での新たな活用ニーズに対応した農業信用保険の引受け イ　法人経営、大規模経営等農業者の生産経営構造の変化等に対応し、利用者ニーズを反映した農業信用保険の引受け ウ　借入者の信用リスク（経営財務状況）に応じた農業信用保険の引受け エ　農業信用保証保険サービスに関する利用者のニーズの把握　（同サービスに関する効果的な広報の手法の検討・実施を含む。） 　これらについては、毎年度、年度計画において具体的な活動内容を明確に定めるとともに、その成果については、毎年度、業務運営の検証委員会において検証した上で、中期目標期間の最終年度（令和９年度）までにあるべき姿の実現を図る。	精査する。 イ （ア）法人経営、大規模経営等について、信用基金の有する法人引受データや、法人化支援活動を行っている関係団体、行政機関への情報収集等によって、畜産、施設園芸等経営部門ごとの資金需要、保証需要について主務省とともに精査する。 （イ）農業経営の大規模化、法人経営の増加を受け、法人化支援活動を行っている関係団体、都道府県等行政機関へ保証・保険について農業者向けパンフレットを活用して情報提供し、農業者等への周知を図る。 ウ　農業者の経営財務状況に応じた段階的な保険料率の導入の必要性について、農業信用基金協会の全国、地域別の会議等を通じて、農業信用基金協会と認識の共有化を図る。 エ　農業信用保証保険サービスに関してホームページや広報誌等を通じて情報提供するとともに、農業信用基金	引受を進めているか 　農業信用保険サービスに関するニーズを適確に把握しつつ、当該サービスを必要とする農業者が適切に利用できるように取組は行われているか	ツール開発に協力した。 　本ツールについて、農業信用基金協会に操作方法等の説明会を実施（９月）した上で、10 月から計 17 農業信用基金協会に配布した。 ○　農林水産省主催のイベント（スマート農業推進フォーラム等）の会場に農業保証保険制度の案内（パンフレット）等の配布、展示を実施した。 イ　法人経営、大規模経営等 ○　主務省の協力のもと、経営局経営政策課、日本農業法人協会、農林中央金庫、日本政策金融公庫等との意見交換により資金需要、保証需要について情報収集を実施するとともに、農業信用基金協会に対し法人向けを中心とする農業資金の保証需要等に関する調査を実施した。 ○　前項調査結果及び信用基金の保有データの資金種類等項目別の引受実績を基に、各地域で開催される農業信用基金協会の各種会議（以下「ブロック会議」という。）において、農業信用基金協会から取組状況等の報告を求め、農業法人等に対する保証推進の取組の必要性についての認識を共有した。 　また、各農業信用基金協会が法人引受けに向けて、関係機関に働きかけを行うよう促した。 ○　日本農業法人協会への協力依頼（メルマガ配信）、経営局経営政策課が主催する都道府県農業経営・就農支援センター担当者を参集した会議（9/12 開催）などにおいて保証保険制度を周知した。 ○　農業保証保険制度を利用するメリットがわかる法人向けパンフレットを作成するとともに、各機関	う、当初の計画にはない農業信用基金協会の保証審査の一助となるツールの開発を農研機構に依頼し、審査に必要な分析項目を提案するなど、ツールの開発に協力するとともに、農業信用基金協会への配布を年内に実施した。 　以上のとおり、所期の目標を大きく上回る成果があったため、Ａとする。 ＜課題と対応＞ －	開発が実現し、同ツールを利用申込のあった 17 基金協会へ配布をしたことから、所期の目標を大きく上回る成果として「Ａ」評価が妥当である。 　今後も、社会情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保険の引受けに向け、可能かつ必要な範囲内で当該法人独自の取組の継続が期待される。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

大、経営継承等の様々な局面で農業信用保証保険サービスが有効に利用され得るよう、本制度に関する農業者の具体的なニーズを適確に把握するとともに、農業者の資金調達においても多様な融資機関が利用されるようになっていることを踏まえ、当該サービスを必要とする農業者が適切に利用できるようにしていくことが重要であるため。 【困難度：高】 農業資金の法人向け新規引受額の増加に関する指標について、前中期目標期間においては、令和２年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響等によると見られる農業法人向け新規引受額が減少しており、ポストコロナに向けた農業法人向け新規引受額の回復が依然として道半ばの状況であるため。 ＜想定される外部要因＞ 経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。	【指標】 ○　中期目標期間における農業資金の法人向け新規引受額（５年間累計）を前中期目標期間実績比で５％以上増加 ○　農業信用保証保険サービスに関する利用者のニーズの把握に係る取組状況	協会の地域別の会議等において、各地域における資金需要等を聴取するなど、利用者のニーズの把握・収集を行う。 これらについて、業務運営の検証委員会で検証し、必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○　農業信用保証保険サービスに関する利用者のニーズの把握に係る取組状況		やイベントを通じてパンフレット等を配布し、農業者等へ情報提供を行った。 ウ　段階的な保険料率の導入 令和５年度理論値保険料率を基に、より望ましい保険料率体系の検討を行い、具体的なイメージ案を作成した上で、農業者の経営財務状況に応じた段階的な保険料率の導入・拡充を含む見直しに向けた検討状況等を農業信用基金協会の全国及びブロック会議で説明を実施した。 エ　利用者のニーズの把握・収集 農業信用基金協会に対し法人向けを中心とする農業資金の保証ニーズ把握等の取組状況につき調査を実施するとともに、ブロック会議において、農業信用基金協会から法人引受けの取組状況等の報告を求め、聴取した情報を整理した。 上記ア～エの取組について、令和５年12月に開催した業務運営の検証委員会において、説明・意見交換を行い、賛意が得られた。 その内容は信用基金ホームページで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-nou.html		

年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第１－１－（２）	農業信用保険業務－農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保

2．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

農業信用保険業務
（２）農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保
ア　適切な保険料率の設定　（第１－１－（２）－ア　参照）
イ　保険事故率の低減に向けた取組の実施　（第１－１－（２）－イ　参照）
ウ　適切な求償権の管理・回収の取組の促進　（第１－１－（２）－ウ　参照）
エ　その他事務処理の適正かつ迅速な実施　（第１－１－（２）－エ　参照）

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和５年度（2023 年度）	６年度（2024 年度）	７年度（2025 年度）	８年度（2026 年度）	９年度（2027 年度）
予算額（千円）					
決算額（千円）					
経常費用（千円）					
経常収支（千円）					
行政コスト（千円）					
従事人員数（人） ※期首の全体数					

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
第３　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 １　農業信用保険業務 （２）農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 ア　適切な保険料率の設定 （第１－１－（２）－ア　参照） イ　保険事故率の低減に向けた取組の実施 （第１－１－（２）－イ　参照） ウ　適切な求償権の管理・回収の取組の促進 （第１－１－（２）－ウ　参照） エ　その他事務処理の適正かつ迅速な実施 （第１－１－（２）－エ　参照）	第１－１－（２）－ア～エを参照。	同左	同左	評定：Ａ ２項目についてＡ、２項目についてＢとしたことから、評価の基準を踏まえ、小項目「（２）農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保」についてはＡ評価とする。	評定　Ａ ＜評定に至った理由＞ ４つの小々項目のうち、２項目でＡ、２項目でＢとなった。このうち、重要度が高い業務とされた１項目（（ア）適切な保険料率の設定）でＢ、１項目（（イ）保険事故率の低減に向けた取組の実施）でＡとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果を行った結果、小項目「（２）農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保」についてはＡ評価とする。 （２項目×３点＋２項目×２点＋１項目×２点＋１項目×３点）/（４項目×２点＋２項目×２点）＝125.0%

					※算定にあたっては、評定毎の点数を、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点とし、重要度が高い項目については、ウエイトを2倍としている。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第１－１－（２）－ア	農業信用保険業務－農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保－適切な保険料率の設定

2．主要な経年データ

主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等		達成目標	（参考） 前中期目標期間 最終年度値	令和５年度 （2023 年度）	６年度 （2024 年度）	７年度 （2025 年度）	８年度 （2026 年度）	９年度 （2027 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
主な資金の保険料率（保証保険）									
特定資金	農業経営改善資金	－	年 0.06%、 年 0.13%又は 年 0.18%	年 0.06%、 年 0.13%又は 年 0.18%					
	農業経営維持資金	－	年 0.34%	年 0.34%					
農業施設資金		－	年 0.18%	年 0.18%					
農業運転資金		－	年 0.18%又は 年 0.23%	年 0.18%又は 年 0.23%					
農家経済安定施設資金		－	年 0.09%	年 0.09%					
農家生活改善資金		－	年 0.21%	年 0.21%					

（注）上記のほかに、農業経営改善資金、農業経営維持資金、農業施設資金及び農業運転資金について災害特例保険料率を設けている。

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
（２）農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 農業者の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 ア　適切な保険料率の設定 農業信用保険業務の資金全体での収支均衡を旨とし、毎年度、保険料率水準を点検し、必要に	（２）農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 農業者の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努める。 ア　適切な保険料率の設定 （ア）農業信用保険業務の資金全体での収支均衡を旨とし、毎年度、保険料率算定委員会において保険	（２）農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 農業者の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努める。 ア　適切な保険料率の設定 （ア）農業信用保険業務の資金全体での収支均衡を図るべく、料率算定委員会において保険料率水準を	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 農業信用保険業務の資金全体での収支均衡を図るべく、料率算定委員会において保険料率水準を点検し、必要に応じて、保険料率の見直しは行われているか	＜主要な業務実績＞ ○　農業信用保険業務の資金全体での収支均衡を図るべく、理論値保険料率を算定・分析するとともに、令和５年 12 月に料率算定委員会で保険料率水準の点検を行い、令和６年度の保険料率については据え置きとした。 この他、①より望ましい保険料率体系に向けた見直し、②災害特例保険料率の適確な運用に向けた制度改善について、検討した。 上記の料率算定委員会の結果については、令和６年２月に開催した農業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行い、賛意が得られた。 その内容は信用基金ホームページで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-	＜自己評価＞ 評定：Ｂ 保険料率算定委員会において、保険料率水準の点検等を行うとともに、より望ましい保険料率体系に向けた見直しについて、具体的なイメージ案を作成し、農業信用基金協会の全国及びブロック会議等で、説明を実施したことから、Ｂとする。 ＜課題と対応＞ －	評価　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「Ｂ」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

応じて、保険料率の見直しを行う。 　また、中期目標期間において、農業信用保険業務全体の保険料率体系のあり方について、当該業務の資金全体での収支均衡や各資金の収支状況、各資金間の収支バランスの観点から検証を行い、必要に応じて、保険料率体系の見直しを行う。その結果に基づき、農業者の経営財務状況に応じた段階的な保険料率の導入・拡充を進める。 【重要度：高】 　農業信用保険業務を継続的・安定的に実施するためには、保険収支の長期的な均衡が図られるよう、保険料率水準の不断の見直しを行っていくとともに、当該業務全体の保険料率体系のあり方について、資金全体での収支均衡や各資金の収支状況、各資金内のバランスの観点から、より望ましいものに見直していくことが重要であるため。また、そのような体系の見直しに際し、農業者の経営努力を促す観点から、借入者の信用リスクに応じて弾力化した段階的な保険料率を導入することが重要であるため。	料率水準を点検し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 （イ）中期目標期間において、農業信用保険業務全体の保険料率体系のあり方について、資金全体での収支均衡を図りつつ、資金ごとの収支状況、資金間の収支バランスの観点から検証を行い、必要に応じて保険料率体系の見直しを行う。 　その際、以下の論点に留意して検討を行う。 ①　資金全体での収支均衡を確保しつつ、資金ごとの保険収支、資金間の収支バランスを踏まえた資金区分とその区分ごとの保険料率のあり方 ②　農業者の経営財務状況に応じた保険料率の段階設定の考え方	点検し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 （イ）農業信用保険業務全体の保険料率体系のあり方について、 ①　前中期目標期間の ・農業信用基金協会から寄せられた保険料率についての要請 ・料率算定委員会における問題提起 を整理した上で、保険料率体系のあり方の方向性について、農業信用基金協会の全国、地域別の会議等を通じて、農業信用基金協会との認識の共通化に取り組む。 ②　資金全体での収支均衡を図りつつ、資金ごとの収支状況、資金間の収支バランスについて検証を行うとともに、農業者の経営財務状況に応じた段階的な保険料率のあり方の具体案について整理を行い、運営委員会に報告する。		nou.html ○　令和５年度理論値保険料率を基に、①農業信用基金協会から寄せられた保険料率についての要請、②料率算定委員会における問題提起を踏まえた、より望ましい保険料率体系の検討を行い、収支均衡を目指す「資金ごと」のまとまりをパターン分けして議論するなど、具体的なイメージ案を作成した上で、農業者の経営財務状況に応じた段階的な保険料率の導入・拡充を含む見直しに向けた検討状況等を農業信用基金協会の全国及びブロック会議並びに農業信用保険業務運営委員会で説明を実施した。		

年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

１．当事務及び事業に関する基本情報	
第１－１－（２）－イ	農業信用保険業務－農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保－保険事故率の低減に向けた取組の実施

２．主要な経年データ

主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間 平均償還事故率	令和５年度 （2023 年度）	６年度 （2024 年度）	７年度 （2025 年度）	８年度 （2026 年度）	９年度 （2027 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
保険金支払額　① （百万円）		－	2,663					
償還額　② （百万円）		－	293,762					
償還事故率（①÷②）	年度評価：償還事故率１％以下	－	0.91%	%	%	%	%	
平均償還事故率	中期目標期間中の平均償還事故率が前中期目標期間の実績を下回る	0.71%	0.91%	%	%	%	%	

（注１）融資保険を除く。

（注２）償還額＝（期首保険価額＋新規保険引受額－期末保険価額）×保険割合 70%

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
（２）農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 農業者の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 イ　保険事故率の低減に向けた取組の実施 保証引受審査については、融資機関との適切なリスク分担	（２）農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 農業者の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努める。 イ　保険事故率の低減に向けた取組の実施 保険事故率が抑制されるよう、農業信用基金協会や融資機	（２）農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 農業者の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努める。 イ　保険事故率の低減に向けた取組の実施 （ア）保険引受審査について 保険引受けに当	＜主な定量的指標＞ ○　年度評価：償還事故率を１％以下とする 見込評価・期間実績評価：中期目標期間中の平均償還事故率が、前中期目標期間の実績を下回る ＜その他の指標＞ ○　過年度の事故事例の分析を行い、そこから得られる知見・教訓、対応策をまとめた事故事例集を作成するとともに、それを活	＜主要な業務実績＞ ○　令和５年度の償還事故率は、0.91%であり、定量的指標（１%以下）を達成した。 （ア）保険引受審査 ○　令和５年度の大口保険保証事前協議案件については、引受条件等内部基準を適確に運用し、全件事前協議を実施した。 また、事前協議案件についての違和感チェック（事前協議審査を通じて得た気付きを審査担当者で共有）を年５回実施した。 上記のほか、農業信用基金協会の保証残高確認漏れにより事前協議未実施となった案件（１件）があったが、当該農業信用基金協会に対し、通常の事前協議必要書類	＜自己評価＞ 評定：Ａ 令和５年度の保険事故率は、0.91%であり、定量的指標（１%以下）を達成した。 また、過年度の事故事例から得られる知見・教訓、対応策をまとめた事故事例（カルテ）を作成し、農業信用基金協会との勉強会を実施した。 この他、保険事故率が抑制されるよう、農業信用基金協会との大口保険保証事前協議について、事前協議を全件確実に実施するとともに、農業信用基金協会との勉強会や保証審査実務担	評価　Ａ ＜評定に至った理由＞ 令和５年度の保険事故率は、0.91%となり、目標値の達成度合が 100%以上となった。 なお、本業務は、 ・　事故事例の分析及び対応策等を還元し、事故率低減に向けた現実的な成果を得るには、各地の営農類型ごとの実態など農業の知見のみならず、期中管理等に関する融資機関及び農業信用基金協会の取組実

を踏まえ、借入者の信用リスクに応じた適確なものとなるよう、大口保険引受案件の事前協議を確実に行う。 また、引受案件についてよりきめ細やかな期中管理が実現されるよう、農業信用基金協会及び融資機関との連携を密にして情報共有等を図りつつ、必要に応じ、農業信用基金協会に対して助言、支援等を行う。 その上で、適正な代位弁済が行われるよう、大口保険代位弁済案件の事前協議を適確に実施する。 【指標】 ○　直近年度をはじめとする過年度の事故事例の分析を行い、そこから得られる知見・教訓、対応策を全国の農業信用基金協会に対し毎年度定期的に還元する ○　保険事故率の低減 年度評価： 償還事故率を１％以下とする 見込評価・期間実績評価： 中期目標期間中の平均償還事故率が、前中期目標期間の実績を下回る 【重要度：高】 農業信用基金協会に対しきめ細やかな期中管理の実現を慫慂することに	関と連携を強化し、 （ア）引受審査について、その高度化を目指し、以下の取組を行う。 ①　農業信用基金協会において信用リスクに応じた適正な引受審査が行われるよう、大口保険引受案件について引受条件等に関する運用を適確に行いつつ、事前協議を全件確実に実施する。 ②　事故事例等を活用し、農業信用基金協会と保険引受審査の認識の共有を図り、保険事故の未然防止に努める。 （イ）期中管理について、農業信用基金協会、融資機関との適切な役割分担により、その強化を図り、農業者の事業継続の途を徒に閉ざすことなく、できる限りその経営の継続・発展が可能となるよう、以下の取組を行う。 ①　「要管理特定事前協議被保証者の期中管理報告」（注）等を活用し、農業信用基金協会に適確な期中管理の実施を促す。	たって、借入者の信用リスクに応じた適確な引受審査が実現するよう、以下の取組を行う。 ①　大口保険事前協議案件について引受条件等内部基準を適確に運用して、事前協議を全件確実に実施する。 ②　大口保険事前協議案件や事故事例等を活用し、保証引受審査に当たって留意すべき点について、農業信用基金協会と認識を共有すべく意見交換を行う。 ③　農業信用基金協会などにおいて保険事故率低減に向けて独自に工夫して行っている取組についての調査結果を取りまとめ、基金協会に情報提供する。 ④　上記①～③について、業務運営の検証委員会で検証し、必要に応じて、運営委員会に報告する。 （イ）期中管理について 期中管理について、農業信用基金協会、融資機関との適切な役割分担	用した農業信用基金協会との勉強会等を開催する ＜評価の視点＞ 引受審査について、借入者の信用リスクに応じたものとなるよう、大口保険引受案件の事前協議を確実に実施するなどの取組は行われているか よりきめ細やかな期中管理が実現されるよう、農業信用基金協会等との連携等を図りつつ、必要に応じ、同協会に対する助言・支援等は行われているか	に加え、事前協議が未実施となった理由及び今後の再発防止策を記した書面の提出を求めたうえで事後に審査を行った。 ○　大口保険保証事前協議に係る審査の着眼点を紹介するための勉強会を４農業信用基金協会と実施し、実施結果をとりまとめ、認識の共有を図った。 また、農業信用基金協会の保証審査能力向上に資するため、34 農業信用基金協会が参加した保証審査実務担当者研修会において、 ①　外部講師による「営農類型別目利き審査研修」 ②　信用基金職員による「大口審査の留意点」 について説明を実施し、農業信用基金協会担当者との間で認識の共有を図った。 ○　銀行等の融資に対する保証案件について、保証申込みの前に事前相談を行う取組みが、保険引受けの推進および保険事故率の低減の両面で効果を発揮すると考えられることから、取組を実施している農業信用基金協会の事例を、信用基金ホームページの会員専用ページに掲載し、情報提供を行った。 上記の取組について、令和５年12 月に開催した業務運営の検証委員会において、検証を実施した。 また、当委員会の結果については、令和６年２月に開催した農業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行い、賛意が得られた。 その内容は信用基金ホームページで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-nou.html	当者研修会などの機会を通じて、審査の留意点や着眼点等について認識の共有を図り、加えて、農業信用基金協会が独自に工夫して行っている保証申込みの前に事前相談を行う取組を全農業信用基金協会に横展開（情報提供）した。 さらに、要管理特定事前協議被保証者の期中管理報告等を通じた被保証者の経営財務状況の定期的な把握と状況に応じた適確な対応を農業信用基金協会に促した。 大口保険代位弁済の事前協議をほぼ全件実施し、未実施案件も当該農業信用基金協会に対し、再発防止策の徴求や今後の注意喚起等必要な措置を講じ、適切に対応した。 以上のとおり、所期の目標を大きく上回る成果があったため、Ａとする。 ＜課題と対応＞ －	態を十分に理解した上での対応が求められるため ・　事故率の低減を着実に図っていくためには、きめ細やかな期中管理、適正な代位弁済を従来にも増して適切に行っていくことが重要であり、かつ、足下ではウクライナ侵略等に伴う原油価格・物価高騰が生じており、農業経営を取り巻く厳しさが増しているため困難度が高い。 これらのことから、本項目は「Ａ」評価が妥当である。 今後も、保険事故率の低減に向けた取組の実施に向け、可能かつ必要な範囲内で当該法人独自の取組の継続が期待される。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

より保険事故率の低減を図ることは、農業者の経営継続に資するとともに、農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保に貢献するため。 【困難度：高】 ・　事故事例の分析及び対応策等を還元し、事故率低減に向けた現実的な成果を得るには、各地の営農類型ごとの実態など農業の知見のみならず、期中管理等に関する融資機関及び農業信用基金協会の取組実態を十分に理解した上での対応が求められるため。 ・　事故率の低減を着実に図っていくためには、きめ細やかな期中管理、適正な代位弁済を従来にも増して適切に行っていくことが重要であり、かつ、足下ではウクライナ侵略等に伴う原油価格・物価高騰が生じており、農業経営を取り巻く厳しさが増しているため。 ＜想定される外部要因＞ 経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。	②　事故事例を活用して、農業信用基金協会、融資機関との期中管理業務の認識の共有を図る。 ③　農業信用基金協会において適正な代位弁済が行われるよう、大口保険代位弁済案件の事前協議を全件について確実に実施する。 （注）「要管理特定事前協議被保証者」とは、引受時に事前協議をした者のうち、農業資金の保証残高が 100 百万円以上で、かつ、農業信用基金協会が債務者区分で要管理先以下としたもの。 【指標】 ○　直近年度をはじめとする過年度の事故事例の分析を行い、そこから得られる知見・教訓、対応策を全国の農業信用基金協会に対し毎年度定期的に還元する ○　保険事故率の低減 年度評価： 償還事故率を１％以下とする 見込評価・期間実績評価： 中期目標期間中の平均償還事故率が、前中期目標期間の実績を下回る	により、その強化を図り、農業者の事業継続の途を徒に閉ざすことなく、できる限りその経営の継続・発展が可能となるよう、以下の取組を行う。 ①　農業信用基金協会に対し、令和４年６月に改定した「要管理特定事前協議被保証者の期中管理報告」（注）等の適正な履行を通じて、被保証者の経営財務状況の定期的な把握と状況に応じた適確な対応を促す。 ②　事故事例等を活用し、農業信用基金協会と期中管理に当たって留意すべき点について意見交換を行うこと等により、期中管理の重要性について農業信用基金協会と認識を共有する。 ③　農業信用基金協会において適正な代位弁済が行われるよう、大口保険代位弁済案件の事前協議を全件について確実に実施する。 （注）「要管理特定事前協議被保証者」		（イ）期中管理 ○　要管理特定事前協議被保証者の期中管理報告について、令和４年度に信用基金が農業信用基金協会へ求めた対応が行われたかどうかを的確に記入できるように記入例の見直しを行った。 なお、保証保険については、22 農業信用基金協会から、要管理特定事前協議被保証者 73 者の期中管理方針の報告、また、融資保険については、５融資機関から、全貸付先 13 者の直近の財務状況等の報告を受け、その保険引受全案件について状況検証と格付を行い、格付区分に応じた対応を求めた。 ○　最近の大口保険事故事例を中心に、事故事例（カルテ）２例を作成し、信用基金ホームページ内の会員専用ページにて情報提供を行った。 また、事故事例（カルテ）を活用したウェブ勉強会を２農業信用基金協会と開催し、引受審査時や期中管理において注意すべきポイント等について意見交換を行い、期中管理の重要性等について認識を共有した。 ○　令和５年度の大口保険代位弁済案件は、全件事前協議を実施した。 上記のほか、農業信用基金協会からの協議漏れにより事前協議未実施のまま代位弁済実行した案件（１件）があったが、当該農業信用基金協会に対し、通常の事前協議必要書類に加え、事前協議が未実施となった理由及び今後の再発防止策を記した書面の提出を求めたうえで事後に審査を行うとともに、当該農業信用基金協会に対		

		とは、引受時に事前協議をした者のうち、農業資金の保証残高が 100 百万円以上で、かつ、農業信用基金協会が債務者区分で要管理先以下としたもの。 【指標】 ○　過年度の事故事例の分析を行い、そこから得られる知見・教訓、対応策をまとめた事故事例集を作成するとともに、それを活用した農業信用基金協会との勉強会等を開催する ○　保険事故率の低減 償還事故率を１％以下とする		し、今後、確実に事前協議を実施するよう注意喚起を行った。		

年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第１－１－（２）－ウ	農業信用保険業務－農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保－適切な求償権の管理・回収の取組の促進

2．主要な経年データ

主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間 最終年度値	令和５年度 （2023 年度）	６年度 （2024 年度）	７年度 （2025 年度）	８年度 （2026 年度）	９年度 （2027 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
長期固定化求償権（８年以上固定化）残高（百万円）	中期目標期間中に長期固定化求償権残高を半減	483	351					

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	法人の業務実績・自己評価 自己評価	主務大臣による評価
（２）農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 農業者の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 ウ　適切な求償権の管理・回収の取組の促進 代位弁済の実施に伴う求償権を有する農業信用基金協会に対し、 ・　求償債務者の実情に応じた効果的な回収を実施すること ・　農業信用基金協会の人員・態勢、求償権の固定化の状況等も考慮	（２）農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 農業者の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努める。 ウ　適切な求償権の管理・回収の取組の促進 （ア）農業信用基金協会において、求償債務者の実情に応じて、サービサーなど外部専門家も活用しながら、効果的な求償権回収を実施するよう、助言、支援等を行う。 （イ）農業信用基金協会の人員・態勢、	（２）農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 農業者の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努める。 ウ　適切な求償権の管理・回収の取組の促進 （ア）サービサー、弁護士など外部専門家を活用した事例を含め求償権の回収事例を収集した上で、農業信用基金協会に助言・支援を行う。 （イ） ①　農業信用基金協会ごとの	＜主な定量的指標＞ ○　全国ベースで見た長期固定化求償権（８年以上固定化）残高について、費用対効果を勘案しながら、中期目標期間中に半減させることを目標とする ＜その他の指標＞ ○　回収事例を収集し、事例集としてとりまとめ、農業信用基金協会に提供する ＜評価の視点＞ 適切な求償権の管理・回収の取組の促進に向けて、基金協会に、効果的な回収を実施するよう、また適切なタイミングで償却・管理停止を行うよう助言・支援等は行われているか	＜主要な業務実績＞ ○　令和５年度から新たに回収率向上に資する効果的な回収事例を作成（２件）し、農業信用基金協会に提供（会員専用ホームページに掲載）した。 ○　農業信用基金協会に対し、求償権の償却基準に関する調査及び長期固定化求償権の償却に関する調査を実施し、その結果を基に償却基準の適用状況及び長期固定化求償権の実態を取りまとめた。 ○　償却の運用状況の調査結果を基に、「求償権の償却基準の運用に関するガイドライン（仮称）骨子案」を作成し、農業信用基金協会へ意見聴取を行い、その結果を踏まえた償却等のガイドライン（仮称）骨子を作成して、農業信用基金協会へ通知した。	評定：Ｂ 回収事例（２件）を作成し、農業信用基金協会に提供（会員専用ホームページに掲載）するとともに、農業信用基金協会への調査を通じて、償却基準の適用状況及び長期固定化求償権の実態をとりまとめ、償却等のガイドライン（仮称）骨子を作成し、農業信用基金協会へ通知したことから、Ｂとする。 ＜課題と対応＞ －	評価　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「Ｂ」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

し、管理・回収に要する費用とその効果を十分に比較した上で、適切なタイミングで償却・管理停止を行うこと について助言、支援等を行う。 【指標】 ○　長期にわたり回収実績のない求償権について、その実態を踏まえ、費用対効果を勘案しながら、債権額（全国ベース）の減少を促進する	求償権の固定化の状況等も考慮し、管理・回収に要する費用とその効果を十分に比較した上で、適切なタイミングで償却・管理停止を行うよう、助言、支援等を行う。 【指標】 ○　全国ベースで見た長期固定化求償権（8年以上固定化）残高について、費用対効果を勘案しながら、中期目標期間中に半減させることを目標に、農業信用基金協会に対して助言、支援等を行う	長期固定化求償権の額、割合、長期固定化要因を調査によりとりまとめる。 ②　①のとりまとめ結果を踏まえ、適切なタイミングでの償却・管理停止が行えるよう、農業信用基金協会の人員・体制等を考慮した償却の基準、タイミングについて、農業信用基金協会の参考となるガイドライン等の作成に向けて課題等を整理し、骨子を示す。 【指標】 ○　回収事例を収集し、事例集としてとりまとめ、農業信用基金協会に提供する				

年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第１－１－（２）－エ	農業信用保険業務－農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保－その他事務処理の適正かつ迅速な実施

2．主要な経年データ

主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	令和５年度（2023 年度）	６年度（2024 年度）	７年度（2025 年度）	８年度（2026 年度）	９年度（2027 年度）	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
標準処理期間・日程	大口引受案件の事前協議について、10 営業日以内の処理率 80%以上						
大口引受案件の事前協議	10 営業日以内	100%					

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
（２）農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 農業者の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 エ　その他事務処理の適正かつ迅速な実施 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、農業信用保険業務に関する各事務の処理について、手続の簡素化等その方法の点検を実施し、必要に応じて見直しを行うとともに、その適正性を確保しつつ、標準的な	（２）農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 農業者の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努める。 エ　その他事務処理の適正かつ迅速な実施 （ア）保険引受け、保険金支払等の業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、農業信用基金協会からの提出書類の簡素化の可否等について、農業保証保険システムの再構築等を踏まえて検討す	（２）農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 農業者の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努める。 エ　その他事務処理の適正かつ迅速な実施 （ア）令和７年４月に予定されている農業保証保険システムの再構築を見据え、保険引受け、保険金支払等の業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、農業信用基金協会からの提出書類の簡素化	＜主な定量的指標＞ ○　大口引受案件の事前協議について、10 営業日以内の処理率を 80%以上とする ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、事務処理の簡素化等その方法の点検等を実施しているか	＜主要な業務実績＞ ○　令和５年度における大口引受案件の事前協議について、全案件を 10 営業日以内に処理（処理率 100%）したため、定量的指標（処理率 80%以上）を達成した。 ア　農業保証保険システムの再構築を見据え、農業保証保険取扱要領に規定する様式のうち、農業信用基金協会からの提出書類について、書類間で重複している項目はないか、また、農業保証保険システムのデータと照合し、重複している項目がないか検討し、様式を廃止するなどの検討結果を取りまとめ、農業信用保険業務定例会（８月）で報告・決定した。 取りまとめ結果について、農業信用基金協会に対し、簡素化等を実施する内容を事前に通知したのち、同取扱要領を変更し（９月）、10 月から実施した。 イ　令和５年度の大口保険保証事前協議案件については、全案件を中	＜自己評価＞ 評定：Ａ 標準的な処理期間内の案件処理に取り組んだ結果、処理率が 100%であり、定量的指標（処理率 80%以上）の達成度合が 120%以上となった。 また、農業信用基金協会から提出される書類について、書類間で重複している項目がないかなど、簡素化の可否等を検討した結果、様式を廃止するなど、農業信用基金協会の事務負担軽減や業務の質的向上が図られた。 以上のとおり、所期の目標を大きく上回る成果があったため、Ａとする。 ＜課題と対応＞ －	評価　Ａ ＜評定に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、事務処理の適正かつ迅速な実施に資する取組として、書類間で重複している項目がないか、簡素化の可否等を検討した結果、様式を廃止するなど、事務負担軽減や業務の質的向上を図った。 こうした取組等により、大口引受案件の事前協議について、10 営業日以内の処理率は 100%を達成し、目標値の達成度合が 120%以上となったことから、「Ａ」評価が妥当で

処理の期間又は日程を定め、これに従って実施する。 【指標】 ○　大口引受案件の事前協議について、中期計画に定める標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする ＜目標水準の考え方＞ 農業信用基金協会又は融資機関からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、信用基金の責めに帰さない事由によるものについては、処理に要した期間から除くことが適当。	る。 （イ）農業信用保険業務に関する各事務の処理について、審査等の適正性を確保しつつ、標準的な処理の期間又は日程を定め、これに従って確実に実施する。 【指標】 ○ 大口引受案件の事前協議について、10 営業日以内の処理率を 80%以上とする （※）農業信用基金協会等利用者からの提出書類及びその内容に不備があり、補正が必要となった場合には、提出書類等が整ったと信用基金が判断し、協議を開始する旨連絡した時点から処理の期間を起算するものとする。 （参考）標準的な処理の期間・日程 ①　大口引受案件の事前協議：10 営業日以内 ②　保険通知の処理・保険料徴求 ・農業信用基金協会（協会）からの保険料納付日：毎月 25 日（当該日が営業日でない場合は翌営業日。以下同様。） ・協会からの保険通知書の提出期限：納付月の前月５日 ・上記の期限までに必要書類をそろえ	の可否等について、令和５年８月までに検討結果を取りまとめる。 （イ）保険引受業務について、審査等の適正性を確保しつつ、中期計画に定める標準的な処理の期間内に確実に案件の処理を行う。 あわせて、保険金支払審査、保険通知の処理等について、中期計画に定める標準的な処理の期間又は日程に沿って事務を処理する。 【指標】 ○　大口引受案件の事前協議について、10 営業日以内の処理率を 80%以上とする （※）農業信用基金協会等利用者からの提出書類及びその内容に不備があり、補正が必要となった場合には、提出書類等が整ったと信用基金が判断し、協議を開始する旨連絡した時点から処理の期間を起算するものとする。 （参考）標準的な処理の期間・日程 ①　大口引受案件の事前協議：10 営業日以内 ②　保険通知の処理・保険料徴求 ・農業信用基金協会（協会）からの保険		期計画に定める標準的な処理期間内に処理した。 保険通知の処理・保険料の請求、保険金支払審査、回収納付金の納付及び長期資金等貸付審査については、中期計画で定める標準的な処理の日程に沿って事務処理を実施した。 ウ　上記ア及びイの取組について、令和５年12月に開催した業務運営の検証委員会において、基金協会から提出される書類の簡素化の可否等、また、農業信用保険業務における各事務の処理状況について検証を行い、今後も、各事務について、標準的な処理の期間又は日程に沿って処理していくこととした。 また、当委員会の結果については、令和６年２月に開催した農業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行い、賛意が得られた。 その内容は信用基金ホームページで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-nou.html		ある。 今後も、その他事務処理の適正かつ迅速な実施に向け、可能かつ必要な範囲内で当該法人独自の取組の継続が期待される。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

	て提出があった場合の信用基金からの保険料納入請求書の送付日:納付月１日 ・信用基金からの差引計算通知書送付日：納付月 18 日 ③　保険金支払審査 ・協会への保険金支払日：毎月５日、15日、25 日 ・協会からの保険金請求書の提出期限: 毎月５日支払については、前月の 20 日まで 毎月 15 日支払については、前月の末日まで 毎月 25 日支払については、当月の 10 日まで ・上記の期限までに必要書類をそろえて提出があった場合の信用基金からの保険金支払通知書の送付日： 毎月５日支払については、前月の 28 日 毎月 15 日支払については、当月の８日 毎月 25 日支払については、当月の 18 日 ④　回収納付金の納付 ・協会からの回収納付金納付日：毎月 25 日 ・協会からの回収通知書の提出期限： 当月納付の協会 当月 10 日まで	料納付日：毎月 25 日(当該日が営業日でない場合は翌営業日。以下同様。) ・協会からの保険通知書の提出期限:納付月の前月５日 ・上記の期限までに必要書類をそろえて提出があった場合の信用基金からの保険料納入請求書の送付日:納付月１日 ・信用基金からの差引計算通知書送付日：納付月 18 日 ③　保険金支払審査 ・協会への保険金支払日：毎月５日、15日、25 日 ・協会からの保険金請求書の提出期限: 毎月５日支払については、前月の 20 日まで 毎月 15 日支払については、前月の末日まで 毎月 25 日支払については、当月の 10 日まで ・上記の期限までに必要書類をそろえて提出があった場合の信用基金からの保険金支払通知書の送付日： 毎月５日支払については、前月の 28 日 毎月 15 日支払については、当月の８日 毎月 25 日支払については、当月の 18 日				

	翌月納付の協会 納付月の前月末日まで ・上記の期限までに必要書類をそろえて提出があった場合の信用基金からの回収納付通知書の送付日：毎月 18 日 ⑤ 長期･短期資金貸付審査 ・協会からの借入申込書の提出期限:貸付予定日の７営業日前まで	④ 回収納付金の納付 ・協会からの回収納付金納付日：毎月 25 日 ・協会からの回収通知書の提出期限： 当月納付の協会 当月 10 日まで 翌月納付の協会 納付月の前月末日まで ・上記の期限までに必要書類をそろえて提出があった場合の信用基金からの回収納付通知書の送付日：毎月 18 日 ⑤ 長期･短期資金貸付審査 ・協会からの借入申込書の提出期限:貸付予定日の７営業日前まで （ウ）これらの事務について、上半期の実績をとりまとめた上で、業務運営の検証委員会において検証する。				

年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

１．当事務及び事業に関する基本情報	
第１－２	林業信用保証業務

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報	②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
		令和５年度（2023 年度）	６年度（2024 年度）	７年度（2025 年度）	８年度（2026 年度）	９年度（2027 年度）
林業信用保証業務 （１）森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進 （第１－２－（１）参照） （２）林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営 （第１－２－（２）参照）	予算額（千円）	11,371,484				
	決算額（千円）	6,775,882				
	経常費用（千円）	935,073				
	経常収支（千円）	173.538				
	行政コスト（千円）	942,666				
	従事人員数（人） ※期首の全体数	※102				

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
第３　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ２　林業信用保証業務 （１）森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進 （第１－２－（１）参照） （２）林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営の確保 （第１－２－（２）参照）	第１－２－（１）及び（２）を参照。	同左	同左	評定：Ａ ２項目についてＡとしたことから、中項目「２　林業信用保証業務」についてはＡ評価とする。	評定　Ａ ＜評定に至った理由＞ ２つの小項目のうち、１項目でＡ、１項目でＢとなった。このうち重要度が高いとされた１項目（（１）森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進）でＢ、１項目（（２）林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営）でＡとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「２　林業信用保証業務」についてはＡ評価とする。 （１項目×３点＋１項目×２点＋１項目×３点＋１項目×２点）/（２項目×２点＋２項目×２点）＝125.0% ※算定にあたっては、評定毎の

					点数を、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点とし、重要度が高い項目については、ウエイトを2倍としている。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第１－２－（１）	林業信用保証業務－森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進

2．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報	②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
		令和５年度（2023 年度）	６年度（2024 年度）	７年度（2025 年度）	８年度（2026 年度）	９年度（2027 年度）
林業信用保証業務 （１）森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進 ア　融資機関等に対する普及推進の取組　（第１－２－（１）－ア　参照） イ　社会経済情勢に対応した林業者等の資金調達円滑化の支援 （第１－２－（１）－イ　参照）	予算額（千円）					
	決算額（千円）					
	経常費用（千円）					
	経常収支（千円）					
	行政コスト（千円）					
	従事人員数（人） ※期首の全体数					

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
第３　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ２　林業信用保証業務 （１）森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進 ア　融資機関等に対する普及推進の取組 （第１－２－（１）－ア　参照） イ　社会経済情勢に対応した林業者等の資金調達円滑化の支援 （第１－２－（１）－イ　参照）	第１－２－（１）－ア及びイを参照。	同左	同左	評定：Ａ ２項目についてＡとしたことから、小項目「（１）森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進」についてはＡ評価とする。	評定　Ｂ ＜評定に至った理由＞ ２つの小々項目のうち、１項目でＡ、１項目でＢとなった。このうち重要度が高い業務とされた１項目（（ア）融資機関等に対する普及推進の取組）でＢとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、小項目「（１）森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進」についてはＢ評価とする。 （１項目×３点＋１項目×２点＋１項目×２点）／（２項目×２点＋１項目×２点）＝116.7% ※算定にあたっては、評定毎の点数を、Ｓ：４点、Ａ：３点、Ｂ：２点、Ｃ：１点、Ｄ：０点とし、

					重要度が高い項目については、ウエイトを２倍としている。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第１－２－（１）－ア	林業信用保証業務－森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進－融資機関等に対する普及推進の取組

2．主要な経年データ

主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間 最終年度値	令和５年度 （2023 年度）	６年度 （2024 年度）	７年度 （2025 年度）	８年度 （2026 年度）	９年度 （2027 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
素材生産、造林・育林、種苗生産に係る保証引受額	前中期目標期間最終年度比５％以上増加	63 億 28 百万円	57 億 82 百万円 87.0%					
保証引受額	－	－	135 億 53 百万円					
保証引受額平均	中期目標期間における保証引受額平均 200 億円以上	－	135 億 53 百万円					

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
２　林業信用保証業務 （１）森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進 林業・木材産業分野における脱炭素・グリーン化の取組やスマート林業の実装等に伴い新たに生ずる資金需要にも対応し、適切な引受けを進める。あわせて、林業・木材産業経営の多様化等が進んでいる中、個々の経営の財務状況に基づく信用リスクに応じた引受けを進める。 また、引き続き、林業信用保証サービスに関する利用者のニ	２　林業信用保証業務 （１）森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進 ア　融資機関等に対する普及推進の取組 信用基金の信用補完機能の発揮に向けて、信用リスク管理の適切な実施に留意しつつ、地域性等を踏まえて、特に融資機関に対する制度普及を推進することにより利用が促進されるよう、以下の取組を行う。 （ア）外部の知見も活用して地域ごとの林	２　林業信用保証業務 （１）森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進 ア　融資機関等に対する普及推進の取組 信用基金の信用補完機能の発揮に向けて、信用リスク管理の適切な実施に留意しつつ、地域性等を踏まえて、特に融資機関に対する制度普及を推進することにより利用が促進されるよう、以下の取組を行う。 （ア）制度普及の対象を明確化するため、外	＜主な定量的指標＞ ○　中期目標期間における保証引受額平均を 200 億円以上とし、素材生産、造林・育林、種苗生産に係る保証引受額を、毎年度、前中期目標期間最終年度比で５％以上増加 ＜その他の指標＞ ○　林業信用保証サービスに関する利用者のニーズの把握に係る取組状況 ＜評価の視点＞ 信用リスク管理の適切な実施に留意しつつ、地域性等を踏	＜主要な業務実績＞ ○　制度普及の対象を明確化するとともに、制度普及の効果的・効率的な手法を見出すため、以下の取組を実施した。 （１）森林資源供給地域である北海道、東北地方及び中部地方を対象に優先して実施することとし、信用基金の限られた人材リソースをホームページの刷新やパンフレットの活用等の他の普及の取組に有効活用するとともに効果的な調査を実施する観点から、林業・木材産業や調査分析に知見を有する外部の者に委託して業種バランスを考慮した上で、林業者等の資金ニーズ等を把握するため、アンケート調査（1,286 者）及びヒアリング調査（８者）を実施し、アンケート調査については４割（514 者）から回答を得た。 これにより、資金ニーズを有する者が半数程度いることや、林業信用保証を知らない者が６割以上いるこ	＜自己評価＞ 評定：A 令和５年度の素材生産、造林・育林、種苗生産に係る保証引受額は 57 億 82 百万円であり、定量的な指標値（66 億 45 百万円）に対する達成率は 87.0%となった。 定性的取組については、限られた人材リソースの中で、職員の創意工夫により、資金ニーズ調査、利用者アンケート、ホームページの刷新及びパンフレットの活用等を行ったことに加え、普及の推進に向け数多くの計画にない取組を積極的に実施した。特に、ホームページについては、会員専用サイトを新設し、融資機関向けのコンテンツを充実させたことに加え、林業信用保証制度に関する	評価　B ＜評定に至った理由＞ 令和５年度の素材生産、造林・育林、種苗生産に係る保証引受額は 57 億 82 百万円であり、目標値の達成度合は 87.0%となっているが、資金ニーズ調査、利用者アンケート、パンフレットの活用等の他、ホームページにおける会員専用サイトの新設やオンデマンド研修用の動画（YouTube）の追加、林業者等へのダイレクトメールの送付、融資機関への web 説明会実施など、数多

ーズを適確に把握しつつ、当該サービスを必要とする林業者等が適切に利用できるように取り組む。 ア　融資機関等に対する普及推進の取組 信用基金の信用補完機能の発揮に向けて、信用リスク管理の適切な実施に留意しつつ、地域性等を踏まえて、特に融資機関に対する制度普及を推進することにより利用を促進する。 【指標】 ○　中期目標期間における保証引受額平均を 200 億円以上とし、素材生産、造林・育林、種苗生産に係る保証引受額を、毎年度、前中期目標期間最終年度比で５%以上増加 ○　林業信用保証サービスに関する利用者のニーズの把握に係る取組状況 【重要度：高】 人工林資源が本格的な利用期を迎えている中、2050 年カーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現していくためには、国産材供給量の拡大とともに、確実な再造林による森林の保続が重要であり、そのための林業信用保証による資金調達の	業者等の資金ニーズの把握等を行い、融資機関、関係団体、地方公共団体等との十分な連携の下、対象を明確化して重点的な制度普及に取り組む。 （イ）ホームページ、パンフレット等について、外部の知見も活用し、林業者等、融資機関、地方公共団体等各ステークホルダーの目線に立って見直しを進める。 （ウ）利用者目線に立って保証引受業務に要する手続の効率化・スリム化に取り組む。 これらについては、毎年度、年度計画において活動内容を明確に定めるとともに、その成果については毎年度、業務運営の検証委員会で検証した上で、中期目標期間最終年度（令和９年度）にあるべき姿の実現を図る。 【指標】 ○　中期目標期間における保証引受額平均を 200 億円以上とし、素材生産、造林・育林、種苗生産に係る保証引受額を、毎年度、前中期目標期間最終年度比で５%以上増加 ○　林業信用保証サービスに関する利用者のニーズの把握に係	部の知見も活用し、初年度、東日本の林業者等の潜在的な資金ニーズを広く把握する調査を行う。また、制度普及のための効果的・効率的な手法を見出すため、林業信用保証の利用者を対象とするアンケートを実施する。これらにより把握した内容は、令和６年度以降の制度普及に反映させる。 （イ）ホームページの刷新業務を外部に委託し、利用者が使いやすいコンテンツを設定し、運用を試行する。また、利用者の特性を踏まえて作成したパンフレットを制度普及に活用し、必要に応じて改定を行う。 これらについて、業務運営の検証委員会で検証し、必要に応じて見直しを行うとともに、運営委員会に報告する。 【指標】 ○　素材生産、造林・育林、種苗生産に係る保証引受額を前中期目標期間最終年度比で５%以上増加 ○　林業信用保証サービスに関する利用者のニーズの把握に係る取組状況	まえて、特に融資機関に対する制度普及を推進することにより利用を促進する取組は行われているか	とが把握できた。 このため、これらの者に対し、ダイレクトメールの送付による制度普及や寄せられた意見へのフォローアップ等を行った。 （２）上述の調査と林業信用保証を利用している者を対象とするアンケート調査（264 件の回答）により、林業信用保証を知ったきっかけとして、融資機関や業界団体からの紹介が大部分を占めていたことから、融資機関等への制度普及の強化が重要であることが把握できた。 その一方で、地方公共団体からの紹介、基金のパンフレットやホームページ等をきっかけとして挙げた者も一定程度見られたことから、引き続き、多様な相手先に対して、多様な手法で制度普及に取り組む必要性も明らかとなった。 （３）このほか、以下のとおり当初の計画にない数多くの取組を追加的に実施した。 ア　融資機関及び融資機関中央団体を主な対象とする取組 ① 林業信用保証に関する説明会を実施する旨を７月と 10 月にメール等で周知した上で、現在利用のない約 190 先について、他業務を抱えつつも、職員が手分けをして電話によるフォローアップとして、制度概要の説明及び説明会の案内を行ったところ、過去に林業信用保証を利用したことのない融資機関３先に対し、web 説明会を実施することができたほか、林業信用保証に関し融資機関に十分理解されていない点も把握することができたことから、融資機関に対する今後の普及の取組に活かせる成果を得ることができた。 ② 林業信用保証の利用の選択権（林業者等への保証商品の提示	オンデマンド研修用の動画（YouTube）を追加したことは、現在の情報発信の形態を考慮した制度普及の取組と言える。 また、林業者等へのダイレクトメール等の発出、林業信用保証の利用がない融資機関に対し電話で働きかけを実施したことによりweb説明会を実現させたこと、融資機関へのアンケート及び意見交換による今後の制度普及に向けた仮説の立証と課題の抽出を図ったこと、運用の見直しによる都道府県における委嘱費の利用が大幅に拡大したこと(16道県→28道府県)、４年ぶりに開催した林業信用保証担当者会議等を通じた都道府県との連携強化による広報の機会が拡大したことなど、信用基金の創意工夫によって当初の計画にない取組を数多く実施したことは、今後の制度普及にもつながるものであり、大きな成果と認められる。 本項目については、定量的指標の達成度合は 80%以上100%未満となったものの、困難度が設定されていること、定性的な取組については計画外の数多くの取組を行うなど信用基金の創意工夫により顕著な成果が得られたことから、総合してＡとする。 <課題と対応> －	くの制度普及の取組が追加的に実施されている。 なお、本業務は、前中期目標期間においては、事業経営の大型化・自立化に伴う保証利用の終了、保証料率水準についての融資機関とのリスク分担の適正化の進展及び令和２年度以降の新型コロナウイルス感染症の影響等による保証引受額の減少等により、今後の保証引受額の拡大は厳しい状況であるため困難度が高い。 これらのことから、目標値の達成度合を下回っているものの、本事項は困難度が高い項目であることを勘案して、「Ｂ」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －

円滑化は重要であるため。 　林業信用保証制度の利用促進のため、引き続き、信用リスク管理の適切な実施に留意しつつ、融資機関や林業関係団体等への効率的で効果的な手法による普及を推進することとし、林業者等が資金調達を図る際、信用基金が保証機関の選択肢となるよう特に融資機関への制度普及に重点的に取り組む必要があるため。 【困難度：高】 　前中期目標期間においては、事業経営の大型化・自立化に伴う保証利用の終了、保証料率水準についての融資機関とのリスク分担の適正化の進展及び令和２年度以降の新型コロナウイルス感染症の影響等による保証引受額の減少等により、今後の保証引受額の拡大は厳しい状況であるため。 ＜想定される外部要因＞ 　経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。	る取組状況			の仕方等）を握っているのは融資機関であると仮説を立て、過去５年間で利用が一定件数以上増加した融資機関及び現在利用件数の多い融資機関に対し、融資や保証の実行状況、林業信用保証の課題等についてアンケートを実施し、さらに、そのアンケートに基づき、４つの融資機関と意見交換を実施した。 　その結果、仮説は正しいことが明らかとなったことに加え、認知度向上に当たって必要な取組等についての率直な意見を得ることができたことから、今後の普及の取組に活かすこととなった。 ③　農業部門と連携し、融資機関中央団体が主催する勉強会において、制度説明を実施した。 ④　金融関係の雑誌等への積極的な寄稿やインタビューへの対応を行い、延べ 12 誌に記事が掲載された。 　また、このうちの一つのインタビュー記事がインターネット配信されたことにより、林業信用保証について知った等の声が数多く寄せられ、認知度の向上につながった。 ⑤　融資機関等における認知度の向上を図るため、金融関係の新聞や機関誌へ広告の掲載を延べ 14 回行った。 イ　都道府県、林業関係団体等（合計約 200 先）及び林業者等を主な対象とする取組 ①　都道府県委嘱費について、融資機関及び林業者等への普及活動を主とする内容に大幅に見直しを行ったところ、前年度は 16 道県における活用に止まっていたものが、今年度は 28 道府県に大きく拡大した。 ②　都道府県又は森林管理局等が		

				主催する林業者等を対象とする会議に対面又はweb等により11回参加し、林業者等への直接的な制度普及に取り組んだ。 ③　都道府県及び都道府県林業関係団体に対し、機関誌への記事又は広告の掲載について依頼したところ、延べ19誌へ掲載が実現した。 ④　コロナ禍を理由として開催を見合わせていた都道府県林業信用保証担当者会議を４年ぶりに開催し、林業信用保証の現状と課題を共有するとともに、制度普及の取組について周知及び協力要請等を行い、都道府県との連携を強化した。 　この結果、都道府県等が発行する機関誌への広告や原稿の掲載依頼の増加、信用基金ホームページと都道府県ホームページの相互リンクの実現、都道府県ホームページにおける林業信用保証に関する情報の追加・更新が図られた。 ⑤　全国町村会、日本商工会議所及び全国商工会連合会を訪問し、制度の説明を行ったところ、これをきっかけに、全国町村会のホームページや会報誌に林業信用保証制度が紹介された。 ⑥　林政記者クラブへのプレスリリースや金融関係紙への投込みを計14回行い、林業信用保証における事務手続の簡素化や災害発生時の対応等の取組を発信した。 ○　ホームページの刷新やパンフレットの活用等について、以下の取組を実施した。 （１）ホームページの構成を大きく見直し、新着情報が一目で分かるようにしたことや必要な情報にアクセスしやすいよう対象者ごとにカテゴリ分けを行ったことにより、利用者の利		

				便性の向上につながった。 　また、パンフレットやリーフレット等の普及資料の掲載、業種ごとの活用事例及び機関紙への記事掲載のお知らせ等をコンテンツに追加し、融資機関、都道府県、協力団体等への周知を行ったことにより、情報発信ツールとしての活用の幅が大きく広がった。 （２）融資機関等を対象とする会員専用サイトを新たに設置し、これまでに発出した通知類、林業信用保証業務に関する事務手引き、保証審査の着眼点、保証応諾のポイントを盛り込んだ活用事例、一般には公開していない統計情報等を掲載し、融資機関への情報提供ツールとしての充実に取り組んだ。 （３）林業信用保証制度に関するオンデマンド研修用の動画（YouTube）を作成し、会員専用サイトに追加するとともに、融資機関等へメール等によりコンテンツ更新の周知を行った。 （４）パンフレットについては、活用事例の充実やより使いやすいメニュー表への見直しを行い、融資機関、都道府県、協力団体等へ周知するとともに、国や林業関係団体等が主催する会議や展示会等において配布を行い、信用基金が直接提供したものだけで6,500部以上を配布した。 　また、農業部門とも連携し、都道府県農業信用基金協会の会議等において、林業信用保証のパンフレットを配付するとともに、基金協会とともに地元の融資機関を訪問し林業信用保証についてパンフレットによりＰＲを行った。 　さらに、普及対象者の業種に応じて、パンフレットの内容を活用した普及資料を作成し、林業・木材産業関係の業界団体の総会等の場で配布した。		

				（５）保証メニューごとのリーフレットを新たに５種作成し、ホームページへ掲載したほか、林野庁が毎月発行する「モクレポ」への掲載、事業者等の説明会等における配布等を実施した。 （６）林野庁が主催する研修（東京都、福井県、青森県など全国７会場）において、森林経営管理法に基づく経営の改善発達に係る支援策に関する資料を配布し、周知を行った。 上記の取組について、令和５年 12 月に開催した業務運営の検証委員会において検証を行い、今後も、融資機関及び地方公共団体等と連携しつつ制度普及に取り組むこととなった。 また、この検証結果については、令和６年２月に開催した林業信用保証業務運営委員会において説明・意見交換を行った。 その内容は信用基金ホームページで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-rin.html ○ 定量的指標の達成状況は以下のとおりとなった。 素材生産、造林・育林、種苗生産に係る保証引受額は 57 億 82 百万円であり、指標値（66 億 45 百万円）に対する達成率は 87.0%となった。		

年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第１－２－（１）－イ	林業信用保証業務－森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進－社会経済情勢に対応した林業者等の資金調達円滑化の支援

2．主要な経年データ

主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間 最終年度値	令和５年度 （2023 年度）	６年度 （2024 年度）	７年度 （2025 年度）	８年度 （2026 年度）	９年度 （2027 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
２　林業信用保証業務 （１）森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進 林業・木材産業分野における脱炭素・グリーン化の取組やスマート林業の実装等に伴い新たに生ずる資金需要にも対応し、適切な引受けを進める。あわせて、林業・木材産業経営の多様化等が進んでいる中、個々の経営の財務状況に基づく信用リスクに応じた引受けを進める。 また、引き続き、林業信用保証サービスに関する利用者のニーズを適確に把握しつつ、当該サービスを必要とする林業者等が適切に利用できるように取り組む。 イ　社会経済情勢に対応した林業者等の資金調達円滑化	２　林業信用保証業務 （１）森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進 イ　社会経済情勢に対応した林業者等の資金調達円滑化の支援 近年、頻発する自然災害からの復旧や新規創業等に必要な資金調達の円滑化等国の政策課題に対応するため、保証料の実質免除措置を活用した引受け等の着実な実施に取り組む。	２　林業信用保証業務 （１）森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進 イ　社会経済情勢に対応した林業者等の資金調達円滑化の支援 近年、頻発する自然災害からの復旧や新規創業等に必要な資金調達の円滑化等国の政策課題に対応するため、融資機関や林業関係団体への働きかけを推進しつつ、保証料の実質免除措置を活用した引受け等の着実な実施に取り組む。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 自然災害からの復旧や新規創業等に必要な資金調達の円滑化等国の政策課題に対応するため、融資機関や林業関係団体への働きかけの推進や保証料の実質免除措置を活用した引受等の取組は行われているか	＜主要な業務実績＞ ○　自然災害からの復旧等への対応として、以下の取組を実施した。 （１）令和５年５月 28 日から７月 20 日までの間の豪雨及び暴風雨による災害、令和５年８月 12 日から同月 17 日までの間の暴風雨による災害並びに令和６年能登半島地震による災害について、林業・木材産業災害復旧対策保証の対象としたことを融資機関、林業関係団体及び都道府県等の関係機関に速やかに周知し、当該保証の申込受付を開始した。 （２）特に、令和６年能登半島地震に際し、林業関係被害が報告されていた石川県、新潟県、富山県、長野県の県庁、県木材組合連合会及び林業関係中央団体に対し、電話による制度説明や対応状況の聴き取りも行い、林業者等からの相談も受け付けていること等を改めて周知した。 これにより、事業者や関係団体から、制度や手続きについての問い合わせを受けた。 （３）令和６年能登半島地震を契機とし、特定非常災害により直接被害	＜自己評価＞ 評定：Ａ 災害発生時に、林業・木材産業災害復旧対策保証の適用について関係機関に迅速に周知したことは、迅速な災害復旧に貢献する成果である。 特に、令和６年能登半島地震に際しては、関係機関の対応状況等についてこまめに情報収集を行ったことや、特定非常災害について、独自の特例措置を講じたことは、信用基金の創意工夫によるものであり、当初の計画以上の成果と認められる。 また、保証引受の状況について毎月の実績を取りまとめ情報を共有したことに加え、新規創業等の案件について、申込みのきっかけ（紹介先等）の詳細や信用基金が説明会を行った融資機関からの申込みであるか等について把握し、制度普及のための効果的・効率的な手法を見出すよう努めたことは、今後の効果的な制度普及にもつながるものであり、当初の計画にない意欲的な対応と認められる。 以上のとおり、所期の目標を	評価　Ａ ＜評定に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、令和６年能登半島地震を契機とし、特定非常災害により直接被害を受けた林業者等に対し、林業・木材産業災害復旧対策保証において、従来の①最大５年間の保証料免除に加え、新たに②実質無担保・無保証人、③追加出資を原則不要とする特例措置を講じたことは、林業者等の実情を踏まえた法人の創意による取組であり、所期の目標を上回る成果といえるため「Ａ」評価が妥当である。 今後も、社会経済情勢に対応した林業者等の資金調達円滑化の支援に向け、可能かつ必要な範囲内で当該法人独自の取組の継続が期待される。

の支援 近年、頻発する自然災害からの復旧や新規創業等に必要な資金調達の円滑化等国の政策課題に対応するため、保証料の実質免除措置を活用した引受け等の着実な実施に取り組む。				を受けた林業者等に対し、林業・木材産業災害復旧対策保証において、従来の①最大５年間の保証料免除に加え、②実質無担保・無保証人、③追加出資を原則不要とする特例措置を新たに講じ、関係機関に周知した。 ○　保証引受けの状況について毎月の実績を取りまとめ、定例会等において報告を行うとともに、特に、新規創業等の案件については、申込みのきっかけ（紹介先等）を融資機関を通じて個別に事業者に聴き取るとともに、ダイレクトメールの送付先や信用基金が説明会を行った融資機関からの申込みであるか等について把握し、今後の制度普及につなげるよう努めた。	大きく上回る成果があったため、Ａとする。 ＜課題と対応＞ －	＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

１．当事務及び事業に関する基本情報	
第１－２－（２）	林業信用保証業務－林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報	②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
		令和５年度（2023 年度）	６年度（2024 年度）	７年度（2025 年度）	８年度（2026 年度）	９年度（2027 年度）
林業信用保証業務 （２）林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営 ア　適切な保証料率の設定　（第１－２－（２）－ア　参照） イ　代位弁済率の低減に向けた取組の実施　（第１－２－（２）－イ　参照） ウ　求償権の回収の取組の実施　（第１－２－（２）－ウ　参照） エ　その他事務処理の適正かつ迅速な実施　（第１－２－（２）－エ　参照）	予算額（千円）					
	決算額（千円）					
	経常費用（千円）					
	経常収支（千円）					
	行政コスト（千円）					
	従事人員数（人） ※期首の全体数					

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
第３　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ２　林業信用保証業務 （２）林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営の確保 ア　適切な保証料率の設定 （第１－２－（２）－ア　参照） イ　代位弁済率の低減に向けた取組の実施 （第１－２－（２）－イ　参照） ウ　求償権の回収の取組の実施 （第１－２－（２）－ウ　参照） エ　その他事務処理の適正かつ迅速な実施 （第１－２－（２）－エ　参照）	第１－２－（１）－ア～エを参照。	同左	同左	評定：Ａ ２項目についてＡ、２項目についてＢとしたことから、評価の基準を踏まえ、小項目「（２）林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営」についてはＡ評価とする。	評定　Ａ ＜評定に至った理由＞ ４つの小々項目のうち、２項目でＡ、２項目でＢとなった。このうち、重要度が高いとされた１項目（（ア）適切な保証料率の設定）でＡ、１項目（（イ）代位弁済率の低減に向けた取組の実施）でＢとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、小項目「（２）林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営」についてはＡ評価とする。 （２項目×３点＋２項目×２点＋１項目×３点＋１項目×２点）/（４項目×２点＋２項目×２点）＝125.0% ※算定にあたっては、評定毎の点数をＳ：４点、Ａ：３点、Ｂ：２点、Ｃ：１点、Ｄ：０点とし、重要度が

					高い項目については、ウエイトを２倍としている。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第１－２－（２）－ア	林業信用保証業務－林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営－適切な保証料率の設定

2．主要な経年データ

主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間 最終年度値	令和５年度 （2023 年度）	６年度 （2024 年度）	７年度 （2025 年度）	８年度 （2026 年度）	９年度 （2027 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
主な資金の保証料率								
一般資金	－	年 0.20～1.80% （８段階）	年 0.20～1.80% （８段階）					
制度資金（木材産業等高度化推進資金、林業・木材産業改善資金等）	－	年 0.15～1.35% （８段階）	年 0.15～1.35% （８段階）					

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
（２）林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営の確保 林業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 ア　適切な保証料率の設定 保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、林業・木材産業の特性を踏まえつつ、信用リスクを勘案した適切な保証料率を設定	（２）林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営の確保 林業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営に努める。 ア　適切な保証料率の設定 適正な業務運営を行うことを前提として、林業・木材産業の特性を踏まえつつ、以下の取組を行い、信用リスクを勘案した適切な保証料率を設定	（２）林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営 林業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営に努める。 ア　適切な保証料率の設定 適正な業務運営を行うことを前提として、林業・木材産業の特性を踏まえつつ、以下の取組を行い、信用リスクを勘案した適切な保証料率を設定	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 林業・木材産業の特性を踏まえつつ、信用リスクを勘案した適切な保証料率を設定するための取組は行われているか	＜主要な業務実績＞ ○　適切な保証料率を設定するため、以下の取組を実施した。 （１）電子会議室（信用基金のシステム上の掲示板）や定例会を活用して、毎月の業務収支の状況や代位弁済の発生状況について情報を共有した。 （２）令和５年 12 月に料率算定委員会を開催し、保証料率水準及び業務収支について点検した結果、①直近の業務収支は、バランスが取れた状況で安定しており、現時点では大きな問題がないこと、②特例保証料率の適用が是正され、１年が経過したばかりであることから、令和６年度の保証料率は現在の保証料率を据え置くこととなった。 この点検結果については、令和６年２月に開催した林業信用保証業務運営委員会において説明・意見交換を行った。 その内容は信用基金ホームページで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-rin.html	＜自己評価＞ 評定：A 業務収支の状況等について取りまとめ、保証料率水準の点検を適切に実施したことに加え、特例保証料率を適正化するため、部門職員が被保証者及び融資機関等に対して精力的かつ根気よく協議を重ねたことにより、令和５年度における新規案件及び継続案件ともに特例保証料率を適用したものが０件となった。特に、継続案件については、かねてより見直し交渉を継続していた保証額の大きい先であるが、通常の保証引受審査を行う中であっても、バンクミーティングへの積極的な参加により経営改善計画の策定に際して助言等を行ったことに加え、職員が被保証者及び融資機関等に対して精力的かつ根気強く協議を続けるとともに、被保証者の状況を考慮しつつ理解を得ながら対応した結果、０件とすることができたも	評価　A ＜評定に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、特例保証料率の適用については、債務者の実情を踏まえたものとなるよう、信用基金、融資機関及び林業事業者での協議に加え、経営改善計画の策定に際して助言等を行ったことにより、令和５年度における新規案件及び継続案件ともに特例保証料率を適用したものが０件となったことから、所期の目標を大きく上回る成果として「A」評価が妥当である。 今後も、適切な保

する。その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、保証料率水準を点検し、必要に応じて保証料率の見直しを行う。 【重要度：高】 保証料は、保証事業を継続的・安定的に実施するための不可欠の要素であり、その水準について不断の検証を行うことが重要であるため。	する。 （ア）収支均衡に向けて、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会で保証料率水準を点検し、必要に応じて保証料率の見直しを行う。 （イ）特例保証料率を適用した既往契約について、債務者の実情を踏まえつつ、その適正化に取り組む。	する。 （ア）収支均衡に向けて、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、料率算定委員会で保証料率水準の点検を実施し、必要に応じて保証料率の見直しを行う。 （イ）特例保証料率を適用した既往契約について、債務者の実情を踏まえつつ、その適正化に取り組む。		○　特例保証料率の適正化のため、以下の取組を実施した。 （１）特例保証料率を適用した既往契約を含め、保証料率の適用状況について毎月の実績を取りまとめ、電子会議室（信用基金のシステム上の掲示板）や定例会を活用して情報を共有した。 （２）特例保証料率を適用していた既往契約先については、かねてより見直し交渉を継続していた保証額の大きい先であるが、通常の保証引受審査を行う中であっても、バンクミーティングへの積極的な参加により経営改善計画の策定に際して助言等を行ったことに加え、職員が被保証者及び融資機関等に対して精力的かつ根気強く協議を続けるとともに、被保証者の状況を考慮しつつ理解を得ながら対応した。 この結果、令和５年度においては、新規案件及び継続案件ともに、特例保証料率を適用したものは０件となった。	のであり、林業信用保証制度の持続的かつ安定的運営に寄与する大きな成果と認められる。 以上のとおり、所期の目標を大きく上回る成果があったため、Ａとする。 ＜課題と対応＞ －	証料率の設定に向け、可能かつ必要な範囲内で当該法人独自の取組の継続が期待される。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第１－２－（２）－イ	林業信用保証業務－林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営－代位弁済率の低減に向けた取組の実施

2．主要な経年データ

主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間 平均代位弁済率	令和５年度 （2023 年度）	６年度 （2024 年度）	７年度 （2025 年度）	８年度 （2026 年度）	９年度 （2027 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
代位弁済額　① （百万円）		－	479					
期末保証残高　② （百万円）		－	22,142					
代位弁済率（①÷②）	年度評価：代位弁済率２%以下	－	2.16%					
平均代位弁済率	中期目標期間中の平均代位弁済率が前中期目標期間の実績を下回る	1.11%	2.16%	%	%	%	%	

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	法人の業務実績・自己評価 自己評価	主務大臣による評価
（２）林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営の確保 林業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 イ　代位弁済率の低減に向けた取組の実施 信用リスクに応じた引受けを適確に行うこととし、部分保証の推進等に	（２）林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営の確保 林業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営に努める。 イ　代位弁済率の低減に向けた取組の実施 代位弁済率について、前中期目標期間に比べて抑制できるよう、以下の取	（２）林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営 林業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営に努める。 イ　代位弁済率の低減に向けた取組の実施 代位弁済率について、前中期目標期間に比べて抑制できるよう、以下の取	＜主な定量的指標＞ ○　代位弁済率の低減 年度評価：代位弁済率を２%以下とする 見込評価・期間実績評価：中期目標期間中の平均代位弁済率が、前中期目標期間の実績を下回る ＜その他の指標＞ ○　代位弁済に至った事案の検証状況 ＜評価の視点＞ 代位弁済率の低減に向けて、部分保証の推進等による融資機関との適切なリスク分担、	＜主要な業務実績＞ ○　代位弁済率を低減するため、以下の取組を実施した。 （１）80%保証への移行の取組を着実に実施したことにより、今年度引受分については全件 80%保証とし、融資機関との適正なリスク分担を実現した。 また、80%保証の実績を毎月取りまとめ、定例会等において情報を共有した。 （２）条件緩和債権など特に期中管理を必要とする案件については、案件ごとに担当者を決め、web 会議等を活用してバンクミーティングに 23 回出席し、融資機関と連携して案件の状況を把握し、必要に応じて条件変更に対応するなど、適切な期中管理を行った。	＜自己評価＞ 評定：B 令和５年度の代位弁済率は 2.16%であり、指標値（２%以下）を 0.16 ポイント超過した。 一方で、原則 80%保証であることを融資機関に浸透させるための働きかけを行い令和５年度の新規引受について全件 80%保証を達成したこと、条件緩和債権等の案件ごとに担当者を選定した上でバンクミーティングへ積極的に参加し、融資機関と連携して案件の状況を把握し、必要に応じて条件変更に対応するなど適切な期中管理を行ったこと、事後検討会を年２回開催して事故発生の要因を分析し検証したこ	評価　B ＜評定に至った理由＞ 令和５年度の代位弁済率は 2.16%であり、目標値の達成度合は 93%となっているが、融資機関との適正なリスク分担を図る観点から、80%保証への移行の取組を着実に実施（令和５年度の新規引受については全件 80%）したことはもとより、事後検討会を年２回開催し事故発生の要因を分析・検証し、今後の保証審査に活用できるデータベースを整備する等

よる融資機関との適切なリスク分担を確保する。また、期中管理を適切に実施することとし、その際、林業者等が事業継続できるよう、融資機関と連携し、条件変更等に柔軟に対応する。 【指標】 ○　代位弁済に至った事案の検証状況 ○　代位弁済率の低減 年度評価： 代位弁済率を２％以下とする 見込評価・期間実績評価： 中期目標期間中の平均代位弁済率が、前中期目標期間の実績を下回る 【重要度：高】 林業者等が長期的かつ安定的に経営を継続していくためには、部分保証の推進等による融資機関との適切なリスク分担、期中管理の適切な実施等による代位弁済率の低減は重要であるため。 【困難度：高】 代位弁済率の低減を着実に図っていくためには、よりきめ細やかな期中管理を、従来にも増して適切に行っていくことが重要であり、かつ、足下ではウクライナ侵略等に伴う原油価格・物価高騰が生じており、	組を行う。 （ア）信用リスクに応じた引受けを適確に行うこととし、融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、部分保証や融資機関のプロパー融資との組合せを着実に実施する。 （イ）林業者等が社会経済情勢の変化の中にあっても事業を継続できるよう、融資機関と連携して保証契約の条件変更等に柔軟に対応するなど期中管理を適切に実施する。 （ウ）代位弁済に至った事案の検証を行うとともに、これを通じて職員の審査及び期中管理の能力向上に努める。 【指標】 ○　代位弁済に至った事案の検証状況 ○　代位弁済率の低減 年度評価： 代位弁済率を２％以下とする 見込評価・期間実績評価： 中期目標期間中の平均代位弁済率が、前中期目標期間の実績を下回る	組を行う。 （ア）信用リスクに応じた引受けを適確に行うこととし、融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、部分保証や融資機関のプロパー融資との組合せを着実に実施する。 （イ）林業者等が社会経済情勢の変化の中にあっても事業を継続できるよう、融資機関と連携して保証契約の条件変更等に柔軟に対応するなど期中管理を適切に実施する。 （ウ）代位弁済に至った事案の事後検討会を開催し、事故発生の要因分析等を行うことにより、今後の保証引受け及び期中管理に反映するとともに、この検証作業を通じて職員の審査及び期中管理の能力向上に努める。 これらについては、それぞれ実績を取りまとめた上で、業務運営の検証委員会で検証し、必要に応じて見直しを行う。	期中管理の適切な実施、代位弁済に至った事案の検証等の取組は行われているか	（３）７月には、創業間もない保証先へ保証の増額を重ねた結果、突然破綻し代位弁済に至ったケースを、12 月には、融資機関の期中管理が十分でなかったことにより事前の情報提供（予見通知等）がないまま突然代位弁済に至ったケースをそれぞれ対象にし、事後検討会を２回開催した。 この結果、代位弁済審査で得た情報のデータベース化と部門での共有、融資機関に対する新規保証時、更新時等の機会を捉えての情報収集の必要性の再周知等の対応を行うこととした。 上記の取組について、令和５年 12 月に開催した業務運営の検証委員会において検証を行い、今後、代位弁済審査で得た情報のデータベース化を行い、部門全体での共有を進めることとした。 この検証結果については、令和６年２月に開催した林業信用保証業務運営委員会において説明・意見交換を行った。 その内容は信用基金ホームページで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-rin.html ○　定量的指標の達成状況は以下のとおりとなった。 代位弁済率は 2.16%であり、指標値（２%以下）を 0.16 ポイント超過した。	とに加え、今後の保証審査に活用できるデータベースを整備し職員の審査及び期中管理のための能力向上に努めたことは、今後の代位弁済率の低減に貢献する大きな成果と認められる。 本項目については、定量的指標の達成度合は 80%以上 100%未満となったものの困難度が設定されていること、定性的な取組を着実に実施したことから、総合してＢとする。 ＜課題と対応＞ －	の取組が実施されている。 なお、本業務は、代位弁済率の低減を着実に図っていくためには、よりきめ細やかな期中管理を、従来にも増して適切に行っていくことが重要であり、かつ、足下ではウクライナ侵略等に伴う原油価格・物価高騰が生じており、林業者等の経営を取り巻く厳しさが増しているため困難度が高い。 これらのことから、目標の達成度合を下回っているものの、本事項は困難度が高い項目であることを勘案して、Ｂ評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

林業者等の経営を取り巻く厳しさが増しているため。 <想定される外部要因> 経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。		【指標】 ○ 代位弁済に至った事案の検証状況 ○ 代位弁済率の低減 代位弁済率を２％以下とする				

年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第１－２－（２）－ウ	林業信用保証業務－林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営－求償権の回収の取組の実施

2．主要な経年データ

主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間 最終年度値	令和５年度 （2023 年度）	６年度 （2024 年度）	７年度 （2025 年度）	８年度 （2026 年度）	９年度 （2027 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
（２）林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営の確保 林業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 ウ　求償権の回収の取組の実施 求償権を着実に回収するため、求償債務者の実情に応じた回収方策について、サービサーへの委託等効果的かつ効率的な手法を講ずる。	（２）林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営の確保 林業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営に努める。 ウ　求償権の回収の取組の実施 求償債務者の実情に応じた回収方策を検討し、サービサーへの委託による回収も採り入れ、効果的かつ効率的な手法により求償権の着実な回収に取り組む。	（２）林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営 林業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営に努める。 ウ　求償権の回収の取組の実施 求償権の回収については、融資機関への委託を基本としつつ、サービサーへの委託等を計画的に行い、回収業務に当たる。 これらについては、取組結果を取りまとめ、業務運営の検証委員会で検証し、令和６年度以降の回収方策に反映する。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 求償債務者の実情に応じた回収方策について、サービサーへの委託等効果的かつ効率的な手法による求償権の着実な回収の取組は行われているか	＜主要な業務実績＞ ○　求償権を着実に回収するため、以下の取組を実施した。 （１）グループミーティングの場などを活用して、４月中に令和５年度の回収方策を決定した上で、毎月の進捗状況を確認し、共有を図った。 （２）サービサーへの委託を行った結果、回収金額は 148,682 千円、うちサービサーによる回収金額は 32,356 千円となった。 （３）サービサーとの打合せを７月に行うとともに、９月に開催したグループミーティングにおいて、回収方針の点検を計画的に行った。 （４）弁済が滞っている先及び弁済があってもその額が弁済能力に比して低調な先に対し、催告書を２回、延べ 11 先へ送付するとともに、法的手続の実施等の回収方策の見直しを行った。 上記の取組について、令和５年 12 月に開催した業務運営の検証委員会において検証を行い、引き	＜自己評価＞ 評定：Ｂ サービサー等関係者との打合せを通じ、回収に関する方策の実施、進捗確認及び方針の点検を計画的に行い、求償権回収の取組を着実に実施したことから、Ｂとする。 ＜課題と対応＞ －	評価　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「Ｂ」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

				続き、求償債務者の実情に応じた回収方策を検討し、より効果的かつ効率的な手法により着実な回収に取り組むこととなった。 　なお、この検証結果については、令和６年２月に開催した林業信用保証業務運営委員会において説明・意見交換を行った。 　その内容は信用基金ホームページで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-rin.html		

年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第１－２－（２）－エ	林業信用保証業務－林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営－その他事務処理の適正かつ迅速な実施

2．主要な経年データ

主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	令和５年度（2023 年度）	６年度（2024 年度）	７年度（2025 年度）	８年度（2026 年度）	９年度（2027 年度）	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
標準処理期間	標準処理期間内の処理率 80%以上						
① 保証引受け	10 営業日	100%					
② 出資持分の払戻し	18 営業日	100%					
③ 代位弁済	50 営業日	100%					
④ 貸付審査	３営業日	100%					

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
（２）林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営の確保 林業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 エ　その他事務処理の適正かつ迅速な実施 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、林業信用保証業務に関する各事務の処理について、手続の簡素化	（２）林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営の確保 林業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営に努める。 エ　その他事務処理の適正かつ迅速な実施 業務の効率化と質的向上を図るため、以下の取組を行い、事務処理の適正化及び迅速化を図る。 （ア）保証引受け、代位弁済等の各事務について、審査等の	（２）林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営 林業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営に努める。 エ　その他事務処理の適正かつ迅速な実施 業務の効率化と質的向上を図るため、以下の取組を行い、事務処理の適正化及び迅速化を図る。 （ア）保証引受け、代位弁済等の各事務について、審査等の	＜主な定量的指標＞ ○　標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする （参考）標準的な処理の期間 ①　保証引受け：10 営業日 ②　出資持分の払戻し：18 営業日 ③　代位弁済：50 営業日 ④　貸付審査：３営業日 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 業務の質的向上を図るため、事務処理の適正化及び迅速化を図る取組は行われ	＜主要な業務実績＞ ○　保証引受け、出資持分の払戻し、代位弁済及び貸付審査の各事務について、以下のような取組を実施した。 これにより、各事務とも、標準的な処理の期間内に確実にすべての案件の処理を行った。 （１）前例の少ない案件や処理に迷う案件については、あらかじめ情報の共有を行うとともに、対応方針の擦り合わせを行った。 （２）個別案件の処理状況や毎月３回のみとされている支払日等について共有するとともに、起案後は必要に応じて声がけを行い、処理期間の短縮に努めた。 ○　業務の効率化と質的向上を図るため、以下のとおりマニュアルの整理を実施した。 （１）林業者等からの出資に関する手続等について定める「林業信用保	＜自己評価＞ 評定：A 保証引受け、出資持分の払戻し、代位弁済及び貸付審査のいずれの事務についても、標準的な処理の期間内の処理率が 100%となり、定量的指標（処理率 80%以上）の120%以上となる成果が認められる。 また、日頃の業務に取り組みながら、各事務における気付きや課題の蓄積に努め、これらへの対応方針の検討を行った上で、適正かつ迅速な事務処理のためにマニュアル等の整備に取り組むとともに、利用者の利便性向上の観点から、添付書類の簡素化又は見直し、電磁的記録による申請を可能としたことは大きな成果であった。 さらに、これらについて、	評価　A ＜評定に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、利用者の利便性向上の観点から、添付書類の簡素化又は見直し、電磁的記録による申請を可能とした等の取組により、保証引受け、出資持分の払戻し、代位弁済及び貸付審査のいずれの事務についても、標準的な処理の期間内の処理率が 100%となり、目標値の達成度合が 120%以上となったことから、「A」評価が妥当で

等その方法の点検を実施し、必要に応じて見直しを行うとともに、その適正性を確保しつつ、標準的な処理の期間を定め、それに従って実施する。 【指標】 保証引受け、出資持分の払戻し、代位弁済及び貸付審査について、中期計画に定める標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする ＜目標水準の考え方＞ 融資機関等からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、信用基金の責めに帰さない事由によるものについては、処理に要した期間から除くことが適当。	適正性を確保しつつ、以下のとおり標準的な処理の期間を設定し、その期間内に確実に案件の処理を行う。 （イ）業務の効率化と質的向上を図る観点から、内部の事務手続の簡素化等を図る。 【指標】 ○　標準的な処理の期間 ・保証引受け：10営業日 ・出資持分の払戻し：18営業日 ・代位弁済：50営業日 ・貸付審査：３営業日 ○　標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする （※）融資機関等利用者からの提出書類及びその内容に不備があり、補正が必要となった場合には、提出書類等が整ったと信用基金が判断し、審査等を開始する旨連絡した時点から処理の期間を起算するものとする。	適正性を確保しつつ、中期計画に定める標準的な処理の期間内に確実に案件の処理を行う。 （イ）業務の効率化と質的向上を図る観点から、内部の事務手続の簡素化等を図るため、マニュアル等の整備を行う。 これらについては、上半期の実績をとりまとめた上で、業務運営の検証委員会で検証する。 【指標】 ○　標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする （※）融資機関等利用者からの提出書類及びその内容に不備があり、補正が必要となった場合には、提出書類等が整ったと信用基金が判断し、審査等を開始する旨連絡した時点から処理の期間を起算するものとする。 （参考）標準的な処理の期間 ①　保証引受け：10営業日 ②　出資持分の払戻し：18営業日 ③　代位弁済：50営業日 ④　貸付審査：３営業日	ているか	証業務に係る出資に関する規程」について、①押印の省略、②届出等に必要な書類の簡素化、③出資持分残高の照会、出資金の払戻し等の手続における電磁的記録の活用等の変更を行った。 特に、出資持分残高の照会については、電話でも回答できるよう変更したことにより、従来、照会から回答までに２～３日程度要していたところ、照会日当日に回答できるようになり、事務手続きが簡素化され、出資者の利便性の向上にもつながった。 （２）毎年度、５月中旬までに実施する保証債務損失引当金の算出手順等について定める「査定資産の償却・引当金（案）の作成業務マニュアル」について、初見者でも理解しやすいよう大幅な見直しを行ったことにより、従来４日程度要していたところを２日程度に短縮することができ、事務の効率化が図られた。 （３）約定融資機関に対し、「債権の保全に必要な注意義務と通知に関する考え方の整理」を通知することにより、予見通知の幅広な提出を促した。 さらに、「保証付貸付金償還状況報告書の提出のお願い」を通知することにより、償還状況入力業務の円滑化が図られた。 （４）「求償権等の管理マニュアル」について、債権管理を行う中での気づき等を随時蓄積し協議を重ねて考え方を整理した結果、主に以下の点について、令和６年３月に改正し、同年４月より適用することとした。 この改正により、一層実態に即した事務処理の適正化が期待できる。	業務運営の検証委員会において検証し、次年度に向けた方針を明らかにした。 以上のとおり、所期の目標を大きく上回る成果があったため、Ａとする。 ＜課題と対応＞ －	ある。 今後も、その他事務処理の適正かつ迅速な実施に向け、可能かつ必要な範囲内で当該法人独自の取組の継続が期待される。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

				① 代位弁済請求の審査の留意事項として、被保証者の事業継続の可否の判断基準を盛り込む。 ② 代位弁済請求の審査の円滑化を図る観点から、書類審査における留意事項等を明記した。 （５）「債務保証審査マニュアル」について、保証審査を行う中での気づき等を随時蓄積し、関係者間で協議を重ねて考え方を整理した結果、主に以下の点について、令和６年３月に改正し、同年４月より適用することとした。 この改正により、実態に即した事務処理の質的向上が期待できる。 ① 格付の確認手順及びポイントを明記した。 ② 融資機関が作成する調査意見書について、総合意見欄の記載の充実を求めることを明記した。 ③ 引受の判断に当たっては、償還の蓋然性、経営の継続性が確認できることを前提に、融資機関の保証依頼者に対する評価及び今後の支援方針を踏まえて行うものとすることを明記した。 上記の取組について、令和５年 12 月に開催した業務運営の検証委員会において、保証引受け、出資持分の払戻し、代位弁済及び貸付審査の各事務の処理状況やマニュアル等の整備状況について検証を行い、今後も、各事務について標準的な処理の期間内に確実に処理を行うこと、業務における気づきや課題を整理しマニュアル等の整備を行うこととなった。 なお、この検証結果については、令和６年２月に開催した林業信用保証業務運営委員会において説明・意見交換を行った。 その内容は信用基金ホームページで公表している。		

				https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-rin.html		

年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

１．当事務及び事業に関する基本情報	
第１－３	漁業信用保険業務

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

漁業信用保険業務
（１）社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受け
（第１－３－（１）参照）

（２）漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保
（第１－３－（２）参照）

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和５年度（2023 年度）	６年度（2024 年度）	７年度（2025 年度）	８年度（2026 年度）	９年度（2027 年度）
予算額（千円）	12,414,252				
決算額（千円）	8,403,145				
経常費用（千円）	1,137,547				
経常収支（千円）	643,173				
行政コスト（千円）	1,150,027				
従事人員数（人） ※期首の全体数	※102				

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
第３　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ３　漁業信用保険業務 （１）社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受け （第１－３－（１）参照） （２）漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 （第１－３－（２）参照）	第１－３－（１）及び（２）を参照。	同左	同左	評定：Ａ ２項目についてＡとしたことから、中項目「３　漁業信用保険業務」についてはＡ評価とする。	評定　Ａ ＜評定に至った理由＞ ２つの小項目のうち、２項目ともにＡとなった。このうち重要度が高いとされた２項目（（１）社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受け、（２）漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保）でＡとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「３漁業信用保険業務」についてはＡ評価とする。 （２項目×３点＋２項目×３点）/（２項目×２点＋２項目×２点）＝150.0% ※算定にあたっては、評定毎の点数をＳ：４点、Ａ：３点、Ｂ：

					２点、Ｃ：１点、Ｄ：０点とし、重要度が高い項目については、ウエイトを２倍としている。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

１．当事務及び事業に関する基本情報	
第１－３－（１）	漁業信用保険業務－社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受け

２．主要な経年データ

主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	令和５年度（2023 年度）	６年度（2024 年度）	７年度（2025 年度）	８年度（2026 年度）	９年度（2027 年度）	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
保険引受残高	2,000 億円確保	2,047 億円					

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
第３　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ３　漁業信用保険業務 （１）社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受け 　漁業分野における脱炭素・グリーン化の取組やスマート水産業の実装等に伴い新たに生じる資金需要にも対応し、適切な引受けを進める。あわせて、新たな水産資源管理の着実な実施、漁船漁業及び養殖業の成長産業化、海業の振興等による漁村の活性化等が求められる状況にあることを踏まえ、かかる状況に対応した漁業信用保険の引受けを進める。 　また、引き続き、漁業信用保証保険サービスに関するニーズを適確に把握しつつ、	第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ３　漁業信用保険業務 （１）社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受け 　漁業分野における脱炭素・グリーン化の取組やスマート水産業の実装等に伴い新たに生じる資金需要にも対応し、適切な引受けを進める。 　あわせて、新たな水産資源管理の着実な実施、漁船漁業及び養殖業の成長産業化、海業の振興等による漁村の活性化等が求められる状況にあることを踏まえた引受けが進められるよう漁業信用基金協会、融資機関と連携して、以下の取組を行う。 ア　海洋環境や、漁船漁業の構造変化、成	第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ３　漁業信用保険業務 （１）社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受け ア　専業的な漁業から複合的な漁業への転換などの漁業者の操業形態の変化、ＡＩやＩＣＴ等による効率化、省力化のためのデータ連携の活用、輸出の拡大による漁船漁業及び養殖業の成長産業化などのための資金需要の把握のため、主務省や関係団体と連携して、 （ア）新たな技術や取組の普及状況（利用者等）や融資・保証の活用状況や事例 （イ）新たな技術や取	＜主な定量的指標＞ ○　保険引受残高 2,000 億円の確保 ＜その他の指標＞ ○　漁業信用保証保険サービスに関する利用者のニーズの把握に係る取組状況 ＜評価の視点＞ 　漁業分野における脱炭素・グリーン化の取組やスマート水産業の実装等に伴い生じる新たな資金需要への対応等のため、新たな資金ニーズの適確な把握、重点的に引受けを推進する対象の選定、関係団体等と連携した利用促進に取り組んでいるか	＜主要な業務実績＞ ○　令和５年度の保険引受残高は 2,047 億円であり、定量的指標（保険引受残高 2,000 億円の確保）を達成した。 【ア】 ○　４月に発出された水産経営課長から漁業信用基金協会宛の信用基金の中期目標達成への協力依頼文書を受け、全国漁業信用基金協会・全国漁業協同組合連合会等関係団体と保証推進策について適宜、意見交換を実施。 　水産庁に対して、新たな技術・取組の普及状況、融資・保証の活用状況や事例、今後の普及の見通し等について庁内関係課に聞き取り調査を行い、有効な利用促進策・課題等について聴取し、内容を取りまとめた。 ○　上記調査等から得られた内容を基に、今後、需要のある分野、引受けが期待される分野を選定し、選定した分野の中から、さらに重点的に引受けを推進していく対象等について水産庁や関係団体にも聴取しながら精査・検証を進め、最終的に水産庁と調整の上、対象を明確化し、関係団体へ周知を行った。 　加えて、浜プランを活用した保証推進方法を基金協会へ提供した。	＜自己評価＞ 評定：Ａ ・　令和５年度の保険引受残高は、2,047 億円であり、困難度「高」の定量的指標（2,000 億円の確保）を達成したこと ・　漁業者団体や水産庁等からの情報収集や重点的に引受を推進する対象の明確化とその関係団体への共有、保証保険制度の漁業者等への周知と利用促進等を実施したこと 　以上のとおり、所期の目標を大きく上回る成果があったため、Ａとする。 ＜課題と対応＞ －	評価　Ａ ＜評定に至った理由＞ 　中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、保険引受残高の目標達成（2,000 億円確保）に向けて、基金協会、融資機関、水産庁と意見交換を行う中で、新たな技術・取組の普及状況等を聴取し、この中から引受けが期待される分野を選定し、さらに重点的に推進する対象を明確化したことや浜プランを活用した推進方法等を基金協会に提供する等、有効な利用促進策を実施した。 　なお、本業務は、前中期目標期間においては、令和２年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に影響

当該サービスを必要とする漁業者等が適切に利用できるように取り組む。 【指標】 ○ 保険引受残高 2,000億円の確保 ○ 漁業信用保証保険サービスに関する利用者のニーズの把握に係る取組状況 【重要度：高】 ・ 漁業をめぐっては、海洋環境の変化も踏まえた新たな水産資源管理の着実な実施、スマート水産技術の開発・現場実装等による漁船漁業の成長産業化、ＩＣＴ等を活用した生産性の向上や輸出の拡大等による養殖業の成長産業化、海業の振興等による漁村の活性化の推進等が求められる状況にあることを踏まえ、かかる状況に対応した引受けが行われていくことが重要であるため。 ・ 新規就業や漁船等の更新等の様々な局面で漁業信用保証保険サービスが有効に利用され得るよう、本制度に関する漁業者等の具体的なニーズを適確に把握し、当該サービスを必要とする漁業者等が適切に利用できるようにしていくことが重要であるため。	長が見込まれる分野の動向等を踏まえた新たな資金ニーズの適確な把握 イ 重点的に引受けを推進する対象の選定 ウ 行政機関、漁業信用基金協会、融資機関、関係団体等と連携した利用促進 これらについては、毎年度、年度計画において活動内容を明確に定めるとともに、その成果については毎年度業務運営の検証委員会で検証した上で、中期目標期間最終年度（令和９年度）にあるべき姿の実現を図る。 【指標】 ○ 保険引受残高 2,000億円の確保 ○ 漁業信用保証保険サービスに関する利用者のニーズの把握に係る取組状況	組の導入に要する費用、導入後の効果、今後の普及の見通し等を精査し、重点的に引受けを推進していく対象を明確化する。 イ 主務省、関係団体、地方公共団体等と連携し、各種会議の場等を通じて、予算事業の PR、パンフレットの配布等により漁業信用保証保険制度について漁業者等への周知を図り、利用を促す。 これらについて、業務運営の検証委員会で検証し、必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 保険引受残高 2,000億円の確保 ○ 漁業信用保証保険サービスに関する利用者のニーズの把握に係る取組状況		【イ】 ○ 漁業経営改善制度認定者向けに融資制度と保証保険制度をセットにしたＰＲ資料（リーフレット）を作成し、水産庁から都道府県へ配布する漁業経営改善制度の冊子に折り込んでもらうため水産庁へ提供した。 また、当該制度の利用促進に努めることについても農林中央金庫・全漁連関係者と意見を共有した。 ○ 養殖業関係者向けに、融資制度と保証保険制度をセットにしたＰＲ資料を作成し、水産庁が会議やホームページ等で活用している資料冊子「養殖業の成長産業化」内に追加してもらうため提供した。 ○ 漁業信用保証制度のパンフレットの作成を行った。 ○ 今後の保証推進を見据え、信用基金と漁業信用基金協会の連携強化を目的として、ブロック会議などの意見交換の機会を活用することを検討した。 上記ア及びイの取組について、令和５年 12 月に開催した業務運営の検証委員会において、説明・意見交換を行い、賛意が得られた。 その内容は信用基金ホームページで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-gyo.html		が生じた漁業者等向けの新規引受額が大幅に増加したが、今後、それらの資金の償還が始まることによる保険引受残高の減少が想定されるため困難度が高い。 これらのことにより、令和５年度の保険引受残高で 2,047億円を達成し、目標値の達成度合が100%以上となったことから、「Ａ」評価が妥当である。 今後も、社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受けに向け、可能かつ必要な範囲内で当該法人独自の取組の継続が期待される。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

【困難度：高】 　前中期目標期間においては、令和２年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に影響が生じた漁業者等向けの新規引受額が大幅に増加したが、今後、それらの資金の償還が始まることによる保険引受残高の減少が想定されるため。 <想定される外部要因> 　経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。						

年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第１－３－（２）	漁業信用保険業務－漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保

2．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

漁業信用保険業務
（２）漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保
ア　適切な保険料率の設定　（第１－３－（２）－ア　参照）
イ　保険事故率の低減に向けた取組の実施　（第１－３－（２）－イ　参照）
ウ　適切な求償権の管理・回収の取組の促進　（第１－３－（２）－ウ　参照）
エ　その他事務処理の適正かつ迅速な実施　（第１－３－（２）－エ　参照）

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和５年度（2023 年度）	６年度（2024 年度）	７年度（2025 年度）	８年度（2026 年度）	９年度（2027 年度）
予算額（千円）					
決算額（千円）					
経常費用（千円）					
経常収支（千円）					
行政コスト（千円）					
従事人員数（人） ※期首の全体数					

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
第３　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ３　漁業信用保険業務 （２）漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 ア　適切な保険料率の設定 （第１－３－（２）－ア　参照） イ　保険事故率の低減に向けた取組の実施 （第１－３－（２）－イ　参照） ウ　適切な求償権の管理・回収の取組の促進 （第１－３－（２）－ウ　参照） エ　その他事務処理の適正かつ迅速な実施 （第１－３－（２）－エ　参照）	第１－３－（２）－ア～エを参照。	同左	同左	評定：Ａ ３項目についてＡ、１項目についてＢとしたことから、小項目「（２）漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保」についてはＡ評価とする。	評定　Ａ ＜評定に至った理由＞ ４つの小々項目のうち、２項目でＡ、２項目でＢとなった。このうち、重要度が高いとされた１項目（（ア）適切な保険料率の設定）でＢ、１項目（（イ）保険事故率の低減に向けた取組の実施）でＡとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価基準」に基づき評価を行った結果、小項目「（２）漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保」についてはＡ評価とする。 （２項目×３点＋２項目×２点＋１項目×３点＋１項目×２点）/（４項目×２点＋２項目×２点）＝125.0% ※算定にあたっては、評定毎の

					点数をＳ：４点、Ａ：３点、Ｂ：２点、Ｃ：１点、Ｄ：０点とし、重要度が高い項目については、ウエイトを２倍としている。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第１－３－（２）－ア	漁業信用保険業務－漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保－適切な保険料率の設定

2．主要な経年データ

主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間 最終年度値	令和５年度 （2023 年度）	６年度 （2024 年度）	７年度 （2025 年度）	８年度 （2026 年度）	９年度 （2027 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
主な資金の保険料率（保証保険）								
漁業近代化資金	－							
20 トン以上	－	年 0.30%	年 0.30%					
その他	－	年 0.22%	年 0.22%					
事業資金	－							
20 トン以上	－	年 1.05%	年 1.05%					
その他	－	年 0.77%	年 0.77%					

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
（２）漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 漁業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 ア　適切な保険料率の設定 保険料率については、漁業特有のリスクを踏まえるとともに、漁業者等の負担が過度に大きくならないよう十分配慮しつつ、持続的に制度	（２）漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 漁業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 ア　適切な保険料率の設定 保険料率については、持続的に制度運営していけるよう、毎年度、料率算定委員会において保険料率水準を点検し、漁業者等の負担が過度に大	（２）漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 漁業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 ア　適切な保険料率の設定 令和４年度の保険料率算定委員会での結論を踏まえ、令和５年度の保険料率算定委員会において、保険料率について検証し、	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 漁業特有のリスクを踏まえ、持続的に制度運営していけるよう、保険料率水準を点検し、必要に応じて、保険料率の見直しは行われているか	＜主要な業務実績＞ ○　直近年度業務実績にもとづく理論値を算出するとともに、前年度に算出できなかった料率区分について、適切な算出のあり方を検討した。 ○　令和４年度の料率算定委員会で得た結論を踏まえ、料率の見直しについて検証作業を進めた。 料率算定委員会で料率見直しの検討を行った結果、漁業近代化資金については、20 トン以上と 20 トン未満を同率とするとともに、近年の社会情勢等を踏まえ、安定性を考慮し、20 トン未満の理論値保険料率の直近３か年平均である 0.17%へ引き下げることとした。（20 トン以上：0.3％→0.17％、20 トン未満：0.22%→0.17%）。 ○　関係機関（漁業信用基金協会・水産庁）とも事前調整を行い、検証結果を運営委員会に報告した。	＜自己評価＞ 評定：Ａ 保険料率を検証し、引下げ要件に該当するものについて、適切かつ迅速に引下げ実施した。 加えて、前年度に理論値を算出できなかった区分のあり方についても適切に検討・検証を行ったことにより、漁業信用基金協会が負担する年間保険料の負担軽減及び漁業者が負担する保証料の引下げにも寄与したこと、また、今回の料率変更は基準に照らした見直しに加え、漁船規模で異なる料率区分について同一の料率適用が可能であるとの検証を行い、これまで見直しが行われてこなかった料率区分についても料率引下げの適用が可能となったものであり、これにより料率見直しの効果と保険成績の管理の両立ができ、関	評価　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「Ｂ」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

運営していけるよう、毎年度、各資金における保険料率水準を点検し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 【重要度：高】 水産資源の状況や気象条件等により水揚げが不安定であるなどの漁業特有のリスクを勘案して設定されるものであるが、漁業者等の負担が過度に大きくならないよう十分配慮しつつ、持続的に制度を運営していけるような適切な保険料率となっているかの検証を行い、必要に応じその見直しを実施することが重要であるため。	きくならないよう十分配慮しつつ、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。	① 理論値保険料率が低下傾向にあり、設定保険料率を下回っている場合には、保険料率の引下げを検討すること、 ② 理論値保険料率が設定保険料率を上回り、理論値保険料率と設定保険料率の差が拡大傾向にある場合には、保険料率の引上げを検討すること を前提にしつつ、保険収支の状況、制度運営の安定性及び漁業者の負担能力等も勘案して保険料率を設定する。			係者からも高い評価が得られていることなど、所期の目標を大きく上回る成果があったことから、Ａとする。 ＜課題と対応＞ －	

年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第１－３－（２）－イ	漁業信用保険業務－漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保－保険事故率の低減に向けた取組の実施

2．主要な経年データ

主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間 平均償還事故率	令和５年度 （2023 年度）	６年度 （2024 年度）	７年度 （2025 年度）	８年度 （2026 年度）	９年度 （2027 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
代位弁済額　① （百万円）	－	－	583					
償還額　② （百万円）	－	－	60,311					
償還事故率（①÷②）	年度評価：償還事故率３％以下	－	0.97%					
平均償還事故率	中期目標期間中の平均償還事故率が前中期目標期間の実績を下回る	1.54%	0.97%					

（注１）融資保険を除く。
（注２）償還額＝弁済額＋代位弁済額

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
（２）漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 漁業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 イ　保険事故率の低減に向けた取組の実施 引受けに当たっては、融資機関との適切なリスク分担を図る観点から、大口保険引受案件の事前協議等を通	（２）漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 漁業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 イ　保険事故率の低減に向けた取組の実施 （ア）保険引受けに当たっては、事前協議等を通じて、借入者の信用リスクに応じた適確な引受審査が実	（２）漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 漁業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 イ　保険事故率の低減に向けた取組の実施 （ア）保険引受審査について 保険引受けに当たっては、事前協議等を通じて、借入者の	＜主な定量的指標＞ ○　保険事故率の低減 年度評価：償還事故率を３％以下とする 見込評価・期間実績評価：中期目標期間中の平均償還事故率が、前期中期目標期間の実績を下回る ＜その他の指標＞ ○　過年度の事故事例の分析を行い、そこから得られる知見･教訓、対応策を各漁業信用基金	＜主要な業務実績＞ ○　令和５年度の償還事故率は、0.97%であり、定量的指標（３％以下）を達成した。 【(ア)①】 ○　大口保険引受事前協議（以下、「大口事前協議」という。）における引受審査にて、信用リスク評価の一層の適正化を図るため、一般的な経営指標や漁業種類別経営指標の解説及び重点的にチェックする経営指標を示した「経営指標の見方及び重点チェック指標」を作成し、大口事前協議を全件実施した。 ○　重点的チェック指標について、設定した基準値を超える場合等に	＜自己評価＞ 評定：Ａ ・　令和５年度の償還事故率は、0.97%であり、困難度「高」の定量的指標（３％以下）を達成したこと ・　保険金支払事案の申し送り案件、留意点等を取りまとめ、各協会への共有に取り組んだこと ・　大口事前協議案件の事例ごとに審査のポイントを整理・作成し、漁業信用基金協会へ提示等したこと ・　関係機関との協議のうえ、融資機関、漁業	評価　Ａ ＜評定に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、保険事故率の低減に資する取組として、法人が独自に、審査項目及び期中管理方法の例を示した「期中管理強化に向けた共通審査事項と期中管理の行動指針」を策定した。 なお、本業務は、 ・　事故事例の分析及び対応策等を還元

じて、借入者の信用リスクに応じた適確な引受審査の実現を図る。 　また、引受案件についてよりきめ細やかな期中管理が実現されるよう、漁業信用基金協会及び融資機関との連携を密にして情報共有等を図りつつ、必要に応じ、漁業信用基金協会に対して助言、支援等を行う。 　その上で、適正な代位弁済が行われるよう、大口保険等代位弁済案件の事前協議を適確に実施する。 【指標】 ○　直近年度をはじめとする過年度の事故事例の分析を行い、そこから得られる知見・教訓、対応策を各漁業信用基金協会に対し毎年度定期的に還元する ○　保険事故率の低減 年度評価： 　償還事故率を３％以下とする 見込評価･期間実績評価： 　中期目標期間中の平均償還事故率が、前期中期目標期間の実績を下回る 【重要度：高】 　漁業信用基金協会に対しきめ細やかな期中管理の実現を慫慂することにより保険事故率の低減を図ることは、漁業者等の経営継続に資するとともに、漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保に貢献するため。	現するよう、次の取組を行う。 ①　大口保険引受案件について、財務状況等の借入者の信用リスクに応じて事前協議を全件確実に実施する。 ②　保険引受けに当たっては、融資機関との適切なリスク分担を図る観点から、特に運転資金については、令和４年４月から実施している適正な引受規模の考え方等に沿った引受けを実施する。 ③　大口保険事前協議案件や事故事例等を活用し、漁業信用基金協会と保証引受審査に当たって留意すべき点についての認識を共有すべく意見交換を行うことなどにより、漁業信用基金協会による適確な保証審査を促す。 （イ）期中管理について、漁業信用基金協会、融資機関との適切な役割分担により、その強化を図り、漁業者の事業継続の途を徒に閉ざすことなく、できる限りその経営の継続・発展が可能となるよう、以下の取組を行う。 ①　大口保険引受事前協議や保険金請求審査の過程で明	信用リスクに応じた適確な引受審査が実現するよう、次の取組を行う。 ①　大口保険引受案件について、財務状況等の借入者の信用リスクや資金種類等を適正に確認し、事前協議を全件確実に実施する。 ②　保険引受けに当たっては、令和４年４月から実施している「運転資金の適正な引受規模の考え方」等に沿った引受けを実施するとともに、事前協議案件の審査を通じて上記「考え方」等について、その浸透状況を検証する。 ③　大口保険事前協議案件や事故事例等を活用して、保証引受審査に当たって留意すべき点について整理の上、漁業信用基金協会と認識を共有すべく意見交換を行うことなどにより、漁業信用基金協会に適確な保証審査を促す。 （イ）期中管理について、漁業信用基金協会、融資機関との適切な役割分担により、その取組の強化を図り、漁業者の事業継続の途を徒に閉	協会に共有する ＜評価の視点＞ 　保険引受けについて、事前協議等を通じて、適確な引受審査が実現するよう取組は行われているか 　よりきめ細やかな期中管理が実現されるよう、漁業信用基金協会等との連携等を図りつつ、必要に応じ、同協会に対する助言・支援等は行われているか	おいては、その要因を確認のうえ、妥当性を検証することとし、その検証内容については、審査判断を行ううえでのノウハウとして蓄積し、共有することで、職員毎に審査が偏らず、一定のレベルで適正な審査となるよう努めた。 【(ア）②】 ○　大口事前協議における運転資金の引受審査にあたっては、「運転資金の適正な引受規模の考え方」を踏まえ、資金の必要性、妥当性、返済確実性の観点から、資金繰り計画や操業計画等を精査し、当該運転資金が正常な運転資金の範囲内であるか確認したうえで諾否の審査を行った。 　その結果、旧債振替等に該当するものはなく、運転資金の範囲内であることが確認されたことから「運転資金の適正な引受規模の考え方」については概ね浸透されているものとし、業務運営の検証委員会へ報告した。 【(ア）③】 ○　大口事前協議においては、「大口保証に係る事前協議の審査ポイント」を踏まえつつ、償還の蓋然性を検証する上で重要となる償還計画の考え方や作成方法等について意見交換を行い、必要に応じて漁業信用基金協会に対し、償還計画等の再提出を求めるなど、適確な保証審査を促した。 ○　漁業信用基金協会と信用基金での審査の目線合わせや、保証引受審査の際に留意が必要な審査ポイント等の共有を図るため、令和４年度に大口保証事前協議を行った案件に焦点を当てて、事例ごとに審査内容等を整理した「大口保証事前協議における審査ポイント整理票」を作成し、漁業信用基金協会	信用基金協会の抱える課題について整理し、期中管理の取組の強化に向けた指針を作成したことに加え、関係機関の連携強化等を図ったこと 　以上のとおり、所期の目標を大きく上回る成果があったため、Ａとする。 ＜課題と対応＞ －	し、事故率低減に向けた現実的な成果を得るには、漁業種類ごとの実態など漁業の知見のみならず、期中管理等に関する漁業信用基金協会及び融資機関の取組実態を十分に理解した上での対応が求められるため ・　事故率の低減を着実に図っていくためには、きめ細やかな期中管理、適正な代位弁済を従来にも増して適切に行っていくことが重要であり、かつ、足下ではウクライナ侵略等に伴う原油価格・物価高騰が生じており、漁業経営を取り巻く厳しさが増しているため 困難度が高い。 　これらのことにより、令和５年度の償還事故率は 0.97%となり目標値の達成度合が 120%以上となったことから、 「Ａ」評価が妥当である。 　今後も、保険事故率の低減に向けた取組の実施に向け、可能かつ必要な範囲内で当該法人独自の取組の継続が期待される。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ －

【困難度：高】 ・　事故事例の分析及び対応策等を還元し、事故率低減に向けた現実的な成果を得るには、漁業種類ごとの実態など漁業の知見のみならず、期中管理等に関する漁業信用基金協会及び融資機関の取組実態を十分に理解した上での対応が求められるため。 ・　事故率の低減を着実に図っていくためには、きめ細やかな期中管理、適正な代位弁済を従来にも増して適切に行っていくことが重要であり、かつ、足下ではウクライナ侵略等に伴う原油価格・物価高騰が生じており、漁業経営を取り巻く厳しさが増しているため。 ＜想定される外部要因＞ 　経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。	らかになった期中管理上の問題点等について、漁業信用基金協会に共有し、融資機関、漁業信用基金協会の期中管理の改善を促す。 ②　関係機関におけるより望ましい期中管理の実現に向けて、取り組むべき期中管理案件の基準と対応策を定め、これに基づき、信用基金は、漁業信用基金協会に対し必要に応じて期中管理の向上を促す。 ③　漁業信用基金協会において適正な代位弁済が行われるよう、大口保険等代位弁済案件の事前協議を全件について確実に実施する。 【指標】 ○　直近年度をはじめとする過年度の事故事例の分析を行い、そこから得られる知見・教訓、対応策を各漁業信用基金協会に対し毎年度定期的に還元する ○　保険事故率の低減 年度評価： 　償還事故率を３％以下とする 見込評価・期間実績評価： 　中期目標期間中の平均償還事故率が、前期中期目標期間の実績を下回る	ざすことなく、できる限りその経営の継続・発展が可能となるよう、以下の取組を行う。 ①　大口保険引受事前協議や保険金請求審査の過程で明らかになった期中管理上の問題点等について、漁業信用基金協会に共有し、融資機関、漁業信用基金協会の期中管理の取組の強化を促す。 ②　関係機関におけるより望ましい期中管理の実現に向けた共通の基準と対応策の確立を目指し、融資機関、漁業信用基金協会の抱える課題について整理して、期中管理の取組の強化に向けた具体策について、主務省、漁業信用基金協会、全国漁業協同組合連合会、農林中央金庫等と検討を行う。 ③　漁業信用基金協会において適正な代位弁済が行われるよう、大口保険等代位弁済案件の事前協議を全件について確実に実施する。 【指標】 ○　過年度の事故事例の分析を行い、そこから得られる知見・教訓、対応策		に提示した。 【(イ）①】 ○　保険金請求審査を通じて明らかになった期中管理上の問題点等について、随時、電話やメールを活用して取組みの強化を促した。 　また、保険金支払事案で申送り等を行った案件等より事故事例の候補選定を行い、令和４～５年度の申し送り案件、留意点等について取りまとめ、漁業信用基金協会へ共有した。 ○　保険金請求審査を通じて明らかになった期中管理上の問題点等の事例を収集し、取りまとめ版を作成し、年度末に漁業信用基金協会へ提供した。 【(イ）②】 ○　令和５年４月より、関係機関（全国漁業信用基金協会、全国漁業協同組合連合会、農林中央金庫及び信用基金）にて、期中管理に係る共通的な取組の検討・協議を開始した。 　協議の結果、系統融資機関と保証機関との連携不足や人員不足等により、審査水準等が各県域で様々であることを鑑み、各県域の系統融資機関及び保証機関において目線の共有等を図る目的として、審査項目及び期中管理方法の例を示した「期中管理強化に向けた共通審査事項と期中管理の行動指針（以下、「行動指針」という）」を策定。 　融資機関と保証機関連携による期中管理強化取組を求めるため、行動指針を参考とし、令和６年３月に、関係機関連名にて各県域系統融資機関及び漁業信用基金協会に対し県域協議の依頼通知を発出した。		＜その他事項＞ －

		を各漁業信用基金協会に共有する ○　保険事故率の低減 　償還事故率を３％以下とする		【(イ）③】 ○　漁業信用基金協会において適正な代位弁済が行われるよう、大口保険等代位弁済案件の事前協議を全件について実施した。		

年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第１－３－（２）－ウ	漁業信用保険業務－漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保－適切な求償権の管理・回収の取組の促進

2．主要な経年データ

主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間 最終年度値	令和５年度 （2023 年度）	６年度 （2024 年度）	７年度 （2025 年度）	８年度 （2026 年度）	９年度 （2027 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
（２）漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 漁業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 ウ　適切な求償権の管理・回収の取組の促進 代位弁済の実施に伴う求償権を有する漁業信用基金協会に対し、 ・　求償債務者の実情に応じた効果的な回収を実施すること ・　漁業信用基金協会の人員・態勢、求償権の固定化の状況等も	（２）漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 漁業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 ウ　適切な求償権の管理・回収の取組の促進 （ア）漁業信用基金協会において、求償債務者の実情に応じて、サービサーなど外部専門家も活用しながら、効果的な求償権回収を実施するよう、助言、支援等を行う。 （イ）漁業信用基金	（２）漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 漁業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 ウ　適切な求償権の管理・回収の取組の促進 （ア）サービサー、弁護士など外部専門家を活用した事例など、効率的・効果的な回収事例を収集し、漁業信用基金協会に情報提供して、回収の取組の助言・支援等を行う。 （イ）漁業信用基金	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ ○　償却等を行う場合（タイミング）についての考え方や具体的な手順等を示した指針（ガイドライン）の骨格を整理し、漁業信用基金協会に示す ＜評価の視点＞ 適切な求償権の管理・回収の取組の促進に向けて、基金協会に、効果的な回収を実施するよう、また適切なタイミングで償却・管理停止を行うよう助言・支援等の取組は行われているか	＜主要な業務実績＞ ○　求償権回収促進協議に係る調査を利用し、サービサーや弁護士などを活用して効率的・効果的に回収を行った事例を聴取したが、適当な事例は寄せられなかった。 ○　上記から、通常の業務において、代位弁済事前協議、保険金支払請求の際に、代位弁済後の求償権の効果的な回収方策について、必要に応じ助言・支援等を行うこととした。 なお、年度計画の期中管理取組事項において、代位弁済事前協議及び保険金支払請求時における申し送り事項から見た期中管理の留意点を取りまとめ、漁業信用基金協会へ共有した中でも、効率的・効果的な回収方策に繋がる助言を行い、効率的・効果的な回収を支援した。 ○　漁業信用基金協会に対して求償権の償却に係る基準等の実態調査を行った。 農業信用保証保険制度における償却方法を情報収集した上で、求償権の償却等を行うための指針（ガイドライン）の「骨格案」を作成し、主務省へ報告した。	＜自己評価＞ 評定：Ｂ 効率的・効果的な回収方策に繋がる助言を行い、回収を支援したこと、他機関での管理状況を調査し、主務省との協議を踏まえたガイドラインの「骨格」を整理し、漁業信用基金協会に示したことなどから、Ｂとする。 ＜課題と対応＞ －	評価　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「Ｂ」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

考慮し、管理・回収に要する費用とその効果を十分に比較した上で、適切なタイミングで償却・管理停止を行うこと について助言、支援等を行う。 【指標】 ○　償却等を行う場合（タイミング）についての考え方や具体的な手順等を指針（ガイドライン）として整理し、漁業信用基金協会に提供する	協会の人員・態勢、求償権の固定化の状況等も考慮し、管理・回収に要する費用とその効果を十分に比較した上で、適切なタイミングで償却・管理停止を行うよう、助言、支援等を行う。 【指標】 ○　償却等を行う場合（タイミング）についての考え方や具体的な手順等を指針（ガイドライン）として整理し、漁業信用基金協会に提供する	協会における求償権の固定化の状況等の実態調査や他の保証機関での求償権の管理状況についての調査を行うとともに、償却等を行う場合（タイミング）についての考え方や具体的な手順等の指針（ガイドライン）の骨格を整理し、漁業信用基金協会に示す。 【指標】 ○　償却等を行う場合（タイミング）についての考え方や具体的な手順等を示した指針（ガイドライン）の骨格を整理し、漁業信用基金協会に示す		○　上記骨格案をベースとしながら、保証協会連合会等との意見交換や主務省との協議を踏まえてガイドラインの「骨格」を作成し、漁業信用基金協会へ共有した。		

年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第１－３－（２）－エ	漁業信用保険業務－漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保－その他事務処理の適正かつ迅速な実施

2．主要な経年データ

主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	令和５年度（2023 年度）	６年度（2024 年度）	７年度（2025 年度）	８年度（2026 年度）	９年度（2027 年度）	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
標準処理期間・日程	大口引受案件の事前協議、保険金支払審査及び短期資金貸付審査について、標準処理期間内の処理率 80%以上						
①　大口保険引受事前協議	10 営業日	100%					
②　保険金支払審査	22 営業日	100%					
③　短期資金貸付審査	借入申込書受理後３営業日	100%					

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
（２）漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 漁業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 エ　その他事務処理の適正かつ迅速な実施 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、漁業信用保険業務に関する各事務の処理について、手続の簡素化等その方法の点検を実施し、必要に応	（２）漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 漁業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 エ　その他事務処理の適正かつ迅速な実施 （ア）保険引受け、保険金支払等の業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、漁業信用基金協会からの提出書類の簡素化の可否等につい	（２）漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 漁業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 エ　その他事務処理の適正かつ迅速な実施 （ア）求償権管理に係る漁業信用基金協会から信用基金への通知等について、漁業保証保険システムの再構築等を踏まえつつ、現行の通知事項や様式の内	＜主な定量的指標＞ ○　大口引受案件の事前協議、保険金支払審査及び短期資金貸付審査について、標準的な処理の期間内の処理率を 80%以上とする ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、事務処理の簡素化等その方法の点検等を実施しているか	＜主要な業務実績＞ ○　大口引受案件の事前協議、保険金支払審査及び短期資金貸付審査について、令和５年度の標準的な処理の期間内の処理率は 100%であり、定量的指標（準的な処理の期間内の処理率を 80%以上）を達成した。 【エ（ア）】 ○　求償権回収促進協議の業務のうち、毎年９月末時点の求償権回収進捗状況の報告に係る規定を廃止し、求償権回収促進協議に係る調査様式（求償権回収計画のうち求償権分類管理表及びその付表）の簡素化等について、改正可能か主要５協会へ聴き取りの上、検討を行った結果、廃止の判断をした。 ○　業務運営の検証委員会で当該様式の廃止について報告し、了承を得て、令和６年２月に要領を改正した。	＜自己評価＞ 評定：Ａ ・　定量的指標（標準的な処理の期間内の処理率を 80%以上）の達成度合が 120%以上となっていること ・　省略可能な手続きを特定し廃止するなど事務処理の簡素化を行い、漁業信用基金協会の事務負担軽減や業務の質的向上が図られたこと 以上のとおり、所期の目標を大きく上回る成果があったため、Ａとする。 ＜課題と対応＞ －	評価　Ａ ＜評定に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、事務処理の適正かつ迅速な実施に資する取組として、省略可能な手続きを特定し廃止するなど事務処理の簡素化を行った。 こうした取組等により、大口引受案件の事前協議、保険金支払審査及び短期資金貸付審査について、標準的な処理の期間内の処理率は 100%を達成し、目標値の達成度合が 120%以上となったことから、「A」評価

じて見直しを行うとともに、その適正性を確保しつつ、標準的な処理の期間又は日程を定め、これに従って実施する。 【指標】 ○　大口引受案件の事前協議、保険金支払審査及び短期資金貸付審査について、中期計画に定める標準的な処理の期間内の処理率を 80%以上とする <目標水準の考え方> 漁業信用基金協会又は融資機関からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、信用基金の責めに帰さない事由によるものについては、処理に要した期間から除くことが適当。	て、漁業保証保険システムの再構築等を踏まえて検討する。 （イ）漁業信用保険業務に関する各事務の処理について、審査等の適正性を確保しつつ、標準的な処理の期間又は日程を定め、これに従って確実に実施する。 【指標】 ○　大口引受案件の事前協議、保険金支払審査及び短期資金貸付審査について、標準的な処理の期間内の処理率を 80%以上とする （※）漁業信用基金協会等利用者からの提出書類及びその内容に不備があり、補正が必要となった場合には、提出書類等が整ったと信用基金が判断し、協議等を開始する旨連絡した時点から処理の期間を起算するものとする。 （参考）標準的な処理の期間・日程 ①　大口保険引受事前協議：10 営業日 ②　保険金支払審査：22 営業日 ③　短期資金貸付審査：借入申込書受理後３営業日 ④　保険通知の処理・保険料徴求 ・漁業信用基金協会（協会）からの	容等について精査の上、可能なものについて簡素化を図る。 （イ）保険引受け及び保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、中期計画に定める標準的な処理の期間内に確実に案件の処理を行う。 あわせて、保険通知の処理等について、中期計画に定める標準的な処理の期間又は日程に沿って事務を処理する。 【指標】 ○　大口引受案件の事前協議、保険金支払審査及び短期資金貸付審査について、標準的な処理の期間内の処理率を 80%以上とする （※）漁業信用基金協会等利用者からの提出書類及びその内容に不備があり、補正が必要となった場合には、提出書類等が整ったと信用基金が判断し、協議等を開始する旨連絡した時点から処理の期間を起算するものとする。 （参考）標準的な処理の期間・日程 ①　大口保険引受事前協議：10 営業日 ②　保険金支払審査：22 営業日		また、漁業保証保険新システム再構築に伴い「漁業保証保険における電子データの伝送による通知等に関する事務取扱要領」の改正を行った。 【エ（イ）】 ○　保険引受け及び保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、台帳等により進捗状況の把握、共有化につとめ、いずれの事務についても計画的に処理を進めた。 【エ（ウ）】 ○　上記の取組結果及び今後の取組みの方向性について取りまとめ、予定どおり業務運営の検証委員会、運営委員会に報告を行った。		が妥当である。 今後も、その他事務処理の適正かつ迅速な実施に向け、可能かつ必要な範囲内で当該法人独自の取組の継続が期待される。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －

	保険料納付期限:毎月末日まで ・協会からの保険通知書等提出期限：前月 20 日まで ・信用基金からの保険料支払請求書の送付:納付月の 15 日頃 ⑤　納付回収金の収納 ・協会からの回収納付金の納付期限:毎月末日まで ・協会からの（前々月の）求償権回収実績の報告期限:前月末まで ・信用基金からの回収金納付通知書の送付:納付月の 15 日頃 ⑥　長期資金貸付審査 ・協会からの借入申込書の提出期限:貸付予定日の７営業日前まで	③　短期資金貸付審査:借入申込書受理後３営業日 ④　保険通知の処理・保険料徴求 ・漁業信用基金協会（協会）からの保険料納付期限:毎月末日まで ・協会からの保険通知書等提出期限：前月 20 日まで ・信用基金からの保険料支払請求書の送付:納付月の 15 日頃 ⑤　納付回収金の収納 ・協会からの回収納付金の納付期限:毎月末日まで ・協会からの（前々月の）求償権回収実績の報告期限:前月末まで ・信用基金からの回収金納付通知書の発出:納付月の 15 日頃 ⑥　長期資金貸付審査 ・協会からの借入申込書の提出期限:貸付予定日の７営業日前まで （ウ）これらの事務について、上半期の実績をとりまとめた上で、業務運営の検証委員会において検証する。				

年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第１－４	農業保険関係業務

2．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	令和５年度（2023 年度）	６年度（2024 年度）	７年度（2025 年度）	８年度（2026 年度）	９年度（2027 年度）
【標準処理期間】 貸付審査： 借入申込書受理後 ４営業日 【達成目標】 標準処理期間内の 処理率 80%以上	－				

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和５年度（2023 年度）	６年度（2024 年度）	７年度（2025 年度）	８年度（2026 年度）	９年度（2027 年度）
予算額（千円）	178,570,305				
決算額（千円）	35,513				
経常費用（千円）	23,793				
経常収支（千円）	△9,339				
行政コスト（千円）	23,953				
従事人員数（人） ※期首の全体数	※102				

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
第３　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ４　農業保険関係業務 　共済団体に対する貸付業務は、共済団体が民間金融機関からの借入れを行えない場合の農業共済制度及び農業経営収入保険事業の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、着実に実施する。 　その際、貸付審査の適正性を確保しつつ、 ア　信用基金の農業保険関係業務の役	第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ４　農業保険関係業務 　共済団体に対する貸付業務は、共済団体が民間金融機関からの借入れを行えない場合の農業共済制度及び農業経営収入保険事業の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、同業務を貸付審査の適正性を確保しつつ、以下のとおり着実に実施する。 ア　信用基金の農業	第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ４　農業保険関係業務 　共済団体に対する貸付業務は、共済団体が民間金融機関からの借入れを行えない場合の農業共済制度及び農業経営収入保険事業の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、同業務を貸付審査の適正性を確保しつつ、以下のとおり着実に実施する。 ア　信用基金の農業	＜主な定量的指標＞ ○　標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 　本業務は、農業保険制度のセーフティネットであることを踏まえ、共済団体に対し、業務の役割や手続を周知するとともに、資金需要の照会等利用者ニーズを適切に把握し業務運営に反映させるための取組を行っているか	＜主要な業務実績＞ ア　利用者への役割や手続の周知とニーズの把握 ○　利用者への周知を図るため、ＮＯＳＡＩイントラネットに以下の情報を掲載した。 ①　農業保険関係業務の概要（２回、令和５年４月及び 10 月） ②　貸付金利の変更（48 回、令和５年４～令和６年３月） ③　農業共済組合等の財務状況調査結果（令和５年９月） ○　全国特定組合長会議及び全国参事会議において信用基金の役割、業務実績等を説明した。 ○　利用者の資金需要を把握するため、農業共済団体に以下の照会等を行った。 ①　農業共済事業を対象とした事業過不足見込みの照会（令和５年４月） ②　収入保険事業を対象とした借入見込	＜自己評価＞ 評定：　B 　資金需要が無く貸付けには至らなかったものの、利用者に対する周知及び利用者ニーズの適切な把握に取り組んだこと、貸付金利について検証し、当該金利が適切な水準にあることを確認したことから、Ｂとする。 ＜課題と対応＞ －	評価　B ＜評定に至った理由＞ 　中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

割や手続について、利用者に対し周知するとともに、利用者ニーズを適切に把握し、業務運営に反映させる。 イ　標準的な処理の期間を定め、これに従って確実に処理し、迅速に貸付けを行う。 ウ　適切な水準に貸付金利を設定する。 【指標】 ○　中期計画に定める標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする	保険関係業務の役割や手続について、利用者に対し周知するとともに、資金需要に関する照会を実施する等により、利用者ニーズを適切に把握し、業務運営に反映させる。 イ　標準的な処理の期間を４営業日と設定し、その期間内に全ての案件を処理する。 ウ　貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。 【指標】 ○　標準的な処理の期間：借入申込書受理後４営業日 ○　標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする	保険関係業務の役割や手続について、利用者に対し周知するとともに、資金需要に関する照会を実施する等により、利用者ニーズを適切に把握し、業務運営に反映させる。 イ　中期計画に定める標準的な処理の期間（４営業日）内に全ての案件を処理する。 ウ　貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。 【指標】 ○　標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする （参考）標準的な処理の期間 ・貸付審査：借入申込書受理後４営業日		みの照会（令和５年７月及び６年１月） ③　収入保険事業の収支見通しを毎月入手し、資金ニーズの把握（12回） イ　標準的な処理の期間内での案件処理 ○　貸付実績が無かったため、該当なし。 ウ　適切な水準の貸付金利の設定 ○　貸付金利については、 ①　貸付目的が主に再保険金（保険金）資金であり、再保険金等が支払われるまでの間に応じて貸付けする必要があること ②　貸付原資が一時的に不足する場合、短期借入金により調達することになるため、貸付金利と借入金利の逆転は回避する必要があること ③　農業共済団体にとって過大な負担とならないように市中金利を考慮した適切な水準に設定する必要があること から、当該利率については、貸付日から償還期限までの期間に応じ、借入申込み受理日前に公表された全銀協日本円 TIBOR レート（小数点第４位以下を切り捨て）をベースに一定の率を上乗せして設定し、同レートの動向を毎営業日確認するとともに、変更があった場合には、直近の貸付金利をＮＯＳＡＩイントラネットに掲載した。 ○　貸付金利が適切な水準にあるかの検証に必要な基礎資料とするため、毎月の短期借入金の額、期間及び金利に関する情報を関係部署から入手し、これらの情報を参考に貸付金利を検証した。 ○　貸付金利を検証した結果、現時点においては貸付金利と借入金利が逆転するなど、金利の設定を見直す状況にはなく、適切な水準に設定されていることを確認した。		

年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第１－５	漁業災害補償関係業務

2．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	令和５年度（2023 年度）	６年度（2024 年度）	７年度（2025 年度）	８年度（2026 年度）	９年度（2027 年度）
【標準処理期間】 貸付審査： 借入申込書受理後 ４営業日 【達成目標】 標準処理期間内の 処理率 80%以上	100%				

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和５年度（2023 年度）	６年度（2024 年度）	７年度（2025 年度）	８年度（2026 年度）	９年度（2027 年度）
予算額（千円）	66,387,304				
決算額（千円）	28,194,852				
経常費用（千円）	31,011				
経常収支（千円）	20,890				
行政コスト（千円）	31,219				
従事人員数（人） ※期首の全体数	※102				

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
第３　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ５　漁業災害補償関係業務 　共済団体に対する貸付業務は、共済団体が民間金融機関からの借入れを行えない場合の漁業災害補償制度の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、着実に実施する。 　その際、貸付審査の適正性を確保しつつ、 ア　信用基金の漁業災害補償関係業務	第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ５　漁業災害補償関係業務 　共済団体に対する貸付業務は、共済団体が民間金融機関からの借入れを行えない場合の漁業災害補償制度の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、同業務を貸付審査の適正性を確保しつつ、以下のとおり着実に実施する。 ア　信用基金の漁業	第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ５　漁業災害補償関係業務 　共済団体に対する貸付業務は、共済団体が民間金融機関からの借入れを行えない場合の漁業災害補償制度の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、同業務を貸付審査の適正性を確保しつつ、以下のとおり着実に実施する。 ア　信用基金の漁業	＜主な定量的指標＞ ○　標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 　本業務は、漁業災害補償制度のセーフティネットであることを踏まえ、共済団体に対し、業務の役割や手続を周知するとともに、資金需要の照会等利用者ニーズを適切に把握し業務運営に反映させるための取組を行っているか	＜主要な業務実績＞ ア　利用者への役割や手続の周知とニーズの把握 ○　利用者への周知を図るため、ホームページに以下の情報を掲載した。 ①　リーフレット漁業災害補償制度における独立行政法人農林漁業信用基金（漁業災害補償関係業務）の役割について（２回、令和５年４月及び11月） ②　業務方法書及び貸付取扱要領の更新（１回、令和５年４月） ○　利用者の資金需要を把握するため、毎月月初に貸付けが見込まれる者から入手した当月及び翌月の保険金発生見込額を関係部署と情報共有し、一時的に不足する貸付原資に充てるために必要な短期借入金の額が年度計画に定めた限度額を超えないことを確認した。 イ　標準的な処理の期間内での案件処理 ○　年度内に貸付けした 13 件について、	＜自己評価＞ 評定：B 　利用者に対する周知及び利用者ニーズの適切な把握に取り組んだこと、標準的な処理の期間内に処理した割合が 100%であること、貸付金利について検証し、当該金利が適切な水準にあることを確認したことから、Bとする。 ＜課題と対応＞ －	評価　B ＜評定に至った理由＞ 　中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

の役割や手続について、利用者に対し周知するとともに、利用者ニーズを適切に把握し、業務運営に反映させる。 イ　標準的な処理の期間を定め、これに従って確実に処理し、迅速に貸付けを行う。 ウ　適切な水準に貸付金利を設定する。 【指標】 ○　中期計画に定める標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする	災害補償関係業務の役割や手続について、利用者に対し周知するとともに、資金需要に関する照会を実施する等により、利用者ニーズを適切に把握し、業務運営に反映させる。 イ　標準的な処理の期間を４営業日と設定し、その期間内に全ての案件を処理する。 ウ　貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定するとともに、貸付金利の水準について毎年度検証を行う。 【指標】 ○　標準的な処理の期間：借入申込書受理後４営業日 ○　標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする	災害補償関係業務の役割や手続について、利用者に対し周知するとともに、資金需要に関する照会を実施する等により、利用者ニーズを適切に把握し、業務運営に反映させる。 イ　中期計画に定める標準的な処理の期間（４営業日）内に全ての案件を処理する。 ウ　貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定するとともに、貸付金利の水準について検証する。 【指標】 ○　標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする （参考）標準的な処理の期間 ・貸付審査：借入申込書受理後４営業日		全てを標準的な処理の期間内に処理した。 ウ　適切な水準の貸付金利の設定 ○　貸付金利については、 ①　貸付目的が再共済金支払資金であり、保険金が支払われるまでの間に応じて貸付けする必要があること ②　貸付原資が一時的に不足する場合、短期借入金により調達することになるため、貸付金利と借入金利の逆転は回避する必要があること ③　漁業共済団体にとって過大な負担とならないように市中金利を考慮した適切な水準に設定する必要があること から、当該利率については、貸付日から償還期限までの期間に応じ、借入申込み受理日前に公表された全銀協日本円TIBOR レート（小数点第４位以下を切り捨て）をベースに一定の率を上乗せして設定し、同レートの動向を毎営業日確認した。 ○　貸付金利が適切な水準にあるかの検証に必要な基礎資料とするため、毎月の短期借入金の額、期間及び金利に関する情報を関係部署から入手し、これらの情報を参考に貸付金利を検証した。 ○　貸付金利を検証した結果、現時点においては貸付金利と借入金利が逆転するなど、金利の設定を見直す状況にはなく、適切な水準に設定されていることを確認した。		

年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

１．当事務及び事業に関する基本情報	
第２－１	事業の効率化

２．主要な経年データ

指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間 最終年度値	令和５年度 （2023 年度）	６年度 （2024 年度）	７年度 （2025 年度）	８年度 （2026 年度）	９年度 （2027 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務経費（当年度予算額）（百万円）	－	325	322					
うち調査研究費（①）	－	3	3					
委託業務費（②）	－	6	5					
業務管理費（③）	－	317	313					
合計（①+②+③）	－	325	322					
令和４年度予算に対する削減率	中期目標期間中に、令和４年度比で５％以上削減		1.0%					

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
第４　業務運営の効率化に関する事項 １　事業の効率化 「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成 28 年８月２日総務大臣決定）の趣旨を踏まえつつ、業務の点検・検証、適材適所の人材配置等により、効率的・効果的な業務遂行を実践する。 また、調査研究費、委託業務費及び業務管理費については、必要性を十分に見極めた上で必要額を適正に支出するとともに、中期目標期間中に、令和４年度比で５％以上削減す	第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 １　事業の効率化 （１）効率的・効果的な業務運営 「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成 28 年８月２日総務大臣決定）の趣旨を踏まえつつ、業務の質の向上及び業務運営の効率性を高め、効果的な業務遂行を実現するため、毎年度業務の点検・検証を行い、不断の見直しを行う。また、必要に応じ、マニュアル化の推進等により、業務	第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 １　事業の効率化 （１）効率的・効果的な業務運営 「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成 28 年８月２日総務大臣決定）の趣旨を踏まえつつ、業務の質の向上及び業務運営の効率性を高め、効果的な業務遂行を実現するため、業務の点検・検証を業務運営の検証委員会で行い、必要な見直しを実施する。また、マニュアル化を進め、業務の	＜主な定量的指標＞ ○　調査研究費、委託業務費及び業務管理費については、中期目標期間中に、令和４年度比で５％以上削減する ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 業務の点検・検証、適材適所の人材配置等により、効率的・効果的な業務遂行が実践されているか	＜主要な業務実績＞ （１）効率的・効果的な業務運営 ○　各部門において「業務運営の検証委員会」を開催し、業務の点検・検証について適確に議論を行い、必要な見直しを行った。 ○　内部統制委員会（企画部会）では、年度計画の具体的取組事項の設定、進捗管理及び年度計画の達成状況の振り返り等を実施し、各部門が次年度以降の業務運営の参考とするため、業務運営上、改善すべき点等を部門横断的に共有した。 また、各部門における業務マニュアル化に係る進捗状況の確認及びマニュアルコンテストを実施した。 ○　信用基金の業務を改善し、業務の質を向上させることを目的として、各部門の職員をメンバーとする「全社」プロジェクトチームを設置して、令和５年 10 月より「業務	＜自己評価＞ 評定：A 以下について実施した。 ・　各部門の「業務運営の検証委員会」において業務の点検・検証を行い、効果的な業務遂行のために必要な見直し ・　業務経費の抑制に向けた着実な取組 上記に加え、「業務の見える化プロジェクト」の取組（「全社」プロジェクトチームを設置し、外部専門家とともに、週次ミーティング等を通じ、業務フローの整理、基金の課題抽出、実現可能性等を踏まえた解決策の検討等）を行い、次年度以降に、解決の取組を行うための実行体	評価　A ＜評定に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、新たに「業務の見える化プロジェクト」として、外部専門家を活用して業務効率化の提案を受けたのみならず、提案の具体化に向け、業務フローの整理、基金の課題抽出、実現可能性等を踏まえた解決策の検討等を行い、次年度以降に、解決の取組を行うための実行体制を構築したことは、所期の目標を大きく上回る成果として「A」評価が妥

る。	の効率性を高める。 　調査研究費、委託業務費及び業務管理費については、必要性を十分に見極めた上で必要額を適正に支出するとともに、中期目標期間中に、令和４年度比で５％以上削減する。 （２）ワークライフバランスの実現 ・　時差出勤、テレワーク等多様な働き方の実践、 ・　年次休暇の計画的取得、各種休暇制度の積極的な活用、 ・　勤務時間内に業務を完了する取組の励行 等により、ワークライフバランスの実現を目指す。	効率性を高める。 　調査研究費、委託業務費及び業務管理費については、必要性を十分に見極めた上で必要額を適正に支出することとし、削減する。 （２）ワークライフバランスの実現 　時差出勤、テレワークを活用した働き方を実践するとともに、年次休暇取得率目標の設定、職員に対する休暇制度の周知・啓発、休暇取得促進に関する管理職向けの教育・研修等により、各種休暇制度の積極的な活用を図るほか、勤務時間内に業務を完了する取組を継続し、ワークライフバランスの実現を目指す。		の見える化プロジェクト」の取組を開始した。 　外部専門家を活用して、業務を幅広く見える化（約 50 名の職員に対するヒアリング調査、約 200 の業務フロー作成等）した上で、業務の課題の洗い出しを行い、システム化、自動化、ルールの見直し等課題解決に向けた提案等の報告を受けた。 　また、次年度以降に、当該報告を踏まえ、解決の取組を行う予定。 ○　信用基金の各種委員会について、適時適切に開催した他、各種委員会の運営方法の見直し等を行い、業務の効率化を図った。 （２）ワークライフバランスの実現 ○　第４―２（２）アを参照。	制の構築など、組織全体の業務の見直しに向けた取組を着実に進展させていることから、所期の目標を大きく上回る成果があったため、Ａとする。 ＜課題と対応＞ －	当である。 　今後も、事業の効率化に向け、可能かつ必要な範囲内で当該法人独自の取組の継続が期待される。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第２－２	経費支出の抑制

2．主要な経年データ

指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間 最終年度値	令和５年度 （2023 年度）	６年度 （2024 年度）	７年度 （2025 年度）	８年度 （2026 年度）	９年度 （2027 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費（当年度予算額）（A）（百万円）	－	433	711					
うち削減対象外経費（B）	－	230	516					
一般管理費（削減対象）（A－B）	－	203	195					
令和４年度予算に対する削減率	中期目標期間中に、令和４年度比で 20%以上抑制		4.0%					

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
２　経費支出の抑制 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費、租税公課、事務所関連経費、外部との不正通信の検知に必要な経費、最高情報セキュリティアドバイザーの設置に必要な経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、必要性を十分に見極めた上で必要額を適正に支出するとともに、中期目標期間中に、令和４年度比で 20%以上抑制する。 （１）人員 人員については、定年退職者の継続雇用の必要性を踏まえつつ、引き続き、常勤職員数が業務の安定的・効率的な遂行に見合	２　経費支出の抑制 （１）業務の見直し及び効率化を進め、全ての支出について、当該支出の要否を検討して、メリハリをつけた業務執行を行う。 一般管理費（人件費、租税公課、事務所関連経費、外部との不正通信の検知に必要な経費、最高情報セキュリティアドバイザーの設置に必要な経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、必要性を十分に見極めた上で必要額を適正に支出するとともに、中期目標期間中に、令和４年度比で 20%以上抑制する。	２　経費支出の抑制 （１）業務の見直し及び効率化を進め、全ての支出について、当該支出の要否を検討して、メリハリをつけた業務執行を行う。 一般管理費（人件費、租税公課、事務所関連経費、外部との不正通信の検知に必要な経費、最高情報セキュリティアドバイザーの設置に必要な経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、必要性を十分に見極めた上で必要額を適正に支出することとし、抑制する。 このため、以下の事項を着実に実施する。	＜主な定量的指標＞ ○　一般管理費（人件費、租税公課、事務所関連経費、外部との不正通信の検知に必要な経費、最高情報セキュリティアドバイザーの設置に必要な経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期目標期間中に、令和４年度比で 20％以上抑制する。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 業務の見直し及び効率化を進め、全ての支出について、当該支出の要否を検討	＜主要な業務実績＞ （１）一般管理費 ○　経費支出の抑制につながるものとして、主に以下の取組を行った。 ・　費用対効果等のコスト意識の徹底を図るため、「一般管理費の経費抑制の取組み」について、役職員に周知した。 ・　個別業務単位ごとの予算執行状況について、勘定ごとに業務計画や過去の支出実績等を勘案した「予算執行見込」を策定し、支出実績を確認するなど、適正に期中管理を行った。 ・　物品調達等に係る少額随意契約について、見積り合わせに比べ競争原理が働き契約金額が低く抑えられるオープンカウンター方式を実施し、支出の抑制に努めた。 （２）人員 ○　業務体制、退職者数及びそれを補う新規・中途採用者数等を勘案して人員配置を行った。 また、令和５年度は、新規採用者及び金融機関経験者の中途採用を行っ	＜自己評価＞ 評定：B ・　経費支出の抑制に向けた着実な取組 ・　新規採用者及び金融機関経験者の採用 ・　再雇用の上限年齢の見直し、国家公務員の給与改定を基礎とした給与規程等の改定 以上について実施したことから、Bとする。 なお、職員の給与水準については、対国家公務員地域・学歴別指数を令和６年６月 28 日に公表予定。 ＜課題と対応＞ －	評価　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

うものとなるよう、次期中期目標期間の終了時点までに、再雇用の上限年齢を65 歳から70 歳へ段階的に引き上げることや、安定的な職員の新規採用に取り組むとともに、毎年度、常勤職員数、新規採用職員数、退職者数及び再雇用者数を公表する。 また、個々の職員について、その適性に応じた活用を図る。 （2）人件費 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。）については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応する。 職員の給与水準については、その適正化を図るため、国家公務員の給与規程等の状況を踏まえ、必要に応じ給与規程の見直しを行い、見直しを行った場合にはその内容を公表するとともに、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）を公表する。 また、役員の報酬水準及び職員の給与水準については、毎年度、その妥当性を検証し、その検証結果についてホームページにおいて公表する。	（2）人員 定年退職者の継続雇用の必要性を踏まえつつ、引き続き、常勤職員数が業務の安定的・効率的な遂行に見合うものとなるよう、以下の事項を実施する。 ア　再雇用の上限年齢について、段階的な引上げに着手する。 イ　毎年度、安定的な職員の新規採用に取り組む。 ウ　毎年度、常勤職員数、新規採用職員数、退職者数及び再雇用者数をホームページにおいて公表する。 また、個々の職員について、その適性に応じた活用を図る。 （3）人件費 職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与規程等の状況を踏まえ、必要に応じ給与規程の見直しを行い、見直しを行った場合にはその内容を公表するとともに、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）を公表する。 また、役員の報酬水準及び職員の給与	ア　費用対効果等のコスト意識の徹底を図る。 イ　個別業務単位ごとの予算執行状況の期中管理を徹底する。 （2）人員 定年退職者の継続雇用の必要性を踏まえつつ、引き続き、常勤職員数が業務の安定的・効率的な遂行に見合うものとなるよう、以下の事項を実施する。 ア　再雇用の上限年齢等の業界別の引上げ状況について、情報収集し、整理する。 イ　優秀な職員の新規採用に取り組む。 ウ　常勤職員数、新規採用職員数、退職者数及び再雇用者数をホームページにおいて公表する。 また、個々の職員について、その適性に応じた活用を図る。 （3）人件費 職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与規程等の状況を踏まえ、必要に応じ給与規程の見直しを行い、見直しを行った場合にはその内容を公表するとともに、対国家公務員	して、メリハリをつけた業務執行は行われているか	た。 ○　中途採用した金融機関経験者を適所に配置し、金融専門知識や経験を業務に活用した。 ○　「高年齢者雇用安定法」における70 歳までの就業確保を講じる措置に対応するため、業界別の再雇用職員の年齢上限の状況等を調査し、令和６年３月に再雇用職員に係る定年を段階的に70 歳まで引き上げる就業規則の改正を行った。（令和６年４月施行） ○　令和５年６月に、常勤職員数、新規採用職員数、退職者数及び再雇用者数をホームページにおいて公表した。 （3）人件費 ○　人事院勧告等を踏まえ、給与水準の適正化を図るため、令和５年11 月に以下の関係規程等の改正を行い、ホームページにおいて公表した。（令和５年11 月施行） ①　人事院勧告における国家公務員の給与法改定に基づき、給与水準の妥当性を検証し、本俸月額及び期末勤勉手当の支給割合について、国家公務員と同様の引き上げを行うため、給与規程の改正を行った。 ②　特別都市手当について、国家公務員の地域手当（特別都市手当に該当する手当）と格差が生じていたため、給与水準の妥当性を検証し、支給割合を 13%から 14%へ引き上げる給与規程の改正を行った。 ○　職員の給与水準について、令和５年度の対国家公務員地域・学歴別指数は令和６年６月28 日に公表予定。 ○　役員の給与水準について、人事院勧告における国家公務員の給与法改定に基づき、給与水準の妥当性を検証し、		

	水準については、毎年度、その妥当性を検証し、その検証結果についてホームページにおいて公表する。	地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）を公表する。 また、役員の報酬水準及び職員の給与水準については、その妥当性を検証し、その検証結果についてホームページにおいて公表する。		令和５年 11 月に役員給与規程を改正し、ホームページにおいて公表した。（令和５年 11 月施行）		

年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第２－３	デジタル化の推進

2．主要な経年データ								
指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間 最終年度値	令和５年度 （2023 年度）	６年度 （2024 年度）	７年度 （2025 年度）	８年度 （2026 年度）	９年度 （2027 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
３　デジタル化の推進 （１）業務の電子化 　業務の効率化及び簡素化を図る観点から、ＩＣＴの活用等による情報デジタル化の取組などを推進する。 （２）情報システムの整備及び管理 　「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、ＰＭＯの設置等の体制整備を行う。 　また、各部門の基幹業務システムの標準化に向けては、各部門の業務の見直しを十分に行い、各部門の業務手順の共通化と共有化を図った上で、保険の引受審査等の業務の効率化や質の向上へ確実に繋がるよう、計画的に進める。 （３）ＩＣＴ教育の実	３　デジタル化の推進 （１）業務の自動化・電子化 　ＩＴ化推進中期計画（令和５年度から令和９年度まで）に基づき、組織の業務の効率化及び簡素化を図る観点から、また、制度の利用者に対する業務サービスの利便性を高める観点から、業務の自動化・電子化等を推進する。 　なお、毎年度の業務の自動化・電子化の具体的取組については、毎年２案件を目途に各年度のＩＴ化推進計画に規定することとする。 （２）情報システムの整備及び管理 ア　「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、ＰＭＯの設置等の体制を整	３　デジタル化の推進 （１）業務の自動化・電子化 　令和５年度ＩＴ化推進計画に基づき、ＲＰＡやＶＢＡの活用などによる業務の自動化・電子化を進める。 　その際、業務の自動化については、２案件で導入することを目指す。 （２）情報システムの整備及び管理 ア　「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、ＰＭＯを設置するとともに、必要な体制を整備する。 イ　令和５年度ＩＴ化推進計画に基づき、情報システムの整備を実施する。 　また、次期中期計画期間における情	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 　業務の効率化及び簡素化を図る観点から、デジタル化の取組などを推進しているか	＜主要な業務実績＞ （１）業務の自動化・電子化 　令和５年度ＩＴ化推進計画に基づき、組織の業務の効率化及び簡素化を図る観点から、２業務（経理・林業）における定型的な作業について、ＲＰＡを活用した業務の自動化を導入した。 （２）情報システムの整備及び管理 ○　令和４年度よりＰＭＯの設置に向けた検討を行い、ＩＴ化推進構想の検討やＩＴ化推進計画の策定などの企画立案を行うため、令和５年４月１日付けでＰＭＯを設置した。 ○　ＰＭＯが定めたＩＴ化推進計画等に基づき、情報システムに係る調達、整備及び管理業務等をＰＪＭＯが適切に実施するため、令和６年２月、高い専門性を有するＰＪＭＯ支援業者に業務を委託することとした。 ○　ＩＴ化を組織的に推進するため、ＩＴ化推進委員会を２か月ごとに開催し、情報システムの整備、業務の自動化・電子化などＩＴ化推進計画の進捗管理を実施するとともに、令和６年度ＩＴ化推進計画を策定した。 ○　ＩＴ化推進委員会にて、各情報システムの整備に係る進捗を報告し、	＜自己評価＞ 評定：Ａ 　以下について実施した。 ・　２業務における定型的な作業について、自動化の導入によって、計 58 時間/年の業務時間削減に加え、人的ミスの発生リスク抑制が見込まれるなど、職員の業務負担軽減等業務効率性を向上 ・　ＰＭＯを設置し、ＩＴ化推進委員会にて、ＩＴ化推進計画の進捗管理を実施するとともに、令和６年度ＩＴ化推進計画を策定 ・　ＩＴ化推進計画に沿った情報システムの整備 ・　情報システムのクラウド化を実現するため、高い専門性を有するＣＩＯ補佐官の助言等の活用を通じた検討 ・　業務の生産性向上及びＩＴ化の推進に必要な研修、情報システム運用継続に必要な訓練 ・　ＩＴ化推進のための職員を育成する研修 　上記に加え、年々増加する	評価　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 　中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「Ｂ」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

施 　デジタル化を通じた業務の生産性向上を図るため、役職員を対象としたＩＣＴ教育を継続的に実施する。	備する。 イ　情報システムの整備を次のように推進する。 （ア）情報システムの整備については、各部門の基幹業務システムの標準化に向けて、各部門の業務の見直しを十分に行い、各部門の業務手順の共有化及び共通化を図るなど、ＩＴ化推進中期計画（令和５年度から令和９年度まで）に基づき、業務の効率化及び簡素化を図る観点並びに制度の利用者に対する業務サービスの利便性を高める観点から、計画的に進める。 　毎年度の情報システムの整備の具体的取組については、各年度のＩＴ化推進計画に規定することとする。 （イ）原則として、５年ごとに、機器類の交換やアプリケーションの見直しを行う。 （ウ）次期中期計画期間における情報システムのクラウド化に向けて検討を進める。 （３）ＩＣＴ教育の実施及びＩＴ人材の育成	報システムのクラウド化に向けて検討を開始する。 （３）ＩＣＴ教育の実施及びＩＴ人材の育成 　全役職員を対象にデジタル化を通じた業務の生産性向上等の意識を醸成するためのＩＣＴ教育を実施する。 　また、ＩＴ化推進中期計画（令和５年度から令和９年度まで）に基づき、信用基金の業務を理解した上で、ＩＴ化を推進できる実務能力を発揮できる職員を育成すべく、ＩＴ活用課職員について、ＩＴに係る研修、外部セミナーへの参加を通じて知識の習得、向上を図る。		各情報システムにおける懸案事項を共有するとともに、当該懸案事項への助言を受け、適切に対応したことにより、令和５年度ＩＴ化推進計画に沿った情報システムの整備を実施した。 ○　情報システムのクラウド化を実現するために必要な検討ポイントなどの知見を深めるため、ＣＩＯ補佐官を講師として、令和５年11月から令和６年２月にかけて勉強会を計６回開催した。 　また、令和６年２月に高い専門性を有するＰＪＭＯ支援事業者を調達し、その支援を受けながら、令和６年度にクラウド移行の基本計画を策定するために必要な事項を整理し、令和６年３月開催のＩＴ化推進委員会に報告した。 （３）ＩＣＴ教育の実施及びＩＴ人材の育成 ○　業務の生産性向上を目的として、新たに導入するグループウェアの操作研修を令和６年３月に全役職員を対象に実施した。 ○　情報システム運用継続計画の年間教育訓練計画に基づき、各要員の緊急時に実施すべき行動の確認、各要員及び保守業者に確実に連絡が取れることの確認及び、農業保証保険システムをバックアップから復旧する訓練を実施した。 ○　ＮＩＣＴ主催のＣＳＩＲＴ向けのインシデント対応訓練及び情報セキュリティ担当者向けの勉強会に担当職員を派遣した。 ○　ＩＴ活用課の職員を対象とした「プロジェクトマネジメント研修」、「要件定義研修（中級者向け以上）」を実施した。	ＰＪＭＯの業務に適切に対応するため、令和６年２月に高い専門性を有するＰＪＭＯ支援業者を調達するなど必要な体制整備に取り組んだことから、所期の目標を大きく上回る成果があったため、Ａとする。 ＜課題と対応＞ －	

	全役職員を対象にデジタル化を通じた業務の生産性向上等の意識を醸成するためのＩＣＴ教育を継続的に実施する。 また、ＩＴ化推進中期計画（令和５年度から令和９年度まで）に基づき、信用基金の業務はもとよりデジタルについても一定の知見を有した上で業務のＩＴ化を推進できる実務能力を発揮できる職員を育成する。			○　各部署の情報システムの利用者に対して、情報システムの基礎やシステム開発の手順等に関する基礎的な知識を習得させるため、「ＩＴ研修」を実施した。		

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第２－４	調達方式の適正化

2．主要な経年データ

指標等		達成目標	（参考）前中期目標期間最終年度値		令和５年度（2023 年度）		６年度（2024 年度）		７年度（2025 年度）		８年度（2026 年度）		９年度（2027 年度）		（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
			実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	
一般競争等入札	件数	－	14 件	67%	15 件	83%									
	金額（百万円）	－	1,650	95%	538	86%									
随意契約	件数	－	7 件	33%	3 件	17%									
	金額（百万円）	－	83	5%	87	14%									
合計	件数	－	21 件	100%	18 件	100%									
	金額（百万円）	－	1,733	100%	624	100%									

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
４　調達方式の適正化 公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に基づき策定する「調達等合理化計画」について着実に実施する。	４　調達方式の適正化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成 18 年８月 25 日付け財計第 2017 号財務大臣通知））等に基づき、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度「調達等合理化計画」を策定し、同計画に基づく取組を着実に実施する。 また、外部有識者を含む契約監視委員会等の活用など、調達に係る推進体制の整備・見直しを行う。	４　調達方式の適正化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成 18 年８月 25 日付け財計第 2017 号財務大臣通知））等に基づき、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「調達等合理化計画」を策定し、同計画に基づく取組を着実に実施する。 （１）調達等合理化計画 ア　信用基金が策定する調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を着実に実施す	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 調達に係る契約について、政府の方針等を踏まえ、適切で迅速かつ効果的な調達に向けた取組は行われているか	＜主要な業務実績＞ （１）調達等合理化計画 ア　令和５年５月に策定した令和５年度調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等（一般競争入札及び企画競争）の競争性のある契約の締結を徹底するため、１者応札・１者応募の改善に取組み、公正かつ透明な調達を着実に実施した。 令和４年度に実施した「１者応札・１者応募の改善の取組」の点検・検証結果を踏まえて、以下の取組みを新たに行った。 ①　新たな競争参加者が応札・応募できるよう、複数の業者から聴取した意見を参考にした新たな入札公告用の仕様書を作成した。 ②　仕様書の作成に十分な時間を確保するため、調達までの準備期間に余裕を持たせたスケジュール管理を行った。 ③　総合評価落札方式及び企画競争による調達を実施する契約案件について、評価項目ごとにポイントを具体的に記載した欄の新設、競争参加者にとってわかりやすい技	＜自己評価＞ 評定：Ａ 以下について実施した。 ・ 調達等合理化計画に基づく、一般競争入札等 ・ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況のウェブサイト公表及びフォローアップ ・ 契約監視委員会（令和5年5月2日開催）における調達等合理化計画の策定及び個々の契約案件の点検の審議 ・ 契約審査委員会等において、随意契約とする理由の妥当性及び一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保されているか等の確認 上記に加え、令和4年度に実施した「1者応札・1者応募の改善の取組」の点検・検証結果を踏まえて、以下の取組みを新たに実施した。 ・ 複数の業者からの意見を参考にし、新たな入札公告	評価　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「Ｂ」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

		る。 イ　調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイトに公表し、フォローアップを実施する。 （２）調達に係る推進体制の整備 ア　契約監視委員会において、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行う。また、信用基金の調達に係る推進体制が適正であるかの検証を行い、必要に応じて、推進体制の整備・見直しを行う。 イ　契約審査委員会等の活用により、随意契約とする理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保されているか等を確認するなど、契約の適正な実施を図る。 ウ　随意契約ができる理由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。		術提案書における記載方法の工夫や提出資料を見直し等、競争参加者の資料作成等の負担軽減などに留意した。 上記の取組みを行った結果、令和５年度の一般競争入札等は 15 件、５億 38 百万円で、契約全体に対する割合は、件数で 83%・金額で 86%であった。なお、１者応札・１者応募となった入札はなかった また、随意契約は３件、87 百万円で、契約全体に対する割合は、件数で 17%・金額で 14%であった。 イ　業務内容の把握や企画提案書・技術提案書の作成業務等に必要な準備期間の十分な確保に努めるため、令和５年度に発注予定の入札について、事前に信用基金ウェブサイトにて公表するとともに、令和５年度に締結した契約に係る情報について、契約情報取扱公表要領に基づき、信用基金ウェブサイトにて公表した。 また、１者応札・１者応募の改善のフォローアップとして、各調達案件について、改善項目ごとに取組状況の確認を行った。 （２）調達に係る推進体制の整備 ア　令和５年度調達等合理化計画（案）、令和４年度調達等合理化計画の自己評価（案）及び個々の契約案件の事後点検については、契約監視委員会（令和５年５月２日開催）で審議を受け承認された。 また、総括理事（総務担当）を委員長とする契約審査委員会により調達等合理化に取り組むこととしており、契約監視委員会（令和５年５月２日開催）において、契約審査委員会の取組状況等について審議を受け承認された。 イ　契約審査委員会の審査対象となる全ての随意契約案件について、随意契約とする理由が妥当か（「契約事務取扱	用の仕様書作成 ・ 仕様書作成の時間を確保するため、調達までの準備期間に余裕を持たせたスケジュール管理 ・ 総合評価落札方式及び企画競争による調達を実施する契約案件について、競争参加者の資料作成等の負担軽減 以上の取組みを行った結果、1者応札・1者応募となった入札は、0件となったことからAとする。 ＜課題と対応＞ －	

				細則第 34 条第１項なお書きの随意契約によることができる具体的な事例」（平成 30 年１月 31 日制定）に該当しているか）等の審査を受け承認された。 ウ　１者応札・１者応募の防止のための取組を強化する観点から、令和５年度に実施した一般競争入札を振り返り、各契約担当部署において検討した１者応札・１者応募の改善策の点検結果や、総務課が検討した各部署で共通に活用できる対応方法を取りまとめるとともに、職員に対し、その周知を行った。		

１．当事務及び事業に関する基本情報	
第３－１	健全な業務収支の維持・確保

２．主要な経年データ

指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間 最終年度値	令和５年度 （2023 年度）	６年度 （2024 年度）	７年度 （2025 年度）	８年度 （2026 年度）	９年度 （2027 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
農業信用保険業務								
業務収支（百万円） （A―B）		2,452	1,220					
収益合計（A）		4,223	3,962					
政府事業交付金収入		9	7					
事業収入		4,213	3,954					
保険料収入		2,350	2,256					
回収金収入		1,863	1,699					
費用合計（B）		1,771	2,742					
政府事業交付金繰入		10	35					
事業費		1,761	2,706					
保険金		1,761	2,706					
林業信用保証業務								
業務収支（百万円） （A―B）		145	－					
収益合計（A）		405	479					
政府事業交付金収入		22	147					
事業収入		382	332					
保証料収入		240	183					
求償権回収収入		142	149					
費用合計（B）		260	479					
事業費		260	479					
代位弁済費		260	479					
漁業信用保険業務								
業務収支（百万円） （A―B）		1,258	1,236					
収益合計（A）		1,653	1,582					
政府事業交付金収入		586	543					
事業収入		1,067	1,039					
保険料収入		625	575					
回収金収入		442	464					
費用合計（B）		395	347					
事業費		395	347					
保険金		395	347					

農業保険関係業務								
業務収支（百万円）（A―B）		－	1					
収益合計（A）		－	1					
事業収入		－	1					
貸付金利息収入		－	1					
費用合計（B）		－	－					
事業費		－	－					
支払利息		－	－					
漁業災害補償関係業務								
業務収支（百万円）（A―B）		76	50					
収益合計（A）		80	54					
事業収入		80	54					
貸付金利息収入		80	54					
費用合計（B）		3	4					
事業費		3	4					
支払利息		3	4					

（注）政府事業交付金収入は、損益ベース。それ以外は、現金ベースである。

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
第５　財務内容の改善に関する事項 １　健全な業務収支の維持・確保 　我が国農林漁業の持続的な成長を実現するという政策的な見地から、信用基金の業務が持続的かつ安定的に実施されることが重要であり、信用基金の健全な財務内容を確保することが必要不可欠となる。 　このような観点から、信用基金は、長期的に収支均衡することを旨として、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指すこととし、第３の１から５までに掲げる社会経済情勢や農林漁業の構造の変化に対応した引	第３　財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置 １　健全な業務収支の維持・確保 　長期的に収支均衡となるため、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指すこととし、社会経済情勢や農林漁業の構造の変化に対応した引受け、保険料率・保証料率の設定、保険事故率・代位弁済率の低減、求償権の回収等の取組を着実に実施するとともに、効率的・自律的な業務運営を行う。	第３　財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置 １　健全な業務収支の維持・確保 　長期的に収支均衡となるため、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指すこととし、社会経済情勢や農林漁業の構造の変化に対応した引受け、保険料率・保証料率の設定、保険事故率・代位弁済率の低減、求償権の回収等の取組を着実に実施するとともに、効率的・自律的な業務運営を行う。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 　長期的に収支均衡とすることを旨として、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指す取組は行われているか	＜主要な業務実績＞ ○　農業信用保険勘定については、中期計画策定時に想定していたより、保険金の支出が減少していること及び回収金の収入が増加していること、漁業信用保険勘定については、保険金の支出が減少していることを背景に、いずれも令和５年度の業務収支は黒字となった。 　林業信用保証勘定については、保証残高の減少に伴う保証料収入の減少及び資金繰りが悪化した事業者の増加による代位弁済費の増加等によって赤字が生じたものの、政府事業交付金を充当したことから、令和５年度の収支は均衡となった。 　適切な金利水準で貸付を行ったことから、農業保険関係勘定及び漁業災害補償関係勘定については、令和５年度の業務収支は黒字となった。 ○　業務ごとの状況は、以下のとおり。 （農業信用保険勘定）	＜自己評価＞ 評定：B 　勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指して、財務運営の適正化に取り組んだことから、Bとする。 ＜課題と対応＞ －	評価　B ＜評定に至った理由＞ 　中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

受け、適切な保険料率・保証料率の設定、保険事故率・代位弁済率の低減、求償権の回収等の取組を着実に実施するとともに、効率的・自律的な業務運営を行うこととする。 ＜想定される外部要因＞ 　業務収支は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。				農業信用保険業務については、農業信用基金協会との事前協議、適正な引受・支払審査、期中管理等の取組により、保険金支払が抑制されたことから、令和５年度の業務収支は黒字となった。 （林業信用保証勘定） 　林業信用保証業務については、制度普及等により保証引受額の増加に取り組んだものの 、資金繰りが悪化した事業者の増加により代位弁済費が増加したため赤字となったが、政府事業交付金を充当したことから、令和５年度の業務収支は均衡となった。 （漁業信用保険勘定） 　漁業信用保険業務については、漁業信用基金協会との事前協議、適正な引受・支払審査、期中管理等の取組みにより、保険金支払が抑制されたことから、令和５年度の業務収支は黒字となった。 （農業保険関係勘定） 　農業保険関係業務については、貸付実績はなかったが、過年度に適切な金利水準で貸付を行ったことから、令和５年度の業務収支は黒字となった。 （漁業災害補償関係勘定） 　漁業災害補償関係業務については、適切な金利水準で貸付を行ったことから、令和５年度の業務収支は黒字となった。		

年度評価　項目別評定調書（財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置）

１．当事務及び事業に関する基本情報	
第３－２	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

２．主要な経年データ

指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間 最終年度値	令和５年度 （2023 年度）	６年度 （2024 年度）	７年度 （2025 年度）	８年度 （2026 年度）	９年度 （2027 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
農業信用保険勘定（百万円）								
収入合計		23,013	22,548					
支出合計		21,458	22,725					
林業信用保証勘定（百万円）								
収入合計		8,366	8,043					
支出合計		6,579	6,776					
漁業信用保険勘定（百万円）								
収入合計		11,754	9,434					
支出合計		11,299	8,403					
農業保険関係勘定（百万円）								
収入合計		15	516					
支出合計		517	36					
漁業災害補償関係勘定（百万円）								
収入合計		68,284	28,197					
支出合計		68,308	28,195					

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	２　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画については、別紙のとおり。	２　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画については、別紙のとおり。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 予算、収支計画及び資金計画は、適正な業務運営を確保するものであるか	＜主要な業務実績＞ ○　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画に対する決算の状況は、別紙のとおりである。 ○　予算に対する決算の状況 （農業信用保険勘定） 保険金支払額並びに基金協会の保証債務の履行を円滑にするために必要な資金の貸付額及び償還額が当初の見込みより下回ったこと等から、収入及び支出の決算額は予算額を下回った。	＜自己評価＞ 評定：Ｂ 適正な業務運営を確保するため、年度計画における予算に基づき、適正な業務運営を実施したことから、Ｂとする。 ＜課題と対応＞ －	評価　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「Ｂ」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

				（林業信用保証勘定） 　木材産業等高度化推進資金の原資となる信用基金からの都道府県に対する貸付額及び償還額が当初の見込みより下回ったこと等から、収入及び支出の決算額は予算額を下回った。 （漁業信用保険勘定） 　基金協会の保証債務の履行を円滑にするために必要な資金の貸付額及び償還額が当初の見込みより下回ったこと等から、収入及び支出の決算額は予算額を下回った。 （農業保険関係勘定、漁業災害補償関係勘定） 　予算では、セーフティネットという業務の特性上、大災害が発生した場合に共済金支払原資を供給できるよう、最大規模の貸付実績を勘案して、貸付計画・借入計画を設定している。 　令和５年度においては、農業保険関係勘定及び漁業災害補償関係勘定において、災害の発生が見込みを下回ったこと等により、収入及び支出の決算額は予算額を下回った。 ○　収支計画に対する決算の状況 （農業信用保険勘定） 　保険料及び回収金の収入が保険金の支払いよりも多かったこと等により、３億 62 百万円の当期総利益を計上した。 （林業信用保証勘定） 　求償権化懸念先の保証残高が前年度より減少したことに連動して、当該区分の引当額が減少したこと等から、保証債務損失引当金戻入が生じたこと		

				等により、１億 66 百万円の当期総利益を計上した。 （漁業信用保険勘定） 　保険料及び回収金の収入が保険金の支払いよりも多かったこと等により、６億 31 百万円の当期総利益を計上した。 （農業保険関係勘定） 　一般管理費が増加したこと等により、９百万円の当期純損失を計上した。この損失については、前中期目標期間繰越積立金を同額取り崩して充てた。 （漁業災害補償関係勘定） 　貸付けによる貸付金利息収入が費用を上回ったこと等により、21 百万円の当期総利益を計上した。		

年度評価　項目別評定調書（財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置）

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第３－３	決算情報・セグメント情報の開示

2．主要な経年データ								
指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間 最終年度値	令和５年度 （2023 年度）	６年度 （2024 年度）	７年度 （2025 年度）	８年度 （2026 年度）	９年度 （2027 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	法人の業務実績・自己評価 自己評価	主務大臣による評価
２　決算情報・セグメント情報の開示 　信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	３　決算情報・セグメント情報の開示 　信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報について、運営委員会に報告するとともに、ホームページ等を通じて開示を徹底する。	３　決算情報・セグメント情報の開示 　信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報について、運営委員会に報告するとともに、ホームページ等を通じて開示を徹底する。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 　適切な区分に基づく情報の開示は行われているか	＜主要な業務実績＞ ○　令和５年６月に、勘定区分に応じた令和４年度財務諸表（６月 20 日主務大臣承認）を信用基金ホームページに掲載した。 　財務内容の一層の透明性を確保するため、上記財務諸表に加え、以下の情報を掲載した。 ①「独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る財務及び会計に関する省令」及び「独立行政法人農林漁業信用基金の農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る財務及び会計に関する省令」に規定された区分毎の財務諸表と併せて、財務諸表等の概要を説明した資料 ②　事業報告書について、 ・　財務諸表のデータ ・　財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報 ・　主要な財務データの経年比較 https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline22/kouhyou04.html	＜自己評価＞ 評定：Ｂ 　決算情報・業務内容に応じた情報の開示を行ったことから、Ｂとする。 ＜課題と対応＞ －	評価　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 　中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「Ｂ」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

年度評価　項目別評定調書（財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置）

１．当事務及び事業に関する基本情報	
第３－４	長期借入金の条件

２．主要な経年データ								
指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間 最終年度値	令和５年度 （2023 年度）	６年度 （2024 年度）	７年度 （2025 年度）	８年度 （2026 年度）	９年度 （2027 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
３　長期借入金の条件 基金法第 17 条（漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 196 条の 11 第１項又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和 54 年法律第 51 号）第７条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。	４　長期借入金の条件 基金法第 17 条（漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 196 条の 11 第１項又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和 54 年法律第 51 号）第７条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。	４　長期借入金の条件 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成 14 年法律第 128 号）第 17 条（漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 196 条の 11 第１項又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和 54 年法律第 51 号）第７条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 極力有利な条件で借入れを行っているか	＜主要な業務実績＞ （実績なし）	＜自己評価＞ 評定：－ ＜課題と対応＞ －	評価　－ ＜評定に至った理由＞ － ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

年度評価　項目別評定調書（財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置）

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第３－５	短期借入金の限度額

2．主要な経年データ								
指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間 最終年度値	令和５年度 （2023 年度）	６年度 （2024 年度）	７年度 （2025 年度）	８年度 （2026 年度）	９年度 （2027 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	５　短期借入金の限度額 　独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 45 条の規定に基づき、農業保険関係勘定及び漁業災害補償関係勘定における一時的に不足する貸付原資（農業経営収入保険事業に係る年度末不足資金の貸付原資を除く。）を調達するための短期借入金は、農業保険関係勘定においては 868 億円（うち農業共済事業及び農業共済責任保険事業分 487 億円、農業経営収入保険事業分 381 億円）、漁業災害補償関係勘定においては 185 億円を限度とする。	５　短期借入金の限度額 　独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 45 条の規定に基づき、農業保険関係勘定及び漁業災害補償関係勘定における一時的に不足する貸付原資（農業経営収入保険事業に係る年度末不足資金の貸付原資を除く。）を調達するための短期借入金は、農業保険関係勘定においては 868 億円（うち農業共済事業及び農業共済責任保険事業分 487 億円、農業経営収入保険事業分 381 億円）、漁業災害補償関係勘定においては 185 億円を限度とする。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 　限度額の範囲内で行われたか	＜主要な業務実績＞ （農業保険関係業務） （実績なし） （漁業災害補償関係業務） ○　漁業共済団体に対する貸付原資とするため、令和５年度において、年度計画に定める限度額の範囲で、短期借入れを行った（令和５年度の最大借入残高は 40 億円。）。 　なお、借換えのための主務大臣の認可を受け、令和６年３月末に全額借り換えを行った（令和６年３月末の借入残高は 40 億円。）。 ○　借入先は、複数の金融機関から金利提示を受けた上で、最も有利な金利提示を行った金融機関に決定した。	＜自己評価＞ 評定：Ｂ 　年度計画に定める限度額の範囲内において借入れを行った（令和６年３月末の借入残高 40 億円）ことから、Ｂとする。 ＜課題と対応＞ －	評価　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 　中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「Ｂ」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

年度評価　項目別評定調書（財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置）

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第３－６	不要財産の処分に関する計画

2．主要な経年データ								
指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間 最終年度値	令和５年度 （2023 年度）	６年度 （2024 年度）	７年度 （2025 年度）	８年度 （2026 年度）	９年度 （2027 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	６　不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 予定なし。	６　不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 予定なし。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ なし	＜主要な業務実績＞ （措置済みのため、業務実績なし）	＜自己評価＞ 評定：－ ＜課題と対応＞ －	評価　－ ＜評定に至った理由＞ － ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

年度評価　項目別評定調書（財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置）

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第３－７	不要財産以外の重要な財産の譲渡等に関する計画

2．主要な経年データ								
指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間 最終年度値	令和５年度 （2023 年度）	６年度 （2024 年度）	７年度 （2025 年度）	８年度 （2026 年度）	９年度 （2027 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	７　６に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 予定なし。	７　６に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 予定なし。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ なし	＜主要な業務実績＞ （実績なし）	＜自己評価＞ 評定：－ ＜課題と対応＞ －	評価　－ ＜評定に至った理由＞ － ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

年度評価　項目別評定調書（財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置）

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第３－８	剰余金の使途

2．主要な経年データ								
指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間 最終年度値	令和５年度 （2023 年度）	６年度 （2024 年度）	７年度 （2025 年度）	８年度 （2026 年度）	９年度 （2027 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	８　剰余金の使途 剰余金については、収支の赤字を補填する積立金の原資であることを踏まえつつ、農林漁業経営の信用力を補完する機関としての役割や利用者へのサービスの向上のため、人材の育成・研修、情報システムの充実、業務効率化のための自動化・電子化など、業務運営に必要な経費に充てる。	８　剰余金の使途 剰余金については、収支の赤字を補填する積立金の原資であることを踏まえつつ、農林漁業経営の信用力を補完する機関としての役割や利用者へのサービスの向上のため、人材の育成・研修、情報システムの充実、業務効率化のための自動化・電子化など、業務運営に必要な経費に充てる。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 剰余金は、中期計画で定めた使途に使用されているか	＜主要な業務実績＞ （目的積立金を積み立てていないことから、実績なし）	＜自己評価＞ 評定：－ ＜課題と対応＞ －	評価　－ ＜評定に至った理由＞ － ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

年度評価　項目別評定調書（その他主務省令で定める業務運営に関する事項）

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第４－１	施設及び設備に関する計画

2．主要な経年データ								
指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間 最終年度値	令和５年度 （2023 年度）	６年度 （2024 年度）	７年度 （2025 年度）	８年度 （2026 年度）	９年度 （2027 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	第４　その他主務省令で定める業務運営に関する事項 １　施設及び設備に関する計画 　東京都千代田区内神田１丁目の従来地への事務所移転について、計画的に準備を進め、中期目標期間中に実施する。 　その際、施設及び設備の整備に当たっては、効果的・効率的な業務運営が可能となるよう配慮する。	第４　その他業務運営に関する事項 １　施設及び設備に関する計画 　中期目標期間中に実施する事務所移転に向け、効果的・効率的な業務運営が可能となるような事務所のレイアウトの決定等準備を進める。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 　効果的・効率的な業務運営が可能となるような施設及び設備の整備に配慮し、中期目標期間中に事務所移転ができる取組は行われているか	＜主要な業務実績＞ （１）新事務所レイアウト等の決定 ○　事務所内レイアウト・内装の検討等について、月１回を基本にマネジメント業者と打合せを行った。 ○　４月に各部門の代表者からなるプロジェクトチームを立ち上げ、以下について実施した。 ・　プロジェクトチーム定例会（計６回）にて、職員から挙げられた移転に係る要望等の検討及び結果のフィードバック ・　新事務所レイアウトの検討、決定及び職員への周知 ○　レイアウトについては、12 月までに確定させ、同月には契約審査委員会を経て、新事務所を建設する工事会社と工事請負契約を締結した。 （２）新事務所移転に伴う省スペース化への取組 ○　令和４年 10 月より林業部門の紙媒体の電子化を進めてきたが、令和５年 12 月に林業部	＜自己評価＞ 評定：Ｂ 　新事務所移転に向けて、プロジェクトマネジメント業者の支援を受けながら、スケジュールどおり業務が完了していることから、Ｂとする。 ＜課題と対応＞ －	評価　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 　中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「Ｂ」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

				門の紙文書のＰＤＦ化が終了した。 　令和６年１月より農業部門及び農災部門の紙文書のＰＤＦ化を開始した。（５月に作業完了見込）		

年度評価　項目別評定調書（その他主務省令で定める業務運営に関する事項）

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第４－２	職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

2．主要な経年データ								
指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間 最終年度値	令和５年度 （2023 年度）	６年度 （2024 年度）	７年度 （2025 年度）	８年度 （2026 年度）	９年度 （2027 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
職員数（再雇用を含む。）	－	108 名	102 名					各年度の４月１日現在である。

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
１　職員の人事 （１）人事評価 人事評価の結果について職員本人へのフィードバックを適切に行うとともに、給与等に反映させることにより、職員のモチベーションの向上を図る。 （２）人材の確保・育成 人材の確保・育成に関する方針を定め、以下の取組を進める。 ア　人材の確保 人事評価を反映した適切な人事管理の仕組みの構築、多様な働き方（短時間勤務、テレワーク等）の推進、ワークライフバランスの実現等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材を確保する。 なお、必要に応じて、金融・保険、デジタル等の高度な専門	２　職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） （１）人事評価 ア　業務遂行への意欲を向上させるとともに、評価プロセスを通じて職員の能力向上を図ることを旨とし、適切な人事評価を実践する。 イ　人事評価結果の本人への適切なフィードバック、給与への反映等により、職員の納得感の維持を図るとともに、業務に対するモチベーションの向上を図る。 （２）人材の確保・育成 人材の確保・育成に関する方針を定め、以下の取組を進める。 ア　人材の確保 （ア）人事評価を反映した適切な人事管理の仕組みの構築、多様な働き方（短時間勤務、	２　職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） （１）人事評価 ア　業務遂行への意欲を向上させるとともに、評価プロセスを通じて職員の能力向上を図ることを旨とし、適切な人事評価を実践する。 イ　人事評価結果の本人への適切なフィードバック、給与への反映等により、職員の納得感の維持を図るとともに、業務に対するモチベーションの向上を図る。 （２）人材の確保・育成 将来にわたって安定的・効率的に業務運営を遂行するため、人材の確保・育成に関する方針を定めるとともに、以下の取組を進める。 ア　人材の確保 （ア）人事評価を反映	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 人事評価、人材の確保・育成、人員及び人件費の効率化に向けた取組は行われているか	＜主要な業務実績＞ （１）人事評価 ○　評価者及び評価補助者に対して、人事評価研修（被評価者の業務遂行への意欲を引き出す目標設定や部下とのフィードバック時におけるコミュニケーションの注意点等）を実施し、能力向上を図った。 ○　評価者に対して、人事評価説明会を実施し、評価の目線合わせ及び期末面談における被評価者へのフィードバックなどの統一を図った。 ○　人事評価の結果については、職員の勤勉手当、昇格・昇給の基礎資料として反映した。 （２）人材の確保・育成 ○　令和５年５月に、基金における人材育成・確保の基本的な考え方や目標とする姿などを整理した「人材の確保・育成に関する方針」を策定した。 ○　人材管理の効率かつ適正な実施の観点から、人事関連データの一元管理及び人事評価のシステム化によるマネジメントの仕組みを構築するため、令和６年３月に人材管理システ	＜自己評価＞ 評定：Ａ 以下について実施した。 ・　時差出勤・テレワークにおける在宅勤務等手当の制度改正、年次休暇等の取得促進の取組 ・　専門性を有する人材の確保 さらに、基金における「人材の確保・育成に関する方針」を策定するとともに、具現化に向けた取組として、人材コンサル業者による現状分析を実施した。加えて、現状分析を踏まえ、基金における課題に応じた人事・給与・評価制度、教育体系の構築の方針及び優先順位（ロードマップ）を明確化し、人材の確保・育成に関する具体的な取組を策定した。 また、管理職等のマネジメント環境を整備するため、人材管理システムを導入し、人事データの一元管理による効率的な人材管理を行うことができるようになったため、所期の目標を大きく上回	評価　Ａ ＜評定に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、人材の確保・育成に向けた取組として、①人事関連データの一元管理及び人事評価のシステム化によるマネジメント環境の構築、②「人材の確保・育成に関する方針」を実行するために、人材コンサル業者による現状分析、③「人材の確保・育成に関する方針」の実行に向けたロードマップの策定等を実施したことは、所期の目標を大きく上回る成果として「Ａ」評価が妥当である。 今後も、職員の人事に関する計画に向け、可能かつ必要な範囲内で当該法人独

性を有する分野において民間企業等の人材を採用するとともに、場合によっては、関係機関との連携や外部委託など柔軟に人材を確保することが有効な場合もあることにも留意する。 イ　人材の育成 部門横断的な人事配置、研修制度の充実等を通じ、信用基金の業務を円滑かつ適確に担う専門人材や幅広い業務を担う人材を育成するとともに、脱炭素・グリーン化やスマート化等の農林漁業経営を取り巻く新たな環境の変化にも対応し得る能力の向上を図る。 （3）人員【再掲】 人員については、定年退職者の継続雇用の必要性を踏まえつつ、引き続き、常勤職員数が業務の安定的・効率的な遂行に見合うものとなるよう、次期中期目標期間の終了時点までに、再雇用の上限年齢を 65 歳から 70 歳へ段階的に引き上げることや、安定的な職員の新規採用に取り組むとともに、毎年度、常勤職員数、新規採用職員数、退職者数及び再雇用者数を公表する。 また、個々の職員について、その適性に応じた活用を図る。	テレワーク等）の推進、ワークライフバランスの実現等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材を確保する。 （イ）必要に応じて、金融・保険、デジタル等の高度な専門性を有する分野において民間企業等の人材を採用するとともに、場合によっては、関係機関との連携や外部委託など柔軟に人材を確保することが有効な場合もあることにも留意する。 イ　人材の育成 （ア）信用基金の使命の実現や社会に対して貢献する意識の高い人材の育成を目指す。この取組事項は、毎年度定めることとする。 （イ）職員の適性を見極めながら、部門横断的な人事異動と、業務の特性を踏まえた育成サイクル、職位・職務に応じた研修制度の充実、民間企業等から採用した人材の専門的な知見の共有等を通じて、職員が信用基金の各種業務に専門性高く、幅広く対	した適切な人事管理の仕組みの構築、多様な働き方（短時間勤務、テレワーク等）の推進、ワークライフバランスの実現等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材を確保する。 （イ）信用基金として高度な専門性を有する人材が必要な分野を明確にするとともに、その人材を関係機関との連携や外部委託などによって確保できる可能性等を検討する。 イ　人材の育成 （ア）信用基金の使命の実現や社会に対して貢献する意識の高い人材の育成にも資するよう、部門ごとの定例会等を通じた職員の意識の向上や、研修等の取組の充実を図る。 （イ）職員の適性を見極めながら、部門横断的な人事異動と、業務の特性を踏まえた育成サイクル、職位・職務に応じた研修制度の充実、個々の職員のデータベースの整備等を通じて、職員が信用基金の各種業務に専門性高く、幅広く対応できるようにす		ムを構築した。 ○　「人材の確保・育成に関する方針」の具体的な取組を実施するため、人材コンサル業者において、以下の調査を行った。 ・職員へのヒアリング調査 ・管理職層へのアンケート調査 ・エンゲージメント調査 ア　人材の確保 ○　令和５年５月に、勤務時間帯の区分を３区分から５区分に改める就業規則の改正を行った。（令和５年６月施行） ○　業界別・事業規模別のテレワークの実施状況を踏まえ、テレワークの利用促進のため、令和６年３月に在宅勤務等手当の新設に伴う各種規程を改正した。（令和６年４月施行） ○　業界別・事業規模別の有給休暇の取得割合を調査したうえ、計画的な年次休暇の取得、夏季休暇などと合わせた長期休暇の取得について、職員周知を行った。 ○　基金において専門性を有する人材が必要な分野を整理したうえ、金融・保険等の知識や経験を持った人材の中途採用を行うことにより、専門性を有する人材の確保を行った。 イ　人材の育成 ○　「独立行政法人農林漁業信用基金研修規程」に基づき職員研修を行い、必要な知識の習得及びキャリア形成を目指した研修体系を構築した。 ○　役職別（職員、主任、課長補佐、課長代理、管理職）や専門分野（システム関係、経理関係）に応じた研修カリキュラムを策定し、実施した。	る成果があったため、Ａとする。 ＜課題と対応＞ －	自の取組の継続が期待される。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

（4）人件費【再掲】 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。）については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応する。 職員の給与水準については、その適正化を図るため、国家公務員の給与規程等の状況を踏まえ、必要に応じ給与規程の見直しを行い、見直しを行った場合にはその内容を公表するとともに、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）を公表する。 また、役員の報酬水準及び職員の給与水準については、毎年度、その妥当性を検証し、その検証結果についてホームページにおいて公表する。	応できるようにする。 （ウ）脱炭素・グリーン化やスマート化等の農林漁業経営を取り巻く新たな環境の変化に対応し得るよう、職員の知見を高める。 （3）人員【再掲】 定年退職者の継続雇用の必要性を踏まえつつ、引き続き、常勤職員数が業務の安定的・効率的な遂行に見合うものとなるよう、以下の事項を実施する。 ア　再雇用の上限年齢について、段階的な引上げに着手する。 イ　毎年度、安定的な職員の新規採用に取り組む。 ウ　毎年度、常勤職員数、新規採用職員数、退職者数及び再雇用者数をホームページにおいて公表する。 また、個々の職員について、その適性に応じた活用を図る。 （4）人件費【再掲】 職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与規程等の状況を踏まえ、必要に応じ給与規程の見直しを行い、見直しを行った場合にはその内容を公表するとともに、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法	る。 （ウ）脱炭素・グリーン化やスマート化等の農林漁業経営を取り巻く新たな環境の変化に対応し得るよう、外部セミナーや研修を受講することにより、職員の知見を高める。 （3）人員【再掲】 定年退職者の継続雇用の必要性を踏まえつつ、引き続き、常勤職員数が業務の安定的・効率的な遂行に見合うものとなるよう、以下の事項を実施する。 ア　再雇用の上限年齢等の業界別の引上げ状況について、情報収集し、整理する。 イ　優秀な職員の新規採用に取り組む。 ウ　常勤職員数、新規採用職員数、退職者数及び再雇用者数をホームページにおいて公表する。 また、個々の職員について、その適性に応じた活用を図る。 （4）人件費【再掲】 職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与規程等の状況を踏まえ、必要に応じ給与規程の見直しを行い、見直しを行った場合にはその内容を公表するとともに、対国家公務員地域・学歴		○　農林水産省や農研機構等で実施しているスマート農業に関する研修等を集約し、スマート農業推進フォーラムなどの職員周知を行った。 （3）人員【再掲】 ○　第２－２（２）を参照。 （4）人件費【再掲】 ○　第２－２（３）を参照。		

	人基準年齢階層ラスパイレス指数）を公表する。 　また、役員の報酬水準及び職員の給与水準については、毎年度、その妥当性を検証し、その検証結果についてホームページにおいて公表する。	別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）を公表する。 　また、役員の報酬水準及び職員の給与水準については、その妥当性を検証し、その検証結果についてホームページにおいて公表する。				

年度評価　項目別評定調書（その他主務省令で定める業務運営に関する事項）

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第４－３	積立金の処分に関する事項

2．主要な経年データ								
指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間 最終年度値	令和５年度 （2023 年度）	６年度 （2024 年度）	７年度 （2025 年度）	８年度 （2026 年度）	９年度 （2027 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	３　積立金の処分に関する事項 農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務の各勘定において前中期目標期間からの繰越積立金があるときは、それぞれの業務の財源に充てることとする。	３　積立金の処分に関する事項 農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務の各勘定において前中期目標期間からの繰越積立金があるときは、それぞれの業務の財源に充てることとする。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 各勘定の前中期目標期間繰越積立金は、それぞれの業務の財源に充てられているか	＜主要な業務実績＞ ○　農業保険関係勘定に計上してある前中期目標期間繰越積立金は、同勘定における当期純損失９百万円の補てんに充てた。 なお、農業信用保険勘定、林業信用保証勘定、漁業信用保険勘定及び漁業災害補償関係勘定に計上の同積立金は、各勘定において当期純利益を計上したことから、同積立金の取崩しを行っていない。	＜自己評価＞ 評定：Ｂ 前中期目標期間繰越積立金を当期純損失の補てんに充てたことから、Ｂとする。 ＜課題と対応＞ －	評価　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「Ｂ」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

年度評価　項目別評定調書（その他主務省令で定める業務運営に関する事項）

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第４－４	その他中期目標を達成するために必要な事項

2．主要な経年データ
その他の中期目標を達成するために必要な事項 （１）ガバナンスの高度化　　（第４－４－（１）参照） （２）情報セキュリティ対策　　（第４－４－（２）参照）

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
第６　その他業務運営に関する重要事項 ２　ガバナンスの高度化 （第４－４－（１）参照） ３　情報セキュリティ対策 （第４－４－（２）参照）	第４－４－（１）及び（２）を参照。	同左	同左	評定：Ｂ ２項目についてＢとしたことから、中項目「４　その他中期目標を達成するために必要な事項」についてはＢ評価とする。	評定　Ｂ ＜評定に至った理由＞ ２つの小項目のうち、２項目でＢとなった。「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「４　その他中期目標を達成するために必要な事項」についてはＢ評価とする。 （２項目×２点）/（２項目×２点）＝100% ※算定にあたっては、評定毎の点数をＳ：４点、Ａ：３点、Ｂ：２点、Ｃ：１点、Ｄ：０点とし、重要度が高い項目については、ウエイトを２倍としている。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

年度評価　項目別評定調書（その他主務省令で定める業務運営に関する事項）

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第４－４－（１）	ガバナンスの高度化

2．主要な経年データ								
指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間 最終年度値	令和５年度 （2023 年度）	６年度 （2024 年度）	７年度 （2025 年度）	８年度 （2026 年度）	９年度 （2027 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
２　ガバナンスの高度化 （１）業務の公平性・中立性の確保 　政府以外の出資者や外部有識者を委員とする運営委員会を適時に開催して、これらの委員から示された意見等を信用基金の業務運営に適確に反映させる。 （２）内部統制機能の強化 　内部統制は、理事長による適切なマネジメントの下、信用基金が効果的かつ効率的に業務を運営していくための重要なツールであり、適切なモニタリングを通じ継続的に改善しつつ、ＰＤＣＡサイクルが有効に働くマネジメントが行われることが重要である。 　このため、業務方法書に定める内部統	４　その他中期目標を達成するために必要な事項 （１）ガバナンスの高度化 ア　業務の公平性・中立性の確保 　運営委員会を適時に開催し、政府以外の出資者や外部有識者の意見を業務に積極的に取り入れ、業務運営の適正化・高度化を図る。 イ　内部統制機能の強化 （ア）役員会 　理事長の意思決定を補佐するため、役員会を月１回程度開催し、業務に関する重要事項について意見交換を行う。 （イ）内部統制委員会 　理事長をトップとし、適正かつより効率的・	４　その他 （１）ガバナンスの高度化 ア　業務の公平性・中立性の確保 　運営委員会を適時に開催し、政府以外の出資者や外部有識者の意見を業務に積極的に取り入れ、業務運営の適正化・高度化を図る。 イ　内部統制機能の強化 （ア）役員会 　理事長の意思決定を補佐するため、役員会を月１回程度開催し、業務に関する重要事項について意見交換を行う。 （イ）内部統制委員会 　理事長をトップとし、適正かつより効率的・	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 　ガバナンスの高度化に向けた取組は行われているか	＜主要な業務実績＞ （１）ガバナンスの高度化 ア　業務の公平性・中立性の確保 ○　令和５年９月に開催した運営委員会において、業務実績評価書、決算等について報告を行った。 　また、令和６年２月に開催した運営委員会において、業務方法書の変更、令和６年度年度計画の作成について審議を行った。 ○　運営委員会において、法定審議事項の審議に加え、「料率算定委員会」や「業務運営の検証委員会」の結果の報告や、業務の概況などについて情報提供を行うなど、幅広く意見を聞き、今後の業務運営に反映されるよう取組を行った。 イ　内部統制機能の強化 （ア）役員会 　役員会を 12 回開催した。 　役員会においては、運営委員会の開催など業務運営に関する重要事項について意見交換を行い、理事長の意思決定を補佐した。	＜自己評価＞ 評定：Ｂ 　以下について実施したことから、Ｂとする。 ・　運営委員会において、法定審議事項に加えて、各業務の重要課題の検討状況について報告を行うなど、業務運営の透明性を高め、実質的な議論を促進し、委員からの意見等を業務運営に反映させるための取組 ・　役員会開催に向けての各部署との連携による資料作成、運営委員会等の業務運営についての重要な事項について意見交換を行い、理事長の意思決定を補佐 ・　内部統制委員会を四半期ごとに開催し、企画部会を活用して、中期目標・中期計画の実現に向けて、年度計画の達成状況について部門横断的に情報共有するなど、ＰＤＣＡサイクルを実践し、内部統制の推進に取り組んだ他、業務の効率化等のためマニュアルコンテストを開催 ・　リスク管理委員会の開催による、組織の適正なリスク管理 ・　令和５年度コンプライアンス・プログラムの内容を全てス	評価　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 　中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「Ｂ」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

制に関する基本的事項を適切かつ確実に実施する。 　また、内部統制機能について、不断に点検を行い、必要に応じて見直しを行う。 　その際、金融業務に固有のリスクの管理に関し、外部有識者を含む委員会を設けて統合的な管理を実施する。 （3）監査の実施を通じた適切かつ健全な運営の確保 　各部署から独立した内部監査担当部署による内部監査を通じて、また、信用基金から独立した監事及び会計監査人による監査を通じて、法令等にのっとった適切かつ健全な業務運営が確保されるようにする。	効果的な業務運営を推し進めるため、内部統制委員会を四半期ごとに開催する。 　また、内部統制機能について、不断に点検を行い、必要に応じて見直しを行う。 　その際、企画部会を活用して機動的に議論を深めることとする。 （ウ）リスク管理委員会 　金融業務に固有のリスクなど、組織のリスク管理を適正に行うため、リスク管理委員会を開催し、統合的な管理を実施する。 　また、リスク管理委員会における外部有識者の意見を積極的に業務に反映させる。 （エ）コンプライアンス 　コンプライアンス委員会での審議等を通じて、コンプライアンス意識の向上を図り、法令や定めを遵守し、誠実かつ公正な業務運営を行う。	効果的な業務運営を推し進めるため、内部統制委員会を四半期ごとに開催する。 　また、内部統制機能について、点検を行い、必要に応じて見直しを行う。 　その際、企画部会を活用して機動的に議論を深めることとする。 （ウ）リスク管理委員会 　金融業務に固有のリスクなど、組織のリスク管理を適正に行うため、リスク管理委員会を開催し、統合的な管理を実施する。 　また、リスク管理委員会における外部有識者の意見を積極的に業務に反映させ、業務運営の適正化・高度化を図る。 （エ）コンプライアンス 　コンプライアンス委員会での審議等を通じて、コンプライアンス意識の向上を図り、法令や定めを遵守し、誠実かつ公正な業務運営を		（イ）内部統制委員会 ○　内部統制委員会を四半期ごとに開催し、効率的・効果的な業務運営を推進するとともに、各種委員会の取組状況の点検を行い、内部統制機能について、必要に応じて見直しを行った。 ○　企画部会において、中期目標・中期計画の実現のため、年度計画の具体的取組事項の設定や進捗管理を行うことに加えて、各部門において年度計画の達成状況の振り返りを実施し、今後の業務運営において改善すべき点等を部門横断的に共有化したほか、業務マニュアル化を推進するためマニュアルコンテストを実施した。 （ウ）リスク管理委員会 ○　令和６年２月にリスク管理委員会を開催し、事業実績に基づくリスク計量結果、リスク管理に係る対応状況、「料率算定委員会」「業務運営の検証委員会」の結果等について、報告を行った。 （エ）コンプライアンス ○　「ハラスメント研修（管理職等向け）」・「ハラスメント研修（一般職員向け）」、「コンプライアンス研修（管理職等向け）」、「コンプライアンス研修（一般職員向け）」と、種類別・階層別に分離し、対象者が学ぶべき内容を、重点的、効率的に習得できる形式で実施した。 ○　信用基金の業務に即した設問を役職員より募集し、コンプライアンス理解度テス	ケジュールどおりに遂行 ・　令和５年度内部監査年度計画に基づくスケジュールのとおり、内部監査を遂行 <課題と対応> －	

	ウ　監査の実施を通じた適切かつ健全な運営の確保 　各部署から独立した内部監査担当部署による内部監査、また、信用基金から独立した監事及び会計監査人による監査を通じて、法令等にのっとった適切かつ健全な業務運営が確保されるようにする。	行う。 ウ　監査の実施を通じた適切かつ健全な運営の確保 　各部署から独立した内部監査担当部署による内部監査、また、信用基金から独立した監事監査及び会計監査人による監査を通じて、法令等にのっとった適切かつ健全な業務運営が確保されるようにする。		トを実施したほか、コンプライアンス・マニュアルやQ＆Aの見直し等を行った。 ○　令和６年２月、外部有識者を含むコンプライアンス委員会を開催し、令和６年度のコンプライアンス・プログラム等の策定や、コンプライアンス理解度テストの実施結果等について審議を行った。 ウ　監査の実施を通じた適切かつ健全な運営の確保 ○　令和５年４月に変更した令和５年度内部監査年度計画に基づき、法令等に則った適切かつ健全な業務運営を確保しつつ、スケジュールどおり全ての個別内部監査を完遂するとともに、理事長等への実施方針や監査結果の報告も、年度内に実施した。 ○　令和５年度監事監査計画に基づき、監事監査が行われ、指摘はなかった。 ○　令和５年 11 月、令和６年２月～３月に会計監査人監査（期中往査）が行われ、指摘はなかった。		

年度評価　項目別評定調書（その他主務省令で定める業務運営に関する事項）

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第４－４－（２）	情報セキュリティ対策

2．主要な経年データ								
指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間 最終年度値	令和５年度 （2023 年度）	６年度 （2024 年度）	７年度 （2025 年度）	８年度 （2026 年度）	９年度 （2027 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	法人の業務実績・自己評価 自己評価	主務大臣による評価
３　情報セキュリティ対策 「サイバーセキュリティ戦略」（令和３年９月 28 日閣議決定）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」（令和３年７月７日サイバーセキュリティ戦略本部決定）等の政府の方針等を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、情報セキュリティに関する知識や経験を有する専門家の活用を通じて体制を整備し、個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進する。	（２）情報セキュリティ対策 「サイバーセキュリティ戦略」（令和３年９月 28 日閣議決定）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」（令和３年７月７日サイバーセキュリティ戦略本部決定）等の政府の方針等を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、情報セキュリティに関する知識や経験を有する専門家の活用を通じて体制を整備し、個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進する。	（２）情報セキュリティ対策 「サイバーセキュリティ戦略」（令和３年９月 28 日閣議決定）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」（令和３年７月７日サイバーセキュリティ戦略本部決定）等の政府方針等を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、情報セキュリティに関する知識や経験を有する専門家の活用を通じて体制を整備し、個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進する。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 政府の方針等を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策の推進に向けた取組は行われているか	＜主要な業務実績＞ ○　政府方針等を踏まえ、ＣＩＳＯアドバイザー等からの助言のもと、基幹ＬＡＮの機器更新をＩＴ化推進計画のとおり実施し、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期した。 ○　ＩＴ化推進計画等に基づき、令和６年２月に調達した高い専門性を有するＰＪＭＯ支援業者の活用を通じて体制を整備した。 ○　情報セキュリティに係る知見の向上及び醸成のため、職員８名を内閣情報セキュリティセンター主催の勉強会に参加させた。 ○　情報セキュリティ対策の自己点検の実施に当たって、点検計画の策定や点検項目の見直しを行うとともに、点検結果に基づく必要な対応を行った。 ○　個人情報を取り扱う外部委託業者への実地検査及び、保有個人情報等を適切に管理しているかどうかの点検を行うとともに、それらの検査及び点検	＜自己評価＞ 評定：Ｂ ＩＴ化推進計画に基づき、政府方針等を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期すとともに、高い専門性を有するＰＪＭＯ支援業者の活用を通じて体制を整備したことから、Ｂとする。 ＜課題と対応＞ －	評価　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「Ｂ」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

				結果に基づく必要な対応を行った。		

１．令和５事業年度予算及び決算

（１）収入

（単位：百万円）

科目	総計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
預り交付金	5	5	－	－	－	－	5	5	－	－	－	－
受入事業交付金	607	614	16	10	310	310	281	294	－	－	－	－
民間出資金	45	9	－	－	45	9	－	－	－	－	－	－
事業収入	159,926	48,621	24,319	22,347	10,325	7,612	11,504	9,005	89,810	501	23,967	9,156
運用収入	422	445	186	191	101	112	115	123	15	14	5	5
借入金	130,210	19,035	－	－	－	－	－	－	87,782	－	42,428	19,035
その他の収入	11	7	－	－	－	－	11	7	－	－	－	－
合計	291,226	68,737	24,521	22,548	10,781	8,043	11,916	9,434	177,607	516	66,400	28,197

（２）支出

（単位：百万円）

科目		総計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
運営経費	民間出資金	41	109	－	－	41	109	－	－	－	－	－	－
	業務経費	161,350	45,532	24,193	21,913	10,655	6,113	11,977	8,003	90,618	1	23,907	9,503
	借入金償還	130,210	18,662	－	－	－	－	－	－	87,782	－	42,428	18,662
	借入金利息	160	4	－	－	－	－	－	－	130	－	30	4
	一般管理費	711	644	322	296	229	192	142	139	10	7	7	9
	人件費	1,385	1,183	598	516	446	361	295	261	31	28	15	17
合計		293,856	66,134	25,113	22,725	11,371	6,776	12,414	8,403	178,570	36	66,387	28,195

２．令和５事業年度収支計画及び実績

（１）収益

（単位：百万円）

科目		総計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
経常収益	政府事業交付金収入	771	749	17	7	90	198	664	543	－	－	－	－
	事業収入	5,634	5,186	3,952	3,893	282	212	1,150	1,034	189	1	61	46
	財務収益	411	459	180	200	98	112	113	128	14	14	6	6
	引当金等戻入	12	985	－	323	－	587	11	75	－	－	2	－
	雑益	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－		－
前中期目標期間繰越積立金取崩額		－	9	－	－	－	－	－	－	－	9		－
当期総損失		403	－	108	－	412	－	－	－	－	－	－	－
合計		7,232	7,388	4,258	4,423	882	1,109	1,938	1,781	203	24	68	52

（２）費用

（単位：百万円）

科目		総計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
経常費用	政府事業交付金繰入	－	35	－	35	－	－	－	－	－	－	－	－
	業務経費	4,916	3,785	3,368	3,107	89	41	1,455	636	4	1	1	1
	一般管理費	441	545	197	248	146	164	86	119	6	6	5	8
	人件費	1,333	1,146	573	481	441	371	284	260	21	17	15	18
	減価償却費	222	180	120	92	46	40	54	47	1	1	1	1
	財務費用	160	4	－	－	－	－	－	－	130	－	30	4
	引当金等繰入	161	428	－	34	161	319	－	76	－	－	－	－
臨時損失		－	84	－	63	－	8	－	12	－	0	－	0
	固定資産除却損	－	0	－	－	－	0	－	－	－	－	－	－
	減損損失	－	84	－	63	－	8	－	12	－	0	－	0
当期総利益		－	1,180	－	362	－	166	59	631	42	－	16	21
合計		7,232	7,388	4,258	4,423	882	1,109	1,938	1,781	203	24	68	52

（注）収支計画は、予算ベースで作成した。

３．令和５事業年度資金計画及び実績

（１）収入

（単位：百万円）

科　　目	総　　計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による収入	160,969	49,703	24,529	22,564	10,737	8,035	11,906	9,427	89,825	516	23,972	9,162
投資活動による収入	0	0	0	0	0	0	－	－	－	－	－	－
財務活動による収入	130,266	19,052	－	－	45	9	11	7	87,782	－	42,428	19,035
前年度からの繰越金	163,988	172,089	61,432	65,349	44,592	45,773	53,062	56,553	3,849	3,351	1,054	1,061
合　　計	455,223	240,844	85,961	87,914	55,374	53,817	64,979	65,988	181,456	3,867	67,454	29,258

(2) 支出

（単位：百万円）

科　　目	総　　計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による支出	162,723	53,211	24,537	22,229	11,248	8,891	12,196	12,529	90,785	33	23,957	9,529
投資活動による支出	891	879	583	574	83	79	219	219	3	3	2	4
財務活動による支出	130,251	18,771	－	－	41	109	－	－	87,782	－	42,428	18,662
翌年度への繰越金	161,358	167,983	60,841	65,110	44,002	44,738	52,564	53,240	2,886	3,831	1,067	1,063
合　　計	455,223	240,844	85,961	87,914	55,374	53,817	64,979	65,988	181,456	3,867	67,454	29,258

（注）資金計画は、予算ベースで作成した。

令和５年度業務収支

（単位：百万円）

科　　目	総　　計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
政府事業交付金収入	714	698	17	7	33	147	664	543	－	－	－	－
事業収入	5,737	5,380	3,952	3,954	394	332	1,145	1,039	185	1	61	54
保険料収入	3,148	2,831	2,493	2,256	－	－	655	575	－	－	－	－
回収金収入	1,949	2,163	1,459	1,699	－	－	490	464	－	－	－	－
保証料収入	269	183	－	－	269	183	－	－	－	－	－	－
求償権回収収入	126	149	－	－	126	149	－	－	－	－	－	－
貸付金利息収入	246	55	－	－	－	－	－	－	185	1	61	54
収益合計	6,451	6,078	3,969	3,962	427	479	1,809	1,582	185	1	61	54
政府事業交付金繰入	－	35	－	35	－	－	－	－	－	－	－	－
事業費	4,344	3,677	2,798	2,706	282	479	1,264	491	－	－	－	－
保険金	3,941	3,053	2,798	2,706	－	－	1,144	347	－	－	－	－
保険料払戻金	26	21	－	－	－	－	26	21	－	－	－	－
代位弁済費	282	479	－	－	282	479	－	－	－	－	－	－
国庫納付金	94	123	－	－	－	－	94	123	－	－	－	－
財務費用												
支払利息	160	4	－	－	－	－	－	－	130	－	30	4
費用合計	4,503	3,716	2,798	2,742	282	479	1,264	491	130	－	30	4
収 支 差	1,948	2,362	1,171	1,220	145	－	545	1,091	56	1	31	50